

令和4年6月7日開会

令和4年6月24日閉会

令和4年西予市議会
第2回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

6月7日（火曜日）

令和4年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 6月 7日 | 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和4年 6月 7日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 散 会 | 令和4年 6月 7日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午前11時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 一 井 健 二 | | |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 | | |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |

議 事 日 程		の報告について
1	会議録署名議員の指名 (12番 源正樹、13番 井関陽一)	報告第 6号 令和3年度西予市病院事業 会計予算繰越計算書の報告 について
2	会期の決定 (6月7日～6月24日 18日間)	7 報告第 7号 専決処分事項の報告につい て
3	議案第74号 土居地区地域づくり活動セ ンター建築工事請負契約に ついて	
4	議案第76号 西予市消防署野村支署建築 工事請負契約について	
5	議案第75号 西予市明浜柑橘加工施設搾 汁・充填機器製作委託業務 請負契約について	
	議案第77号 西予市明浜柑橘加工施設の 設置及び管理に関する条例 制定について	
	議案第78号 西予市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一部を改 正する条例制定について	
	議案第79号 辺地に係る公共的施設総合 整備計画の変更について	
	議案第80号 西予市営土地改良事業の施 行について	
	議案第81号 令和4年度西予市一般会計 補正予算(第2号)	
	議案第82号 令和4年度西予市水道事業 会計補正予算(第1号)	
	議案第83号 令和4年度西予市公共下水 道事業会計補正予算(第1 号)	
6	報告第 1号 令和3年度西予市一般会計 継続費繰越計算書の報告に ついて	
	報告第 2号 令和3年度西予市一般会計 繰越明許費繰越計算書の報 告について	
	報告第 3号 令和3年度西予市一般会計 事故繰越し繰越計算書の報 告について	
	報告第 4号 令和3年度西予市水道事業 会計予算繰越計算書の報告 について	
	報告第 5号 令和3年度西予市公共下水 道事業会計予算繰越計算書	

本日の会議に付した事件		会計予算繰越計算書の報告 について
1	会議録署名議員の指名	
2	会期の決定	7 報告第 7号
3	議案第74号 土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について	専決処分事項の報告について
4	議案第76号 西予市消防署野村支署建築工事請負契約について	
5	議案第75号 西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について	
	議案第77号 西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について	
	議案第78号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第79号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	
	議案第80号 西予市営土地改良事業の施行について	
	議案第81号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)	
	議案第82号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	
	議案第83号 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	
6	報告第 1号 令和3年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	
	報告第 2号 令和3年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
	報告第 3号 令和3年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	
	報告第 4号 令和3年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
	報告第 5号 令和3年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
	報告第 6号 令和3年度西予市病院事業	

開会 午前10時00分

○小玉議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和4年第2回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和4年第2回西予市議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さきの臨時議会で、新たに正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が選任されたところでございますが、佐藤前議長、宇都宮俊文前副議長をはじめ、前任の各常任委員会委員の皆様におかれましては、一方ならぬ御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

新しく議長に就任されました小玉議長をはじめ、信宮副議長並びに各常任委員会の委員の皆様方には、ウィズコロナにシフトしつつある社会環境の変化への対応、また、社会経済活動の再開を見据えた市政運営の推進につきまして、これまで以上に特段の御協力を賜りますようお願いいたしますとともに、御活躍を祈念申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの影響が長期化している中で、ウクライナ情勢などの影響を受け、世界規模で先行きについての不確実性が高まり、原油や穀物等の価格が高騰しております。加えて、円安の急速な進行により輸入物価の上昇も続いております。

国内においても、既に様々な品目で価格の高騰が始まっており、国民生活や経済活動にも大きな影響が及ぶことが懸念されているところであります。

こうした中、政府は、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、事業規模13.2兆円の原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定いたしました。

当市におきましては、この総合緊急対策に関連し、さきの第2回臨時会におきまして、低所得の子育て世帯を対象とした生活支援特別給付金に関わる予算を組ませていただいたところであります。

総合緊急対策では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されており、当市の1次配分として約2億1000万円が示されております。

現在、関係各部署において、スピード感をもって関連事業の検討を進めているところであり、できるだけ早期の予算措置と事業実施を目指しているところであります。

議員各位におかれましては、格別の御理解と御協力をお願いいたします。

ロシアのウクライナ侵攻が始まって100日が過ぎました。一部報道では、長期化する見通しもあるようです。世界経済への影響もさることながら、ウクライナの皆さんが1日も早く安心して生活できる日々が戻ることを強く願うところであります。そうした中、思いがけない形で当市がウクライナとの関係を持つことになりました。

既に御承知のこととは存じますが、当市の野村町乙亥会館が、ウクライナ相撲連盟に所属する選手の合宿、練習場所となることが決定いたしました。今月中旬から約10日間、当市に滞在し、世界大会に向けた強化合宿に入る予定です。

本市といたしましても、歓迎の意を表するとともに、可能な限り選手の皆さんのサポートに努めたいと考えているところであり、今後の選手の皆さんの活躍とウクライナの平和が1日も早く戻ることを改めて強く念願するものであります。

一昨日の5日に、野村地区で情報伝達訓練及び避難訓練を実施いたしました。

昨年度は、新型コロナの影響で関係機関のみの訓練でしたが、今回は多くの住民の方に参加をいただき、タイムラインに基づく避難訓練及び避難所の運営訓練を行いました。

訓練に参加いただいた地域の皆様、関係機関各位に対しまして、厚く御礼申し上げます。

四国地方の梅雨入りは、例年よりも若干遅れのような見通しですが、いよいよ本格的な出水期を迎えます。

近年、自然災害は、甚大化・頻発化の傾向にあ

ります。

当市にとりまして、未曾有の大災害、平成30年豪雨災害からもうすぐ4年が経過いたしますが、こうした訓練を重ねることで、改めて防災意識の高揚、地域防災力の向上、そして、万が一の備えに努めてまいりたいと思います。

さて、今定例会におきましては、8名の議員からの一般質問をお受けするとともに、契約案件3件、条例制定1件、条例改正1件のほか、補正予算3件など計17件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、慎重に御審議いただき、それぞれ御決定賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

○小玉議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信しておりますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に12番源正樹君、13番井関陽一君の2名を指名いたします。

(日程2)

○小玉議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今回の会期は、本日から6月24日までの18日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から6月24日までの18日間と決定いたしました。

(日程3)

○小玉議長

次に、日程第3、議案第74号「土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について」

を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

議案第74号「土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設につきましては、西予市地域づくり活動センター推進計画に基づき、市民と行政とが協働によるまちづくりを行うため、城川町土居地区における地域づくり活動の拠点施設として整備するものであります。

当施設につきましては、市産材を活用した木造平屋建ての温かみのある施設となっております。ホール棟はCLTパネル工法にて建築し、木材の利用向上を図ります。また、どろんこ祭り保存館の展示物を一部移設する計画もございます。

本工事につきましては、去る5月17日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、株式会社東部総合建設 代表取締役広瀬裕次郎氏と工事請負金額3億415万円で、5月18日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治議員。

○14番中村敬治君

以前に説明があったかもしれませんが、重なっておれば御容赦願いたいんですけども、今後、このような事業は市内の各地で進められると予想されておりまして、地域づくり活動センターの、今回は新築の請負契約ということですが、新築とか改築の参考として、このケースの財源内訳について分かる範囲で簡単に御説明願ったらと思いま

す。

〔「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

暫時休憩します。（休憩 午前 10 時 14 分）

○小玉議長

再開します。（再開 午前 10 時 15 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の土居地区地域づくり活動センターの財源につきましては、過疎債とCLTにかかわります県の補助金を充当いたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村敬治議員。

○14 番中村敬治君

今お聞きしますと、国費などの補助金はないということでしょうか。お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在のところ国費による建築の予定はございません。

以上でございます。

○小玉議長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 74 号については総務常任委員会へ付託いたします。

（日程 4）

○小玉議長

次に、日程第 4、議案第 76 号「西予市消防署野村支署建築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井消防長。

〔酒井消防本部消防長登壇〕

○酒井消防本部消防長

議案第 76 号「西予市消防署野村支署建築工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

現在の西予市消防署野村支署庁舎は昭和 53 年に建築したもので、老朽化が著しく、耐震基準についても防災拠点としては不十分であり、早急な建て替えが必要とされております。

野村支署庁舎の整備につきましては、西予市野村町野村 12 号 744 番地において、庁舎棟及び訓練塔の新築工事を行うもので、令和 5 年 3 月に完成し、令和 5 年 4 月から供用開始の予定としております。

建設規模につきましては、庁舎棟は、木造、鉄骨造の混構造、地上 2 階建て、延べ床面積が 835.94 平方メートルで、訓練塔は、鉄筋コンクリート造、地上 3 階建て、延べ床面積 128.79 平方メートルであり、災害に強く、住民の安心安全を守る庁舎となる予定であります。

本工事につきましては、去る 5 月 17 日に事前審査型一般競争入札の開札を行い、中央総合建設株式会社 代表取締役松山清氏と工事請負金額 3 億 7994 万円で、5 月 18 日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、庁舎の配置等につきましては、別紙参考資料を御参照ください。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 76 号については総務常任委員会へ付託いたします。

（日程 5）

○小玉議長

次に、日程第 5、議案第 75 号「西予市明浜柑

橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について」、議案第 77 号「西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第 83 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 8 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

○和氣産業部長

議案第 75 号「西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

明浜柑橘加工施設は、明浜地区で生産されたかんきつを活用し、地域農産物の販売額の増加と新商品の開発を行い、地域の雇用を創出することで、明浜地区の活性化を目指すことを目的に整備を進めているところでございます。

本施設の搾汁充填機器につきましては、令和 3 年 7 月にプロポーザル方式により業者選定を行い、機器設計業務につきましては、令和 3 年 9 月に株式会社光陽と契約を締結したところでございます。

かんきつの搾汁充填機器の生産ラインは既製のものがなく、発注者の仕様に合わせた特別なものとなっております。本機器製作委託業務につきましても、設計された機器、生産ラインが、施設の規模、仕様に合わせた唯一無二の特別なものであり、機器設計を実施した事業者以外に製作することは困難であります。そのため、設計事業者と異なる事業者が製作を行った場合、費用や製作期間を余分に要することが想定されます。

また、建物本体工事に伴う搾汁充填機器及び電気配線等の位置設定などの業務内容について、互いの事業者の情報共有ができており、業務の効率化及び経費の削減を図ることが期待できます。

これらのことから、機器設計業者と機器製作業者を同一業者とし、機器設計業者である株式会社光陽 代表取締役倉本洋二氏と製作委託業務請負金額 2 億 2238 万 3700 円で、5 月 27 日に製作委託業務請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 77 号「西予市明浜柑橘加

工施設の設置及び管理に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、西予市明浜ふるさと創生館を廃止するとともに、新たに西予市明浜柑橘加工施設を設置するため、その設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

平成 2 年度に整備した柑橘加工施設、西予市明浜ふるさと創生館におきましては、老朽化が進むとともに、搾汁能力が低いことから、加工処理が追いつかず、利用者の期待に十分応えることができない状況となっているところでございます。

このたび設置いたします西予市明浜柑橘加工施設は、このような状況を踏まえ、加工処理能力の優れた柑橘加工施設として設置するもので、地域農業者の期待に応えるとともに、特産品の研究開発や販売等をもって、農業者の所得の向上及び雇用の創出並びに地域の活性化を図ることを目的として設置するものであります。

なお、施設の供用開始等の時期につきましては、令和 5 年 11 月以降を予定しており、施設の管理運営につきましては、かんきつの搬入から加工、販売までの工程を一連で行うことが効果的であることから、民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入することとしております。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

〔一井生活福祉部長登壇〕

○一井生活福祉部長

議案第 78 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、最終処分場として設置しております西予市野村不燃物処理場及び西予市惣川不燃物処理場を廃止するとともに、一般廃棄物処理手数料の一部を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

西予市野村不燃物処理場及び西予市惣川不燃物処理場につきましては、市の安定型最終処分場として利用してまいりましたが、施設の老朽化等により受入れを中止するとともに、廃止を検討してきたところでございます。このたび、施設の水質

検査等を経て、県による廃止確認もなされたことから両施設を廃止するものであります。

また、一般廃棄物処理手数料の見直しにつきましては、多量の粗大ごみの直接搬入に関わる処理手数料につきまして、これまでの車両別の料金設定から、許可業者等による大型車両での搬入に対応するため、新たに積載量1トン当たりの単価を設定するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

〔下澤政策企画部長登壇〕

○下澤政策企画部長

議案第79号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市におきましては、明浜町、野村町、城川町及び三瓶町において、19の地区が辺地の指定を受けており、そのうち5地区において辺地総合整備計画を定めております。

このたび、城川町遊子谷辺地において、市道の事業費について変更が必要となりました。

これに伴いまして、変更する辺地総合整備計画を国へ提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

〔和氣産業部長登壇〕

○和氣産業部長

議案第80号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和4、5年度の2カ年計画で、宇和町永長地区におきまして、水利施設等保全高度化事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、老朽化した用排水路の

整備を行うもので、これにより水管理の省力化、維持管理費の低減及び農地集積による生産性の向上を図るものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第81号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、将来にわたって健全な行財政運営を維持するために、本年度取り組んでいます2つの施策について触れさせていただきます。

まず、公共施設個別施設計画を策定いたします。

個別施設計画は、今後の公共施設の在り方について基本的な考え方を示した公共施設等総合管理計画に基づき、市民の皆様の貴重な財産であります公共施設を今後も効果的かつ効率的に運営管理し、市民サービスの維持向上を図り、公共施設の適正な配置及び管理を推進するものであります。

計画の策定に当たっては、まず、各施設の現状を安全性、必要性、有効性、効率性の視点から点検を行い、点検の結果に基づいて、施設の機能と性能に区分して評価を行います。その後、施設再編の基本方針に沿って、施設を継続する施設、譲渡・貸付け等処分を図る施設、廃止する施設等方向性を具体的に示します。

本計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とし、中間年に当たる令和10年度に必要な見直しを行い、新たな10カ年計画を策定いたします。また、毎年度計画の進捗状況等について点検と検証を行い、社会情勢や市の財政状況に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図ることといたします。

先月23日に第1回公共施設マネジメント市民会議を開催いたしました。市民会議は、旧町単位において各地区委員22名以内で組織し、個別施設計画の策定に関して広く意見をいただく会議であり、10名の議員の皆様にも委員として委嘱させていただいております。

今後、旧町別に第2回目の意見交換を行うほか、

広く市民の皆様から意見を募集するパブリックコメントを実施し、提出いただいた御意見・情報を考慮いたしまして、個別施設計画を策定し、議員の皆様へ説明を行い、令和5年3月に公表の予定であります。

次に、施設の使用料等の見直しに取り組みます。

本市の施設使用料等は、平成16年の合併時に設定した後、消費税の改定時に一部改正を行っていますが、算定方法や改定の時期等について施設ごとの水準に差が生じているのが現状であります。受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民の皆様や受益者から理解が得られる合理的な料金設定を行うために、統一的な基準を定め見直しを行います。

なお、今回の見直しは、使用料等の値上げを前提として行うものではございません。今後の公共施設の在り方を踏まえた上で、使用料等の算定根拠を明確化し、適切な受益と負担の在り方について見直しをするものであります。

今後、部門別に調整を行い、行政経営戦略会議において見直し内容の審議を行い、市としての方針の最終決定を行う予定であります。会議の結果につきましては、ホームページ等で公表を行うとともに、議員の皆様への説明を行い、情報提供に努め、市民の皆様並びに議員の皆様のご理解が得られるよう努めていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、人事異動等に伴う職員給与費及び会計年度任用職員給与費の調整、国庫支出金等の内示に伴う建設改良事業等の財政調整のほか、緊急に対応する必要が生じた事業費などを計上するものであります。

その主な内容でございますが、予算書の款別に御説明申し上げます。

総務費では、野村大橋架け替え工事に伴う事業所移転の支援に要する経費を計上し、民生費では、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に関連した養護老人ホームに勤務する職員の処遇改善に要する経費のほか、西予総合福祉会が実施します宿舍施設建設支援に要する経費を計上し、農業費では、明浜柑橘加工施設整備事業において、資材の高騰及び実施設計による当初予算に対して事業費に不足が生じたための工事請負費を増額計上し、商工費では、四国西予ジオミュージアムでの窓口

業務の委託に要する経費を計上し、災害復旧費では、平成30年7月豪雨災害を起因とした市道の地すべり災害の復旧に要する経費を計上いたしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、不足する財源につきましては財政調整基金を繰入れし収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億4284万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を321億7949万2000円と定めるものであります。

また、地方債の補正として、災害復旧事業債、過疎対策事業債の限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます前に、まず職員人件費の補正について説明をさせていただきます。

当初予算では、予算編成時の職員数及び組織体制を基本に、退職者と新規採用者数を見込み、所要額を計上いたしております。今回、4月の人事異動等による各課の職員数及び年齢構成等の変動に伴い、関係する予算科目の目の給与等の計上額に過不足が生じたことから職員給与費を調整するものであります。総額で803万円を減額調整いたしております。

それでは、予算書の14ページをお開き願います。

2款総務費、1項20目復興推進費、復興支援事業1287万6000円でございますが、肱川水系河川整備計画に基づいて、県が実施をいたします野村大橋の架け替え工事の円滑な事業推進のため、移転事業者の移転先用地の確保に要する経費等を計上するものであります。

18 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費、老人保護措置事業 220 万円であります。令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、看護、保育職員等を対象とした処遇改善が行われましたが、養護老人ホームに勤務する職員については処遇改善の対象となっておりませんでした。

今回、老人保護措置費に係る支弁額等の改定により処遇改善を行うこととされたことを受けまして、措置費負担金を計上するものであります。

次に、老人福祉庶務事業 3400 万円ですが、西予総合福祉会が、外国人等の介護職員の確保のため実施します介護職員の宿舎施設整備事業に対して、西予市介護基盤整備事業費等補助金交付要綱に基づいて補助金を計上するものであります。

24 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、明浜柑橘加工施設整備事業 4638 万円ですが、地質調査の結果により、新たに杭工事が必要となったこと、また、建設資材の価格高騰及び実施設計により工事費が当初予算に対して不足を生じたため増額をするものでございます。財源は過疎対策事業債を充てています。

26 ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 8 目ジオパーク推進事業費、四国西予ジオミュージアム管理運営事業 184 万 1000 円ですが、4 月 23 日にオープンいたしましたジオミュージアムは、職員 4 名体制で施設の管理業務、ジオ学習、展示会、来館者対応業務を行う予定でありましたが、業務量に対して職員が不足し、城川支所及び経済振興課の職員の応援を得て業務を行っているのが現状であるため、今回、来館者へのサービスの向上及び施設管理の充実を図るため、窓口業務の委託に要する経費を計上するものであります。

34 ページをお開き願います。

11 款災害復旧費、6 項 1 目道路橋梁河川災害復旧費 2 億 4450 万円ですが、平成 30 年 7 月豪雨災害を起因とします地すべり災害により、市道の山側崩落、擁壁の亀裂等が生じた野村地区の市道 3 路線の災害復旧に要する経費を計上するものであります。財源として、災害復旧費国庫負担

金、災害復旧事業債を充てています。

次に、主な歳入について御説明を申し上げます。予算書は 9 ページにお戻りください。

15 款県支出金、2 項 2 目民生費県補助金、介護基盤整備事業費県補助金 3400 万円ですが、西予総合福祉会が実施をします介護職員の宿舎施設整備に要する経費に対しての補助金であります。補助率は 3 分の 1 です。

11 ページをお開き願います。

21 款市債であります。市道 1 級路線 7 号線舗装事業、溪筋地区体育館建設事業では、国庫補助金、スポーツ振興くじ助成金の内示等による増額、減額を行い、明浜柑橘加工施設整備事業、道路橋梁河川災害復旧事業では、事業費の増に伴い過疎対策事業債、災害復旧事業債をそれぞれ増額し、補正後の地方債の借入限度額を 48 億 9130 万円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

〔三瀬建設部長登壇〕

○三瀬建設部長

議案第 82 号「令和 4 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、会計年度任用職員における任用形態の変更に伴う人件費の調整によるものであります。

これによりまして、第 2 条の収益的支出につきましては、既決いただいております収益的支出に、職員給与費 165 万 6000 円を増額し、総額を 7 億 5282 万 7000 円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費についても補正を行っております。

続きまして、議案第 83 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金の内定通知に伴う事業費の減額及び財源の調整が主なものであります。

これによりまして、第 3 条の資本的収入及び資本的支出の補正につきましては、資本的収入を

1911万円減額し、総額を2億9724万2000円とし、資本的支出を1089万5000円減額して、総額を3億9499万8000円といたしております。

第4条の企業債では、下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額を改めております。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○小玉議長

次に、日程第6、報告第1号「令和3年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第6号「令和3年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮財政課長。

〔宇都宮財政課長登壇〕

○宇都宮財政課長

報告第1号「令和3年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第2号「令和3年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「令和3年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第4号「令和3年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第5号「令和3年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第6号「令和3年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度西予市一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計及び病院事業会計における各事業のうち、令和3年度から令和4年度への継続費、繰越明許費及び事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項において準用する第146条第2項の規定並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えて御報告申し上げます。

以上報告6件、よろしくようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

(日程7)

○小玉議長

次に、日程第7、報告第7号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第7号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり5件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の報告は終わりました。

ただいま付託されました総務常任委員会においては、各議案について十分審査を行い、6月13日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月13日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時00分

第 2 日

6月13日（月曜日）

令和4年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 6月13日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 6月13日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和4年 6月13日 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| | 午前11時09分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | | | |
|------|-------------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 |
| 生活福祉部長兼 | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 藤 井 兼 人 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

- 1 議案第74号 土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について
議案第76号 西予市消防署野村支署建築工事請負契約について
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 議案第74号 土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について
議案第76号 西予市消防署野村支署建築工事請負契約について
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

○小玉議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、議案第74号「土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について」及び議案第76号「西予市消防署野村支署建築工事請負契約について」の2件を一括議題といたします。

委員会における審査の過程と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長河野清一君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

〔河野総務常任委員会委員長登壇〕

○河野総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月7日の本会議において、当委員会へ付託されました議案2件につきましては、同日委員会を開催し審査を行いました。

その経過と結果について御報告申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案2件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第74号「土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について」事業費における残土利用ほ場整備工事について質疑があり、旧土居保育所跡地から出る残土を処理するため、残土処理場への持込みを想定していたが、近隣農地への受入れが確保できたためほ場整備工事を実施するものである。それにより事業費の削減につながったとの答弁でありました。

議案第76号「西予市消防署野村支署建築工事請負契約について」災害時における燃料の備蓄についての質疑に対し、備蓄ではないが、隣接する民

間の給油所と平成26年11月7日に災害時における燃料の供給に関する覚書を締結しており、停電が3日以上及ぶ場合にも、燃料給油等の対応が可能であるとの答弁でありました。

また、2議案ともに、建築工事期間が令和5年3月までとなっているが標準工期は確保できているかとの質疑があり、敷地条件、構造規模等を考慮し、設計事務所等専門業者聞き取りにより工期を設定しているとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和4年6月13日、総務常任委員会委員長河野清一。

○小玉議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第74号を採決いたします。

お諮りします。

議案第74号「土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第76号を採決いたします。

お諮りします。

議案第76号「西予市消防署野村支署建築工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時07分）

○小玉議長

再開します。（再開 午前9時08分）

（日程2）

○小玉議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、5番加藤美香君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

おはようございます。議席番号5番加藤美香です。

本日は議長より一般質問を許可されましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1点目は空き家対策についてお伺いいたします。

平成27年に、空家等対策の推進に関する特別措置法、空家法が施行され、西予市も平成29年に西予市空家等対策計画が策定され5年が経過いたしましたので、その成果や課題、今後の取組などを質問させていただきます。

まず初めに、西予市の旧5町ごとの空き家の件数と空き家率をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして、早朝より傍聴にお越しいただきまして心から感謝を申し上げます。

今年は例年より梅雨入りが遅れているようですが、いよいよ今週中にも梅雨入りとなりそうです。いよいよ出水期を迎えます。大雨等の災害対策に御留意をいただきたいと思います。

本日から3日間にわたりまして、8名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。

それぞれの御質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えておりますのでどうかよろしくお願いをいたします。

市政運営の根幹に関わる御質問には私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野などの説明につきましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

それではただいまの御質問にお答えを申し上げます。

現在、空き家の数は、令和4年3月31日現在で総数1,952件です。旧町別の内訳は、明浜248件、宇和465件、野村564件、城川322件、三瓶353件となっております。

次に、空き家率でございますが、空き家率につきましては全体で7.9%です。同じく旧町別の内訳は、明浜10.2%、宇和4.8%、野村10%、城川12.6%、三瓶8.2%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

空き家バンクに登録されている件数と過去の成約件数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えいたします。

空き家バンクの登録件数、そして過去の成立件数でございますが、現在、西予市空き家情報提供制度により登録されている物件数は、令和4年5月末現在で50件となっております。

これまでの成約件数につきましては、西予市空き家情報提供制度を始めた平成27年度から令和3年度までで、売買または賃貸借されたものが87件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

空き家バンクに登録されている空き家の中には、農地つき空き家が登録されておりますが、農地法により、農業従事者でないと農地は買えないことになっておりますが、西予市としてはどのような対策をとられているのかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

西予市におきましては、空き家情報登録された空き家に附属した1アール以上30アール未満の農地で、農業委員会の指定を得れば、農業従事者でなくても売買を認めております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

実績をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

実績につきましては、令和2年度は7件、令和3年度が3件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

知らない方も多いので周知をお願いしたいと思います。

次に、空き家が長い間放置されますと危険空家になります。

西予市における危険空家の件数、旧5町ごとにと危険空家の定義をあわせてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えいたします。

危険空家の件数でございますが、令和4年3月31日現在で、総数501件です。旧町別の内訳は、

明浜76件、宇和92件、野村154件、城川92件、三瓶87件となっております。次に、危険空家の定義につきましては、物件を確認いたしまして、国土交通省の定める住宅不良度判定により、屋根、外壁、柱、基礎等の部位ごとに老朽化に応じた採点をいたしまして、100点以上となるものが危険空家となっております。

また、危険空家のうち、災害発生時に倒壊して公道を塞ぐおそれのある危険空家が西予市危険空家除却事業の補助対象となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

危険空家の1年間の除却件数と過去何件除却されているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えいたします。

危険空家の除却につきましては、西予市危険空家除却事業を利用されず、全額自己負担で除却される方もおられます。このため、全体の数字は把握できておりませんが、西予市危険空家除却事業を利用して除却された件数は、令和3年度が44件です。

過去の除却件数につきましては、制度を始めました平成27年度から令和3年度までで、西予市危険空家除却事業を利用して除却された件数が、累計で145件となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

危険空家がなかなか除却に至らない理由をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

除却に至らない理由でございますが、様々なケ

ースがあるため一概には言えませんが、所有者が亡くなり、相続代表者が定まらず、話し合いが進まないということがございます。このほか、当市においては、危険空家除却事業補助金を設け、対象事業費の5分の4の補助で80万円を限度に補助をしておりますが、補助の残額分の費用が賄えないことを理由に除却ができないという案件もございます。

また、空き家を除却後、更地になると住宅用地の課税標準額の特例措置がなくなるため、固定資産税が上がるということから見合わせるというお話も伺ったことがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今の御答弁の中で、更地になると固定資産税が上がるということも除却に至らない理由に挙げられておりましたが、もう少し具体的に申しますと、更地になると固定資産税の減免措置が解除され、固定資産税が面積にもよりますが、6倍になります。

他市では市独自の対策がされているところもございますが、西予市はどのような対策をとられているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

現在、当市におきましては、危険空家等を自主的に除却したことによる固定資産税の減免等の市独自の対策は行っておりませんが、今後、減免等の制度を導入した場合の効果についても調査研究をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今後検討していただき、また、更地になり長い間利活用が進まない土地は課税地目の見直しなども検討していただきたいと思います。

次に、西予市が危険空家を特定空家と認定し、行政代執行した件数と特定空家の判断基準、また、行政代執行までの流れをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

お答えをいたします。

当市におきましては、令和3年度に略式代執行を1件実施しております。

次に、特定空家となる判断基準につきましては、特定空家等の認定は、先ほど申し上げました住宅不良度判定で100点以上であることに加えまして、建物が倒壊した場合などに、近隣及び地域に及ぼす被害や影響が、物的・人的に大きいと容易に予測される空き家を特定空家等の候補物件として、西予市空家等対策協議会に対して意見を求め、その意見をもとに、特定空家等に認定をしております。

次に、代執行までの流れについてですが、危険がとて高まっていたり、既に地域に大きな悪影響が出ている空き家などに対し、行政で緊急に対応せざるを得ないと判断される物件について、行政代執行を検討いたします。

危険空家といえども個人の資産であるため、空き家等の行政代執行を行うには、空家等対策の推進に関する特別措置法に定める所有者等の義務者に対し、指導、勧告、命令を行う段階的な手続を踏む必要がございます。特に、勧告と命令という場合は、相当の猶予期間を設けるよう定められており、かつ、命令の際は、意見を聴取する機会を設けることや公告行為などが定められているなど、それぞれの手続には一定程度の時間が必要となります。

また、行政代執行後は、所有者等の義務者に対しまして、除却に要した費用の請求を行うこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

現在、何件特定空家を認定されているのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

当市におきましては、現在6件を特定空家等と認定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

特定空家を行政執行するまでに、所有者を特定していただいて解決していただくことを希望いたします。

最後の質問になりますが、西予市空家等対策計画が策定され5年が経過し、今後の空き家解消に向けた取組をお伺いいたします。

市独自の条例制定なども踏まえてお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

当市においては、平成26年度から愛媛県下でもいち早く空き家の課題へ取組を始めました。平成27年に制定されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家の実態調査を行い、平成29年度に西予市空家等対策計画を策定し、今年度、第2期の空家等対策計画の策定に向けて、今、作業を進めております。

計画策定の中で、危険空家の除去や活用が可能な空き家の利活用が進むよう、それぞれの方向性を定めるとともに、関係機関や庁舎内での連携を進めまして、課題解決に向け体制の整備と問題意識の共有を深めたいと考えております。

また、現在のところ独自の条例制定等はございませんが、現状施策の効果や空き家の増加等も踏まえまして、より効果的な施策を研究してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

空家法が施行され、西予市も一定の成果が出ておりますが、これからも少子高齢化により人口減少が進み、空き家が増加いたします。危険空家、放置空家になる前に市が所有者を特定し、対策や活用のサポートを行い、空き家を減らす取組を進めていただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

2点目は福祉計画についてお伺いいたします。

令和3年3月に西予市障がい福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）が策定され、令和5年までの目標などを設定され進められております。その中から4点質問させていただきます。

1点目は、福祉施設入所者の地域生活への移行についてお伺いいたします。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るために地域移行を進めるということですが、西予市における身体、療育、精神手帳保持者の人数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

身体、療育、精神障がい者の各種手帳保持者の人数でございますが、令和4年4月末時点で、身体障害者手帳保持者1,953人、療育手帳保持者482人、精神障害者保健福祉手帳保持者211人でございます。

御承知のとおり、本人や御家族の御意向により手帳を持たない方もいらっしゃるため、実際にはもっと多くの方が何らかの障がいとともに生活されておられます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

障がいのある方が入所されている福祉施設の数と人数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

福祉施設数と入所者数でございますが、現在、

市内には、主に知的障がい者を対象とした入所施設が4施設ございまして、令和4年2月末現在、210の方が入所されておられます。

また、入所希望者、いわゆる待機されている方については、いずれの施設においても一定数の待機者がおられまして、今後も同様な傾向にございます。施設入所のニーズについては今後も見込まれるため、入所支援は継続して必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

地域移行を進めるための受皿となる住まいの場としてグループホームがございまして。

西予市のグループホームの整備状況と入所されている利用者をどのような支援のもと移行を進められるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

グループホームの整備状況でございますが、市内には、社会福祉法人やNPO法人が運営する3事業所に14カ所のグループホームがございまして、64の方が生活され、おおむね満室状態となっております。

次に、移行への支援につきましては、在宅移行における保護者や介護者の就労や休息の確保などの課題に鑑みた訪問系、日中活動系のサービスの充実、また、グループホームを含め多様なニーズに対応した住まいの選定や自立するための支援、日中活動の訓練など、退所後の暮らしに必要な福祉サービスについての充実を図るとともに、御本人の意向に沿った支援計画について、家族、相談支援事業所と連携しながら実現させ、地域移行定着につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

グループホームが満室ということでございます

が、グループホーム整備促進のお考えをお聞きたいします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

市といたしまして、グループホームの建設や運営の予定はございませんが、市内の社会福祉法人や民間の福祉事業者に対しまして、国庫補助を活用した施設整備の情報提供や活用の支援のほか、障がい者の自分らしい暮らしの実現のために、グループホームへの理解を広め、受皿づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう住まいの確保を進めていただきたいと思っております。

2点目は相談支援体制の充実・強化についてお伺いいたします。

平成24年に障害者自立支援法ができ、市町村に基幹相談支援センターが設置されております。

西予市における基幹相談支援センターの担当窓口と役割をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

センターの担当窓口と役割でございますが、基幹相談支援センターは、様々な障がいに関して、住民からワンストップで相談を受けるとともに、地域の相談支援事業者の資質向上のための指導も行う相談支援の中核的な役割を担う機関で、西予市では、平成27年度に福祉事務所福祉課に窓口を設置しております。

また、センターの役割には、主に、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止の取組などがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

基幹相談支援センターでの1日の相談件数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

相談件数でございますが、令和3年度で年間3,202件ございまして、1日に換算しますと9件ほどになります。この件数は、各相談支援事業所からの相談も含まれた延べ件数となっております。個別相談はもとより連携をとりながら対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

行政以外の相談窓口をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

行政以外の相談窓口でございますが、市が5カ所の相談支援事業所に委託しております。市内にある事業所2カ所と、市外には、主として精神障がい者を対象としている事業所2カ所、障がい児を対象としている事業所1カ所で、それぞれの特異性・専門性を生かした相談支援を行っていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

これからも相談は増えていきます。多様なニーズに対応するため、相談支援専門員の配置なども踏まえて、相談支援体制の充実強化に向けた取組をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

相談支援体制の充実強化でございますが、ニーズの増大、多様化に鑑みて、人的体制について強化することが必要だと認識をいたしております。

現在、障がい者相談の中核である基幹相談支援センターの窓口の福祉課には、保健師が1人在籍しておりますが、専属ではなく通常業務をしながらの対応となっております。障がい者相談業務の推進を図りたいとしながら、限られた人員の中で全ての役割を担うことは難しい状況でございます。

相談支援事業所には、専門性を備えられた相談支援専門員が在籍しておりますが、今後、相談支援体制の充実・強化を図るためには、中核的な位置づけにある基幹相談支援センターに相談支援専門員を配備するなどの体制強化に努めてまいりたいと考えております。

また、専門的技能のスキルアップを目指して、各種研修の提供や活用支援を図っていきたく考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

基幹相談支援センターは、中核的な役割を担う場所ですので、相談支援専門員を配置し、様々な障がいや困難ケースに対応できるよう進めていただきたいと思います。

3点目は地域生活支援拠点等の整備についてお伺いいたします。

障がい者の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、地域で障がい者や家族が安心して生活するために、緊急時にすぐに相談対応が図られる体制や場所が地域生活支援拠点でございますが、西予市における整備状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

地域生活支援拠点等の整備状況でございますが、必要な機能として、相談機能、緊急時の受入れ・対応の機能、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能の5つが挙げられており、原則5つの機能全てを備

えることとなっております。

現在のところ拠点整備には至っておりませんが、緊急な支援が必要になった状況において、本人及びその家族と市、相談支援事業所、サービス事業者等が連携を図り支援につないでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

介護者不在の緊急時の対応、具体的な事例などをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

現在、拠点については未整備でございますが、緊急時の生活の場の確保は迅速に対応いたしております。介護者不在の緊急時の対応としまして、御本人と市、相談支援事業所、サービス事業者等が速やかに連携し、サービス事業所の短期入所を活用した後に、グループホームの利用につなげるといった対応事例もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今後、どのようなことから整備促進を図られるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

地域生活支援拠点等の整備につきましては、学識経験を有する者や保健・福祉分野の代表者、障がい者団体の代表者等で組織する西予市障害者自立支援協議会等の御意見をいただきながら整備を図ることとしており、令和3年度に開催しました協議会の議題にも掲げ御意見を伺ったところでございます。

多様化かつ複雑化する事例に対しまして、相談機能を充実させ、突発的な事例に備え、緊急時の受入れ体制を強化するなど、今後は、関係機関と

の連携を一層密にし、厚生労働省が示す地域の実情に応じた整備に向け進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

障がいのある方や家族が安心して生活できるように、令和5年までには、西予市に1カ所は地域生活支援拠点を整備していただきたいと思っております。

4点目、福祉施設利用者の一般就労への移行についてお伺いいたします。

障がいのある方が自立した生活を地域社会において営むことができるよう一般就労へ移行を進めるということでございますが、西予市における就労支援サービスの状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスには、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援の4種類のサービスがありますが、市内では、就労継続支援B型事業所が7カ所ございまして、生産活動を通じて、その知識や能力の向上、自立と社会参加の実現に向けて、約170の方が働いておられます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

過去5年間で一般就労へ移行された人数と雇用場所をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

市で把握しております一般就労された人数でございますが、過去5年間で18人で、主に就労支援B型事業所から一般就労へ移行されたものでござ

います。

雇用場所としましては、高齢者施設や介護通所サービス事業所等福祉施設が8人、官公庁等公的機関が5人、一般企業等が5人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

就労場所確保など今後の市の取組をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

市といたしまして、民間における障がい者雇用の就労場所の確保は行っておりませんが、就労を希望する障がい者に対し、それぞれの状況に応じて就労支援のサービスの提供を引き続き行ってまいります。

また、市内にある障害者就業・生活支援センターにおいては、就労を希望している障がい者、あるいは、在職中の障がい者が抱える課題に応じて、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施しております。

市といたしましては、今後も連携を図りながら、障がい者の希望や能力、適性を十分に生かし、障がいの特性等に応じて活躍することが普通の社会、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

障がいのある方の中には、一般就労ができる方がたくさんいらっしゃいます。就労支援とともに、障がい者の雇用場所拡大のため、企業に向けた障がい者雇用の啓発なども進めていただきたいと思います。

今回、4点質問させていただきましたが、この福祉計画は、市町村で国の指針を踏まえ、3年を1期として定めることが義務づけられております。

誰もが暮らしやすい社会になるよう、この福祉計画をしっかりと推進していただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。

3点目は、宇和町地域の小学校の再編についてお伺いいたします。

昨年的一般質問において、令和3年より宇和町地域小学校再編検討委員会を立ち上げ、令和3年度中に答申を出すという答弁がございました。

そして、令和3年7月より7回の協議検討を重ねられ、令和4年4月に答申が提出されました。答申については愛媛新聞にも報じられております。

改めて、宇和町地域小学校再編計画の主な答申内容をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

西予市宇和町地域小学校再編検討委員会におかれましては、計7回にわたって終始熱心に御審議をいただきました。

検討委員会において、再編の必要性や望ましい教育環境、望ましい学校規模を審議した上で、宇和町地域の児童数は今後も年々減少することが予想されることや一定規模以上の集団の中で競争心や社会性を身につけることが重要であることなどを総合的に勘案された結果、宇和町地域における小学校の再編が必要であるとの答申がなされました。

答申では、小学校は1校に再編し、現在の宇和町小学校の校地、いわゆる敷地であります。この敷地、校舎を活用する。再編の時期は、1学年3学級、あるいは4学級が編成できる令和14年度辺りをめどとする。宇和町地域6つの小学校を一斉に1校に編成することを基本とするが、各小学校の現状、特に児童数の著しい減少や校舎等の老朽化により多くの保護者や地域住民から要望があった場合は、その時期を待たずして先行し再編を実施することとされております。

このほか、子どもたちの通学負担を軽減するため、スクールバスの運行の必要性についても触れられております。

また、再編に関する重要な考え方として、再編実施前には、保護者、地域住民等市民の声を十分

に聞いた上で行うこと。現在の小学校を利用した場合においても、宇和町地域に新しい小学校を再編するという方針で実施すること。再編校の実施は、ICTや教科担任制など新しい教育に対応した教育の整備や子どもたちが誇りに思う西予市産材を使った木造校舎の建築を積極的に検討すること。廃校となった小学校施設の活用は、他校の事例を参照し、地域住民等と協議しながら検討することなどが挙げられております。

さらに、目標とする再編時期における児童数がある程度判明する時点において、市内学校施設の改築状況等も考慮し、再編の時期等は総合的に判断して対応する。再編に向けてのタイムスケジュールを定め、令和14年度までの適当な時期に推進委員会を設け、具体的に協議するなどなされております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

1校に至るまでの経緯、場所など、どのような審議をされたのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

宇和町地域の小学校児童数は、今後も減少傾向が続くことが予想されておりますことから、2校以上の複数校に再編した場合は、長期的に見ると再度の再編が必要となる可能性が高いため、1校に再編することが最適とされたものです。

このほか、1校に再編することにより、教育予算を集中して活用することとなり、よりよい教育環境の整備が可能となること。また、宇和中学校へ進学する多くの児童にとって不安なくよりスムーズな進学となること。さらには、教科担任制の導入により、小中学校の連携が必要になる場合においても、お互いの協力、連携がより強化され、かつ柔軟な対応が可能となり、宇和町在住の住民の皆さんに、小学生のことを宇和町の子ども、私たちの子どもでも感じてもらえることも1校に再編する大きなメリットとなると考えられたものです。

場所の選定につきましては、地理的にも宇和町地域の中心となる現在の宇和町小学校の敷地を活用することが最適とされたものです。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

もう1点お伺いさせていただきます。

約10年後に1校に再編するというございます。どのような審議をされそのようになったのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

約10年後ということにつきまして、検討委員会におきましては、限定的ではなく、ある程度長い幅を持たせた期間とすべきではないか。年度ではなく状態で時期を捉えたほうが、予測と実態のずれが少ないのではないかと。最大でも10年というのが一つの区切りではないかと。10年以上先になると保護者からの理解も得にくいのではないかと。ある程度、10年後のように、何年後といった期間を前もって地域に伝えてはどうか。子どもたち、地域、学校、行政などが再編を考えたとき、10年を目安の期間としてはどうかなどの意見が出されました。

これら様々な意見を踏まえ、検討委員会で総合的に判断し、約10年後の1学年3学級、あるいは4学級が再編できる令和14年度あたりをめどに再編を行うとされたものです。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

最後の質問になりますが、答申後の宇和町地域小学校再編計画策定までのタイムスケジュールをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

策定スケジュールといたしまして、9月中旬には、再編計画案を策定、公表いたしまして、9月下旬から11月にかけて、校區別住民説明会及びパブリックコメントを実施したいと考えております。その後、説明会やパブリックコメントでの御意見をもとに再編計画策定作業を行い、令和5年3月に再編計画を策定する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今回、西予市の旧5町の中で再編が行われていなかった宇和町地域も小学校再編計画の答申が出されました。

再編計画策定においては、住民の意見をしっかりと取り入れていただき、ハード面でもソフト面でも日本一の小学校を目指して進めていっていただきたいと思っております。

以上、一般質問を終わります。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時55分）

○小玉議長

再開いたします。（午前10時10分）

次に、15番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

公明党の二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大から約2年半になります。これまで経験したことのない不自由な窮屈な暮らし、国や行政のもろもろの御支援と市民の皆様との御協力、ようやく窮屈から抜け出せるのかなと思っておりましたところ、ロシアによるウクライナへの一方的な侵略行為が行われました。憤りしか感じ得ません。このことで、世界の食料危機や原油高騰による物価上昇で、国民の皆様にはダブルパンチとも言える状況になっているのではないかと考えます。ウクライナの皆様には、1日も早い安全で心休まる日が来ることを心から願っております。

このような中、4月26日に決定をされましたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、公明党の強い要請に対しまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設をされました。これにより、地方自治体を実施をする生活に困窮する方々の生活支援や学校給食等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記をされております。地域の実情に応じた取組が期待をされているところであります。

私たち公明党では、全国の自治体におきまして、首長に対しての地方創生臨時交付金の趣旨を踏まえた効果的な支援に対する要望や要請活動を行っております。私の場合は、会派もなく1人でございますので、今回この一般質問において、その市の取り組み方をお伺いしたいと思っております。

今回の地方創生臨時交付金の西予市における事業の選択の方法、また、生活者支援に関する事業と事業者支援に関する事業について効果的に行っていただくため、その考え方を伺いたいと思っております。

まず最初に、生活支援に関する事業について、事業の選択方法についてをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは二宮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずは交付金の概要についてから説明をさせていただきます。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設をされました。

予算規模は1兆円で、このうち、今回8000億円が人口や感染状況等を基礎として算定をされ、都道府県及び市町村に交付されたものでございます。

本市への配分額といたしましては、令和3年度補正予算分として5328万5000円、令和4年度予備費分として1億5985万4000円、合わせて2億1313万9000円の交付限度額通知がございました。

令和4年度予備費で確保しましたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の対象事業といたしましては2種類の区分がございます。

1つ目にコロナ禍における原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する生活支援事業、2つ目にコロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する産業支援事業がございます。

これら2つの区分に対しましては、国から地方公共団体における交付金の活用参考事例といたしまして、具体的なメニューも示されているところでございます。

本市の取組といたしましては、先月、国からの通知を受けまして、生活支援に関する事業及び事業者支援に関する事業の支援策について、庁内に周知を行い、各部署で具体的支援策の検討を行うとともに事業化に向けての取りまとめを行いました。その後、国の施策に伴う目的、支援内容として適正であるか、効果が見込めるか、そうした適性に基づいてヒアリング等によりまして庁内の調整を行い、このたび10事業の支援策について予算化を図ることといたしました。

御質問にございました生活支援に関する事業といたしましては、全世帯を対象としたプレミアム商品券事業を中心に子育て支援に関する内容を盛り込んで展開する計画といたしており、改めまして予算の追加上程をさせていただきまして、早期に支援策を講じる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

御答弁にもありました生活困窮者についてですが、その生活支援事業に関する事業のメニューの中にある生活困窮者や低所得者に対する給付金に対して詳しく説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まず、生活困窮者の定義でございますが、生活困窮者自立支援法第3条によりまして、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうと定められております。

今回の地方創生臨時交付金を活用した市単独の支援事業を実施するに当たり、この対象者の選定には苦慮いたしているところでございます。国におきましては、様々な支援事業を実施している状況でございまして、現時点におきまして、生活困窮者への支援につきましては、この地方創生臨時交付金を活用する予定はございませんが、現在支給をいたしております住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金におきまして、速やかに支援が受けられるよう事務処理体制を整えており、現在給付率は9割を超えたところでございます。未申請の世帯に対しましてもプッシュ型で勧奨通知を行いまして、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に生活・暮らしの支援が行き届くよう努めているところでございます。

また、制度の拡充によりまして、令和4年度に新たに非課税となった世帯への給付につきましても速やかな支援につなげられるよう7月中旬支給開始を目指して準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今言っていただきました給付される世帯の該当される世帯数を教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

新たに非課税世帯となった世帯数につきましては、約900と見込んでおりますが、転入をされてこられました世帯もございますので、それよりは

若干多いものと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

次に、同じ生活支援に関する事業の中の学校給食等の負担軽減について、これは全国的にも我々公明党議員が要望しているところですが、それと子育て世帯に対する支援についてどのようになっているかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

学校給食等の支援でございますけれども、学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法に基づきまして、学校の設置者である西予市が給食調理施設の光熱水費をはじめとする維持管理費を負担し、保護者が食材費用を給食費として負担をしております。準要保護児童生徒におきましては、就学援助費といたしまして、学校給食に要する費用の実費を市が支給をいたしております。

マスコミ等でも報道されておりますように、令和4年度から特に食品の値上げが本格化し、給食費に係る多くの食材の価格が上昇いたしております。今後、物価高騰が継続すると今年度中に給食会計は逼迫し、給食費改定の検討が必要になる状況でございますが、市といたしましては、物価高騰による食材費の価格上昇分を市が補助することで、子育て世帯の給食費負担軽減を図るために、地方創生臨時交付金の活用によります支援策を講じる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

給食費の値上げとかは直接関係ないというところでは安心をしております。

そして、保育所とか私立の幼稚園、そういうところも給食あるかと思うんですけれども、そういうところへの支援についてはどのようになって

おりますかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公立の幼稚園につきましては、今回の学校給食の支援の中に含まれております。

御質問のございました公立の保育所でありまして民間の保育所、幼稚園、そういったところに対しましても、給食原材料の高騰に対する支援を行う予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

次に、事業者支援に関する事業について質問させていただきます。

これも事業の選択の方法についてまずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

事業者支援に対する事業の選択方法についてお答えをいたします。

この事業につきましても、生活者支援に関する事業と一体的に同様の方法にて庁内各部署の取りまとめを実施いたしまして、事業化を検討いたしております。

主な事業といたしましては、市内中小企業者等に対する原油価格高騰等に対する給付金のほか、施設園芸農家、畜産農家、バス、物流の運送事業者のほか、社会福祉施設等に対する支援を展開する計画といたしており、早期に支援策を講じる所存でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

市内の中小企業者との御答弁でしたけれども、例えば、どのような事業者になりますかお伺いを

いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

原油価格や電気、ガス料金の高騰の影響を受ける事業者全てを対象に考えております。今回のコロナ対策交付金の対象となりました飲食店、販売店、個人商店などを想定いたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

市内事業者の方、特に個人事業主の方には、商工会に入っていない人とかもおられると思うんですけども、周知の方法についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

周知の方法でございますが、市のホームページ、広報、防災行政無線、また、フェイスブック、そして商工会等各機関等の会報等を通じまして広く周知を行う予定といたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

コロナの給付金の助成事業のときにも聞かれた声ですけども、私のところはどれにも該当しないのよと言われたような苦しい経営者の声も聞いたことがあります。今回の事業以外で助成が必要な事業及び事業者支援の選別について、行政としての考え方をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

この地方創生臨時交付金につきましては、愛媛

県にも配分がございまして、県におきましても6月補正予算において原油価格・物価高騰等への緊急対策と今後の影響緩和策として、総額25億1460万円を予算化し、独自に実施をする事業もございまして、その辺りとのバランスを精査するとともに、この交付金は令和2年度から交付をされております。2年度、3年度の事業化をし支援をいたしました内容とのバランスも考慮した上で、市内の各事業者等に必要とされる支援に優先的に配分をしてみたいと考えております。

今後、国の補正予算も予定もされているかと思っております。市内各団体からの要望等の聞き取りを行いまして、市内の状況を把握し、それに応じた対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございました。

冒頭に申し上げましたように、このコロナ禍に加えてウクライナ侵攻という、この終息時期が不透明な今状況であります。これからもまた、今回のような臨時給付金、国からの支援が必要な事態というのは想定をされます。以前も市でもやっていただきました大学や専門学校など進学で親元を離れて暮らしている皆さん、特に今回、食品の高騰とかいうこともあって、物価が上がってることに対しての心配をいたしております。行政の皆さんにおきましては次の支援のために、しっかりそういうところも聞き取り等をしていただき準備をしていただいて、支援が必要になったとき、また支援が必要な方に行き届くような支援を、事業をやっていただくようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、2番目に人口減少対策の取組について質問させていただきます。

管家市長就任時、平成28年第2回定例会の施政方針の中で、「西予市で生活を望む人が増え、その望みがかなえられるまちづくりを目標として、6つの視点から安心が体感できるまちづくりに取り組みたい」と述べられました。その6つの視点の第1に挙げられたのが人口減少対策であります。

人口減少を緩やかにさせる施策として、1つは、

子どもを安心して産み育てる環境づくりや子育て支援の見直し、2つ目としては、市外からの移住者を積極的に受け入れる体制づくりと空き家を活用した移住、定住促進に力を入れるということがありました。

今回はそれを踏まえて、子育て支援と移住定住促進の2点に絞って質問をさせていただきます。

まず、子育て支援のここまでの取組と成果についてどのようなお考えなのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

これまでの取組と成果についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、市長就任後、子育てに関する手続などの簡素化や連携を高め、市民サービスの向上を目指しまして、子育て支援窓口の一元化を図るため、平成29年度に子育て支援課を新設し、子育て支援を推進しているところでございます。

議員御質問の人口減少を緩やかにさせる子育て支援の取組といたしましては、出生時または1歳未満の転入児に、市内の登録店舗で子育て用品購入に使える子育て応援券の交付や、中学校卒業までの入院、通院に係る医療費自己負担の無償化、市独自の基準によります保育料の無償化など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、児童施設の整備や病児保育に取り組むとともに、妊娠中から乳幼児期の継続した健康管理を行う妊婦健康診査事業や妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、不安や悩みに寄り添いながら切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターくるむの開設、乳幼児と保護者が相互に交流ができる子育て支援センターの設置など、子育て支援の環境整備に努めてまいりました。

また、令和3年度からは、近年の少子化の原因の一つでもあります未婚化・晩婚化に対する取組としまして、経済的理由で結婚に踏み切れない世帯を対象に、新生活に関わる費用の支援を行うことにより、結婚、妊娠、出産、子育てにつながる事業として、西予市結婚新生活支援事業を開始し、人口減少対策を講じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

なかなか具体的にというとな難しいのかもしれませんが、ですけども、具体的な成果と言えること、例えば数値として表れていることとか、数値に表せないけれども、子育て世帯や妊婦さんなんかから聞いている声とかありましたら教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

お答えいたします。

西予市子育て世代包括支援センター事業（くるむ）では、令和3年度中に母子手帳を155人の方に交付し、うち151人の方と面接をいたしております。支援の必要な妊婦12人の方に継続した支援を行っております。産後ケア事業では6人の方、延べ7回の利用がございました。利用者の方からは「出産、育児を安心して行えてありがたい」というお声を聞いております。

また、市内3カ所で実施をしております子育て支援センターは、新型コロナウイルスの影響を受け、ここ2年間の利用者は減少しておりますが、妊娠期から3歳までの子育て世代の方を対象とした子育て応援情報、せいよ子育て応援LINEの登録者数は、事業開始以降、令和3年度には過去最高となり、利用者数は303人の方に御利用をいただきました。利用者の声といたしましては「妊娠がわかってから適宜必要な情報が送られてくるので、今、おなかの赤ちゃんがどういう状態か参考になって毎日届くのを楽しみにしている」、「不安なときにLINEの内容が悩みとかぶっていることが多くて安心した」とせいよ子育て応援LINEによる情報提供が妊産婦のお役に立てていると感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

もう一つの答弁の中にありました結婚新生活支援事業ですけれども、実施前と実施後の比較、なかなか難しいかなと思いますけれども、把握をされているかどうかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

結婚新生活支援事業は、令和3年度から実施している事業でございますが比較はできませんが、西予市で受理した婚姻届の件数は、令和元年度69件、令和2年度76件、令和3年度72件となっております。

また、令和3年度に交付決定した5世帯に対しアンケートをした結果、そのほとんどが結婚に当たって経済的不安があり「本事業で不安の軽減に役立った」、「自分たちの結婚が地域に応援されていると感じる」との回答をいただいております。

今後も、婚姻への経済的不安を軽減し、後押しとなれるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

周知の仕方ですね、その辺をもうちょっと工夫していただければ、また、目に見えた成果というのが出てくるのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと次、今後の課題についてですけれども、人口減少につきましては全国が課題にして今取組を進めております。人口動向調査の報告においても、西予市の総合計画においても避けて通れない事実であります。

私もこの質問をするに当たり、この近隣はどうかかなと思って、南予4市の人口の減少率を10年前と比較して見てみました。そうすると、10年前を100といたしまして、宇和島市が84.5、八幡浜市は84.3、大洲市86.1、そして我が西予市が84.5となっており、ほとんど横並びという状況で、これが現実であります。

そこで、第2次総合計画に書いてあったんです

けれども、2025年の西予市の姿を目指すためにはどのようなことが必要と考えるかということで、今後の課題についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

議員御質問の今後の課題についてお答えをさせていただきます。

第2次総合計画での人口減少対策の一つとして、結婚の機会と出会いの機会を提供し、多くのカップルが誕生し、結婚、出産、子育てを地域全体で推進することを掲げております。

結婚、出会いの機会の提供では、結婚相談活動を実施しており、市内52名の結婚推進委員による結婚相談所及び結婚相談室を年間を通じて定期的に開催し、委員会が主催する婚活イベントのほか、推進委員同士の連携による引き合わせなどの活動を展開していただいております。

これらの活動により、直近では、令和元年度に1組、令和2年度に2組、令和3年度に1組の成婚実績がございました。

一方で、結婚推進委員会への登録者のうち、その大半が男性のため、市内においては、委員の推進活動の幅が限られることや、イベントを開催する際、女性の参加はどうしても市外を中心とした募集に頼らざるを得ないといった課題を抱えてございます。

また、地域全体で子育てがしやすい環境整備では、男女共同参画が進むにつれ、共働き世帯が増えていく中で、身近な場所で気軽に相談できるよう子育て支援センターや各保育所などにおいて育児相談に応じ、関係機関と連携を図りながら育児不安の解消に努めているところでございます。

地域全体で子育て支援を行うことを目的としたファミリー・サポート・センター事業を実施しておりますが、預かりなどの相談があるものの、援助を行う提供会員不足により活動に結びつきにくくなっているため、会員の確保が課題となっております。

そのほか、子育てボランティア団体や子育て支援団体の充実、支援、愛護班活動、PTA活動など、少子化に伴い会員数が減少傾向にあり、役員の手不足が懸念されているため、担い手育成

にも取り組む必要があると考えております。

今後、働き方改革など、子育てや暮らしの在り方がさらに多様化していく中で、保護者がどのように子育てをしたいか、働きたいか、暮らしたいかといった当事者の視点に立った子育て支援が重要となることから、状況を踏まえ、当市の子どもとその保護者が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域や関係者の協力のもと計画的に講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

西予市は、子どもを産み育てる環境が整っていると。また、子育てに優しいまちだということの評判になれば、西予市に住んでみようとか、西予市に家を建てようというふうになる、今からの若い方の考えになるのではないかと考えております。

よく聞きますけど、産婦人科、西予市にはありませんけども、産婦人科を選ぶときも、何かそういうSNSや口コミの新しいところできたところが、あそこの設備がいいとか、そういう評判で、何か選ばれる方が多いように聞いております。そういうやっぱり口コミで広がるような政策をぜひお願いしたいなと考えております。

西予市におきましては、病児保育所のスマイル保育園をつくって、子育て中のワークの方に利用されていると思うんですけども、この利用の状況についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

スマイル保育園病児保育利用状況につきましては、平成30年度180人、令和元年度364人、令和2年度89人、令和3年度206人の利用がございました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年6月1日現在利用はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ちょうどこれができるといったときに、私一般質問をしようかなと思っただけで、その前に市長がこの提案をされたということで取下げた経緯があります。本当にいい制度だと思うんですけども、これを旧4町に広げていくというふうなことは考えられませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井福祉事務所長。

○一井福祉事務所長

病児保育につきましては、専門的な知識や経験をもった看護師や保育士が必要となりまして、看護師は、利用児童10名に対し1名以上、保育士は、利用児童3名に対し1名以上配置することが人員配置基準として定められておりまして、人材確保の観点から現段階で設置することは困難と考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

この西予市の広い面積等を考えても、またワークの方の通勤経路とかを考えても、やっぱりもう1カ所、少なくともあるべきだと私は思っております。

今後、やっぱり市長の掲げられた子育て世帯に対する支援ということを考えれば、ぜひ御考察をいただきたいなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

では次に、人口減少対策取組の2番目の移住定住促進について質問させていただきます。

これも同じように、これまでの取組と成果についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

これまでの西予市の移住定住に対する取組と成果について御説明いたします。

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、都市部での移住フェア等の実施が困難

な状況が続く中、西予市では、一般社団法人西予市移住定住交流センターへ移住コーディネート業務等を委託することで、環境の変化等に合わせ、オンラインを活用した移住フェアへの参加や移住相談の実施など柔軟な対応を行ってまいりました。

また、令和3年度は移住定住交流センターと協力し、新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、2年ぶりの対面移住フェアとして東京で開催されたふるさと帰郷フェアへの出展や地域おこし協力隊に興味がある方々に対し、応募前に受入れ地域やミッションとのミスマッチを解消することを目的としたお試し地域おこし協力隊制度を活用して多くの協力隊希望者を受け入れてまいりました。

また、令和3年度の新規事業として、地域と田舎暮らしを考えている都市部の方々との間で、長期的な交流を深めていただき、交流人口・関係人口の拡大や将来的な移住に結びつけることを目的としたせいや移住マッチング事業を実施したり、西予市のファンづくりを目的とした交流イベント、出張せいや横丁を松山市内の西予市出身者の飲食店で実施するなど、コロナ禍の中でもできる範囲で積極的に対面での移住交流イベントを実施してまいりました。

このような地道な活動や積極的なPRのかいあって、令和3年度はより具体的な移住に関する相談が増え、また、西予市への移住者については、把握できているだけで、令和2年度に41名の移住者があったのに対し、令和3年度は約3倍に当たる122名の移住者数の実績がございました。

地域おこし協力隊についても、6月1日時点で、西予市で活躍する協力隊の合計が20名となるなど、県内で一番多くの協力隊が活躍するまちとなっております。

なお、7月以降の着任予定として3名の着任が確定し、さらに、現在審査中の方も3名おり、県内で突出した成果を上げていると評価しているところです。

また、移住者を受け入れるために、所有者等から無償で空き家を借り受け、改修後に、市が移住者へ貸し付ける西予市移住定住促進空き家活用住宅事業について、令和3年度は、野村町愛宕地区、城川町川津南地区の2件について、無事に整備が完了いたしました。

なお、これらの物件は、既に県外からの移住者から相談を受けており、入居の見込みが立っている状況です。今年度については、明浜町狩浜の物件の改修に係る設計整備を行うこととしております。

また、令和3年度の新規事業として、ゲストハウスやコワーキングスペース等の整備に対する支援制度、西予市移住交流促進支援事業を実施したところ、この制度を活用して、市内にゲストハウス2件、シェアハウス1件、コワーキングスペース1件が整備されるなど、今後これらが活用され、市内各地で様々な交流が進み、西予市のファンが増えることを期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

報道におきましても、昨年の愛媛県への移住が増えている自治体が多いというのは認識をしておりました。

コロナ禍におきまして働き方に変化が出てきて、都会から地方へと動きが出てきたことはいいことだとは思いますが、地方創生でこれまでなかなか取り組んでも出なかった結果が、このコロナ禍で動き始めたという点についてはちょっと複雑な思いをしております。

しかしながら、昨年度の移住者、今答弁いただきました122名というのはすごいことだと思います。これまでしっかりといろんな準備、対策をされてこなければこのような結果にはなっていないというふうに思っております。

私も、これまでの質問においても、この移住に関して、担当課だけではなくて、西予市ワンチームとしての取組の必要性とか、東京のふるさと帰郷センター、議員で視察に行きましたけれども、そのときに西予市が会員になっていないということを知って、この一般質問で入会をお願いしました。翌年から入会をしていただいたということ、少しでも貢献できたのであればうれしく思っております。

答弁にありました地域おこし協力隊ですけれども、当初、協力隊の最初のほうの方たちとの議員との意見交換会というのが以前ありまして、そう

いう中で、行政との関係性とか、起業のめど、任期後の姿が想像できないなど、そういう悩みや問題を聞かしてもらったことがありました。

そういう点、どのように把握されておられるかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤生活政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ここ数年力を入れておりますのが、協力隊がその地域やミッションとのミスマッチを事前に解消するために、お試し地域おこし協力隊制度を設けて、応募前に十分に地域と活動内容などを確認していただいた上で応募してもらおう取組を進めております。

また、個人事業主型の協力隊については、受入れ地域に対し、活動の支援だけでなく生活の支援・定住の支援を重ねてお願いしているところです。

さらに、採用となった隊員については、県主催の初任者研修への参加を強く勧め、協力隊同士の横のネットワークづくりを大切にしております。

そして、おおむね1年を迎えるタイミングで、これからの活動の方向性についてヒアリングをした上で、理事者、全隊員及び関係者を前にその内容を発表してもらおうこととしております。

なお、起業を目標にされている隊員には、積極的に補助事業の活用や事業に向けた準備セミナー等の受講を勧め支援しているところでございます。もちろん、移住者が知らない土地で生活や活動をしていく中で、少なからず悩みは出てきているところとは思いますが、以上のような地道なフォローアップもあり、最近では、御質問いただいたような大きな課題は以前に比べて解消されつつあると考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

問題が多く解消されているということで安心をしておりました。

今後の課題についてですけれども、コロナ禍がきっかけとはいえ地方への人の流れが出てきた今、

西予市にどのように呼び込みできるかということではないかと思えます。

今の協力隊のこと、前に進んでということとはよく理解できましたけれども、移住定住促進をより進めるための今後の課題について認識をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

移住交流促進における今後の課題や展望について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の終息がまだまだ見えない中、都市部から地方への人の移動の流れが全国規模で出ており、西予市も例外ではないとの感触を得ているところです。

また、テレワーク等の新しい働き方についても大分浸透しており、移住相談者の中にも地方に拠点を移して、ゆったりとした田舎暮らしの中でテレワークによる副業を希望するような方も増えてまいりました。

こうした状況を踏まえ、今年度から愛媛県と西予市を含む南予地域の5つの市町が連携した南予子育て移住促進協議会を発足し、子育て世帯の移住交流を促進するための都市圏でのプロモーションのほか、オーダーメイド型の移住体験ツアーやデジタルマーケティング等を活用した効果的な情報発信等について、県と5市町が連携して実施する予定です。

その中で、西予市といたしましては、子育て世帯の移住に向けた訴求力のある支援制度等について、今後、関連部局と一緒に検討していく課題であると認識しております。

また、移住につなげるための3大要素として、居場所、職業、充実感といった点が重要になってくると考えます。

これらについては、いかに西予市での暮らしのイメージを具体化したプロモーションをしていくか、また、中長期にわたる交流や体験により具体的なイメージを持ってもらうかなどが今後の移住施策にとって重要な要素となります。

西予市の魅力である元気のある地域と、そこで暮らす人々を体感していただくために、今年度は、西予市移住マッチング事業を昨年度より規模を拡

大して実施する予定としております。

現在、5つの参加地域が決まり、今月より移住希望者や田舎暮らしを考える都市部住民からの参加者獲得に向けて申込みを開始したところです。

これら中長期の交流をきっかけに、移住希望者等が西予市に自分の居場所やそこでの生活の充実感を感じ取ってもらいながら、将来的な移住につなげたいと考えております。

また、新しい働き方については、こちらも愛媛県南予地方局と連携し、南予地域オリジナルのワーケーションの提案を都市部の企業や個人事業主等を中心にPRしていく予定です。

順調と評価させていただいている西予市の地域おこし協力隊について、今年度の協力隊の募集については、まだ年度始めですが、現時点でおおむね予定どおりの採用につながる見込みが立っております。

来年度の協力隊の受入れについて、この秋頃をめどに各地域づくりと協議の上、なるべく早い段階から募集を開始できるかと考えております。特に、協力隊の受入れについては、今まで受入れ経験のない地域についても積極的に手を挙げてもらえるよう制度の理解を深めてまいりたいと考えております。

また、今後の一番の課題といたしましては、任期を終えた協力隊の定住に対する支援です。

任期後に起業する者、就農する者、就業する者、その定住の手法は様々でございます。愛媛県が用意している協力隊の起業に対する助成もありますが、今後は、協力隊任期後の定住に向けた一定の支援について検討課題だと考えております。

これらのほか、様々な立場の市民や事業者等が参画した西予市移住交流促進協議会での取組として、10年後も定住できるまちづくりを基本方針に、移住交流アクションプランに基づき、引き続き市民が主体となった取組を進めてまいりたいと考えております。

特に今年度は、移住定住交流センターのホームページや移住パンフレットの共同作成、空き家対策の視察・市内企業等の実態把握等様々な観点でプランを進めていく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今後の課題があるとはいえ、これからのメニューをしっかりと考えてもらっているということに頼もしく思います。私が想像していたより大分なんかちょっとの間質問してなかったら進んでるなという感覚で、本当に頼もしく思っております。

最後の質問になりますけれども、今後、地域おこし協力隊という話がさっきありましたけれども、西予市が来年から地域づくり活動センターを本格スタートすることになります。先行実施で取組が進んでいる地域もありますけれども、多くは今からという感じではないかというふうにも思っております。

以前から、活動センターのことについては質問しましたけれども、それぞれの地域が、自分のところには何が必要なのかと、人材なのか、またお店なのか、交通システムなのか、そういうところを活動センターと移住定住促進協議会とか、移住定住交流センターと連携をすることができるような仕組みづくりをしていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう点、お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

移住定住交流センターでは、お試し地域おこし協力隊制度を運用する中で、地域と協力隊希望者の橋渡しを実施しており、昨年度からスタートした移住マッチング事業においても、職員がコーディネーターとして地域づくり組織の支援をさせていただいております。

これらの事業を通して、センターは少しずつ地域との関係性を深めていっており、移住定住交流センターの職員が地域の検討委員会にメンバーとして参画している事例もあります。

来年度から地域づくり活動センターがスタートするのに合わせて、各地域では検討委員会を設置するなど、地域の将来について話合いがなされておりますが、移住定住交流センターが地域づくり団体等との連携を強くしていく中で、今後も地域の検討会などにお声がけいただく機会も増えてく

るのではないかとと思われます。

また、移住交流促進協議会については、移住定住交流センターも運営に関わっており、地域づくり組織の方も入っていただいておりますので、協議の場としての御活用も検討いただければと考えております。

まちづくり推進課は、移住に関すること、地域づくり活動センターに関することの両方を所管しております。

地域の検討委員会等からの要望に応じて、地域での検討事項に適切なアドバイスができる人員を派遣するべく調整することも可能です。実際に、地域での公共交通の導入を検討される地域づくり組織へ専門家を派遣し、具体的な検討を開始した地域もございます。

地域おこし協力隊を導入したい、買い物難民の支援をしたいなど地域での検討事項は様々ですので、引き続き積極的な情報提供やアドバイザーの派遣による地域への支援を行ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

私の質問で下澤部長に答弁いただくのは今回が最後ということになるかと思います。

2020年に総務省から来ていただいて、地域づくり活動センターの基礎をつくっていただきました、御尽力をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、ちょうどコロナ禍ということで思うようにできなかったこともあるかと思いますけれども、この西予市での経験を、西予市またはこの地方の地方創生や生き残りのために国から御支援いただきますよう御活躍をお祈り申し上げます。ありがとうございました。

最後の質問になります。

移動投票所についてですけれども、時間がないので再質問できないかもしれませんので、ちょっと何点か質問させていただきます。

昨年の移動投票所についての一般質問におきまして、実証試験を行う旨の御答弁をいただきまし

た。

来月行われる参議院選挙におきまして、移動投票所の実証試験等を行うことになったこと、年々下がってきている投票率や投票所に行きたくても行けない有権者への有効な住民サービスにつながると思っております。

今回の実証試験の方法について、市民の皆さんへの周知も含めて御説明をしていただきたいと思っております。

それと、今回は、実証試験の移動投票所のことですけれども、これまでも投票率を上げるためには、昼間使用していないスクールバスを活用して、送り迎えとか、そういうことも考えたらどうかとかいう質問をしてみました。やっぱり投票率を上げるということは、市民の皆様が市に興味を持っていただくということではないかなと。これからの地域づくり活動センター、特に市民の皆さんに興味を持っていただくためにも、投票率を上げるのも一つの案じゃないかなと思いますので、そういう点を含めて御説明をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

兵頭選挙管理委員会書記長。

○兵頭選挙管理委員会書記長

令和3年第4回定例議会において、二宮議員からの一般質問に御回答しましたとおり、移動投票所につきましては、豪雨災害後に1カ所、車内で投票する取組を行っており、その際に、狭い車内での投票に高齢の方が御苦労されていたことや悪天候時への対応、移動中の事故等のリスクなどの課題もあったことから、これまでの取組としましては、当日投票所から遠方に当たる地域においては、投票日の約1週間前に増設投票所を半日開設するなど、期日前投票所の利便性の向上に努めてきたところでございます。

しかしながら、期日前投票が浸透していくのに伴い、通勤時等において利便性のよい、本庁・各支所の常設の投票所を利用する方が増加することで、増設投票所については利用者が徐々に減少してきている地域もございます。

このような観点から、選挙管理委員会では、高齢者を含めたさらなる投票機会の確保を検証するため、従来の増設投票所に代わって、時間を区切

って、対象地区内の数カ所を車で巡回する移動投票所の実証試験を、今後予定されております第26回参議院議員通常選挙において実施することといたしました。

実証試験の対象地域としましては、従来の増設投票所との比較を行うため、増設投票所を実施しており、高齢化率が高く、集落間が離れて点在している地域の中から、今までの増設投票所の利用率が高い宇和町明間板ヶ谷地区、また、利用率が逆に低迷している城川町窪野地区の2カ所を選定しており、移動投票所の実施が、それぞれの地区の投票率にどのような変化をもたらしていくのかを検証したいと考えております。

なお、この取組は実証試験という位置づけでありますので、さらなる検証を得るため、この後、秋に予定しております県知事選挙においても検討を進めているところでございます。

今後の展開については、対象者へのアンケート調査や投票率等の結果とあわせて、移動投票所を実施した中でのメリット・デメリットなどを精査し、この移動投票所以外の方法なども含めまして、選挙管理委員会で総合的に検証・評価した上で意見を取りまとめていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

ぜひ今回の実証試験がいい方向に向かうことを祈りまして一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小玉議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

6月14日は午前9時より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時09分

第 3 日

6月14日（火曜日）

令和4年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 6月14日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 6月14日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和4年 6月14日 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| | 午前11時43分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|-------------|---------------------------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 12 番 | 源 正 樹 | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政 策 企 画 部 長 | 下 澤 広 幸 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医 療 介 護 部 長 | 藤 井 兼 人 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○小玉議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、6番中村一雅君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

おはようございます。議員番号6番中村一雅です。

小玉議長より発言の許可を得ましたので、会議規則及び申し合わせ事項に従いまして一般質問を行います。

まず、本日は早朝より傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

今日、ここの庁舎に出勤するときに、宇和三瓶線の県道にアジサイの花がきれいに咲いているのを見ました。そういう季節になったのだなど。気象庁からは、昨日、四国地方が梅雨入りしたと見られるという発表がありました。梅雨明けは平年並みなら7月17日、このしばらくは大雨に対する警戒が必要かなというふうに感じるところでございます。

一昨日日曜日に、こちらの5階におきまして防災士の研修会が行われまして、私も防災士の一人として参加をいたしました。松山地方気象台の川畑次長から線状降水帯と警戒レベルのことに關して2時間の研修を受けました。非常に有意義な時間であったというふうに感じているところでございます。

さて、本日一般質問のテーマは、えひめ南予きずな博、この1点に絞って質問をいたします。

昨年6月以来の一般質問で若干緊張しております。1問1問丁寧に聞いてまいりますので、最後までよろしく願いしたらいと思ひます。

まず、えひめ南予きずな博につきまして、これは、県と南予の9市町が一緒になって、きずな博実行委員会というものを結成して、それが主体となって開催しているというふうにお聞きしております。

まず、そのきずな博の概要と趣旨についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

きずな博の概要とその趣旨はについてお答えいたします。

平成30年7月豪雨災害で甚大な被害を受けた南予地域の復興はいまだ道半ばでございますが、復興への歩みの中で芽生えた全国の方々との交流や絆を強化するとともに、復興に向けて頑張っている南予の姿を全国にPRし、えひめ南予きずな博を通じて交流人口の持続的拡大や需要の創出を目指すことを目的に開催されております。

会期は、令和4年4月24日から12月25日まで、開催場所は南予の9市町でございます。

また、令和2年に入ってから新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、働き方の変化や都市圏からの地方への生活や仕事場の移動など、これまでとは異なる新しい日常への変化も加速しつつある流れを受け止め、仕事や暮らしの場として南予が新たな受皿となることを目指し、移住や定住につながる様々な体制や仕組みの構築を進めていくこともあわせて開催趣旨・目的となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

復興と移住定住が主な柱というふうにお聞きしました。

つながるきずな、ひろがるいやしをテーマにきずな博は掲げられております。

開催地域は南予全域となっておりますけれども、

西予市内で開催されるきずな博に関連するイベントはどのようなものがございますでしょうか、御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

西予市内で開催されるきずな博に関連するイベントはについてお答えいたします。

シンボルイベントとして、がいなんよ大学 i n のむらが、野村町の本家緒方蔵で開催されております。内容としましては、5月に関係人口論、8月に I T 人材講座、9月に高校生まちづくりサミット、10月に防災セミナーとなっております。

令和3年度に、がいなんよ大学 i n のむらで行われた I T 人材講座では、人気ユーチューバーが野村高校で動画撮影を行い、動画投稿サイトに掲載したところ、現在 640 万回以上再生されておりますので、今年度も面白い発信ができるのではないかと期待しているところでございます。

ほかには、ユニークステイプロジェクトとして、松屋旅館で女性に人気のプチ断食、この断食、つまりファスティングというんですけども、が体験できるコースや石の彫刻家ケースオーウェンス氏の元邸宅の宿泊施設、アトリエ・オーハウスでアートな空間と食のおもてなしが体験できるものもでございます。アトリエ・オーハウスは1泊2日、2名夕食付きで、お値段約 34 万円となっております、リムジンバスでの送迎など優雅な時間を過ごしたい方はぜひ御利用いただければと思います。

そのほか、狩浜の段々畑などで自然体験を通じた学びを深める S D G s アクティビティプロジェクトや駅前複合施設ゆるりあんの緑地広場でバーベキューイベントなども開催される予定でございます。

本事業は、えひめ南予きずな博実行委員会が柱となり進めているものでございますが、いずれにしても、きずな博を一つの好機と捉え、西予市としても積極的にかわり、市民に対しても広く情報発信をし、多くの方が参加され、学びと交流のあるイベントにしてまいりたいと思います。瞬間的な効果ではなく継続的に好影響を生む仕組みを見出したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

4月24日にオープニングイベントが開催され、もうスタートして1カ月半余りが経過しているということでございます。

現在での分かる範囲で現状をお聞かせいただいたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

1カ月半経過しての現状についてお答えいたします。

ユニークステイプロジェクトとして、松屋旅館で女性に人気のプチ断食が体験できるコースについては、えひめきずな博実行委員会が5月末にホームページ上に P R 動画を掲出しており、今後利用が増えるものと期待しております。それから先ほども言いましたが、石の彫刻家ケースオーウェンス氏の元邸宅の宿泊施設、アトリエ・オーハウスでアートな空間と食のおもてなし体験については、4月から5月の宿泊者数が 30 名と伺っております。また、6月から8月にかけての予約状況を確認しますと、50%から 70%の予約状況でございます。新型コロナウイルス感染症の影響等も心配をしておりましたが、癒やしと静寂、そして高級感、ぜいたく感を求めて、西予市に宿泊する富裕層が一定層いることがうかがえるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

オーハウス1泊34万円、これが30名宿泊されているというのは正直驚きました。お金あるところにはあるんだと、改めて今後期待したいと。松屋旅館につきましても、重伝建地区に立地しておりまして、老舗でもありますし、今後、また宿泊客はきずな博の間増えていくのではないかと、うふうに期待をしているところでございます。

一昨年からコロナ禍によりまして、県外への往来自粛とか、不要不急の外出を自粛するとか、私も市民にとっても窮屈な暮らしを強いられてくるのがずっと続いておりましたが、この春ぐらい、6月から国の訪日外国人の入国緩和が発表され、また、市民の往来につきましても、少し国や県のほうで社会経済活動にシフトするというような方向性が見えてまいりましたので、この6月以降、夏から秋冬にかけて、きずな博をきっかけに、西予市にたくさんの方が来訪していただけるのではないかなというふうに期待しているところでございます。

次の質問に移ります。

さて、きずな博に関連して市外から西予市に来られる観光客に対しまして、西予市のアピールできる具体的なポイントはどのようなものになりますか、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

西予市が観光客に対してアピールできる具体的なポイントはについてお答えいたします。

西予市は、愛媛県で唯一日本ジオパークに認定されている自然豊かなまちであり、今年4月23日には四国西予ジオミュージアムも開館しているため、ジオパークが観光の核、アピールの核になるかと考えております。黒瀬川エリアの見どころは、穴神鍾乳洞、中津川のトゥファなどのサイトが8カ所、四国カルストエリアの見どころは、ブナの原生林、源氏ヶ駄場などのサイトが7カ所、肱川上流エリアの見どころは、卯之町の町並み、名水百選観音水などのサイトが9カ所、北部宇和海エリアの見どころは、須崎海岸、宇和海狩浜の段畑と農漁村景観などのサイトが4カ所で、計28カ所ございます。

ジオが育む豊かな自然や食、西予市の文化などは全国のどこにも負けない魅力があるため、それを体感していただくことで、着実に西予ファンを増やしていけると想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

やはりジオパークが一押しということでございました。これは地質学的に見ても非常に重要な価値を持ちますけれども、一方で観光客を呼び込むためのコンテンツとしても、西予市としてはやはり非常に期待するということだろうと思います。

その拠点施設として、先々月23日にオープンいたしました、先ほど御答弁にもありましたけれども、四国西予ジオミュージアムの来館者の動向についてお伺いしたいと思います。

まず、オープンから今日までの来館者数についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

四国西予ジオミュージアムの来館者数について答弁いたします。

令和4年4月23日に開館して以降、5月末までに延べ8,039人が入館し、そのうち、常設展示室ジオミュージズの観覧者は2,382人となりました。その間、開館記念講演会、岩石標本づくり、化石レプリカづくり、星空観察会等のイベントを実施し、イベントにも延べ273の方が参加されております。

ジオミュージズ内のクイズを解きながら全問正解を目指すジオクエストには1,000人以上の方が参加され、楽しみながらジオパークを知るという新しい取組に、体験された方から好評価をいただいております。

現在は、企画展示室で愛媛大学の博物館実習成果を展示しておりますが、今後も大勢の方に御見学いただけるよう定期的に展示物を入れ替えるとともに、施設周辺での屋外展示スペースについてもイベント会場として活用するなど積極的な施設利用を計画しております。

また、四国ジオミュージアム来館者1万人達成記念式典を予定しております、ちょうどこれを、先々週あたりは6月下旬から7月上旬頃に達成する見込みでございましたが、どうも早ければ今週末には達成するのではなかろうかなと思っております。

今後さらに、ジオミュージアムを拠点として、西予市全域に広がるジオパークの魅力を広く発信

していくとともに、地域交流の形成と来訪者の市内回遊を通じた観光振興、市内産品の販路拡大に伴う物産振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

5月末で8,000人余りという来館者だと御答弁いただきました。

コロナ禍の中で比較的健闘してるんじゃないかなというふうに私どもは思っております。有料の展示室についても一定程度入っていただいているということで、これもまた今後期待したいというふうに考えております。

1点再質問をさせていただきます。

来館者の客層というのはどのような方が多いのでしょうか。これは、同僚の山本英明議員が毎日ジオミュージアムを訪れておられまして、山本議員に聞いても多分答えはいただけるかなと思えますけれども、やはり一般質問の場ですので行政にお尋ねしたいと思えます。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

来館者の客層はどのような方が多いのか、また評判はということについてお答えいたします。

平日は年配の方が多く、土日は家族連れが多い印象であります。ゴールデンウィーク中は県外の方も大勢来られていましたが、現状では、県内の方がほとんどで、市内と市外の方が半々くらいの割合に見受けられます。

また、来館者からの評判ですが、常設展示室ジオミューズでは、クイズを解きながら展示物を知るジオクエストが好評で、来館者のうち半数以上がチャレンジされており、ジオミュージアム受付で「楽しかった」、「おもしろかった」、「クイズを解きながら読むので見どころが分かった」等の声をいただいております。なお、ジオに関する6分野に各4問ずつクイズを用意しており、全24問正解者には記念品をプレゼントいたします。

今後、問題文や記念品を順次変更して、リピーターを増やしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

平日は年配の人、週末は家族連れということで、お子様から御年配の方まで広い世代にわたって御好評をいただいているということをお聞きして安心をいたしました。

西予市一押しのジオパークは、先ほどの御答弁がありましたようにサイトが28カ所もございます。それが広い西予市内に点在しているという状況でございますから、1日で全てを見て回るということはなかなか困難なのかなというふうに思ったりいたします。1泊2日、あるいはゆっくり2泊3日でジオパーク巡りをしたいという西予市外から来られる観光客の皆様の方には、宿泊施設の充実が欠かせないというふうに考えます。

そこでお尋ねいたします。

西予市内で宿泊できる施設の数と収容人数について御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

西予市で宿泊できる施設の数と収容人数はについてお答えいたします。

宿泊できる施設は西予市内に30施設となっております。うち2施設、城川のお試し移住住宅高川家、明浜の狩浜移住交流体験住宅が移住を考えている人専用でございます。

30施設の収容可能人数につきましては、1日当たり最大470人程度となっております。多くの人数を受入れできるように聞こえるかもしれませんが、平均すると1施設当たりの受入れ可能人数は16.7人であり、これらのことから、西予市が宿泊ターゲットにすべき層は、大型バス2から3台で乗り入れる団体客等ではなく、マイクロバスや自家用車等で訪れる客層であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

団体客等ではなくて、マイクロバスや自家用車で訪れる客層がターゲットであるという御答弁でございました。

一方でジオミュージアムのほうの御答弁では、団体予約も少しずつ入っているというような御答弁もございました。

修学旅行ですとか、企業研修ですとか、割と大人数で西予市に来るといふ方のための宿泊施設が西予市にはないのかなと、少し弱点になっているのかなあというふうに思ったりいたします。民間のことですから営利企業がやる場合においては収支を考えなくてはいけないので、なかなか大きな箱物をつくるということは難しいかもしれませんが、2017年えひめ国体で、西予市においては、相撲競技が乙亥会館を競技場として国体が行われました。そのときに選手をはじめ、関係者の方々600人ぐらいの方が野村町に民泊、あるいは集会所に宿泊をされたというようなこともございました。大きなイベントはそう再々あることではありませんけれども、やはり今後、西予市が交流人口の拡大、あるいは移住定住を何とかしようというふうに本気で取り組もうというふうにする場合については、できるだけ西予市でお泊まりいただいてもてなしをするということも考え方としてはあるのかなあというふうに考えます。民間のことです。行政にこれを云々ということではちょっとないかなとは思っております。

次の質問に移らせていただきます。

宿泊される方々への備えとしましてゲストハウスがあると聞いておりますが、ゲストハウスの現状についてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

ゲストハウスの現状はについてお答えいたしません。

ゲストハウスうめや（宇和町皆田）やおめぐり庵（宇和町稲生）、それから、ゲストハウスインディゴブルー（三瓶町下泊）など、既に西予市には複数のゲストハウスがございますが、昨年

12月、地域おこし協力隊の方が、野村町にエントハウスをオープンさせた上、今年4月には明浜町の若手柑橘農家もゲストハウスをオープンさせております。今後、交流の拠点として活用が進むことと期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

ありがとうございました。

ゲストハウスについては今後も少しずつ増えていけばいいなというふうに考えておりました。これについては行政の後押しもあればいいのかなというふうに考えてございますのでよろしくお願ひしたらと思います。

交流人口の拡大が移住定住の第一歩であるというところから質問しておりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、視点を変えまして、きずなカードについてお尋ねします。

きずなカード、こういうものでございます。私も1枚所持しております。行政の方々もお持ちでしょうか、あるいは議員の皆さんもお持ちでしょうか。1枚500円で買えるみたいなことお聞きしてあって、南予一円これでお得に巡れちゃいますみたいなキーワードをお聞きしておりますけれども、このきずなカードの概要についてまずお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

きずなカードの概要はについてお答えいたしません。

きずな博開催期間中、南予各地の店舗で何度でも使用可能なクーポンカードを発行しております。コロナ禍で打撃を受けている店舗の支援につなげるため、カードの販売益は加盟店舗に提供するほか、きずな博開催による観光客等の新規利用者の獲得や地元住民の利用促進を促し、店舗の収益の回復を目指す趣旨で導入されております。

きずなカードは、加盟店舗で1枚500円で購入ができ、令和4年4月24日から12月25日の期

間中、何度でも利用することができます。きずなカードを使って加盟店舗を巡ると、そのお店が設定した特典、例えば料金5%引きやソフトドリンク無料などを受けることができます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

南予一円で使えるというふうにお聞きしました。

西予市内できずなカードを利用できる店舗とその利用状況についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

西予市内できずなカードを利用できる店舗と利用状況はについてお答えいたします。

西予市内の加盟店舗は、5月末現在で28施設となっております。

きずなカードを持って加盟店舗を巡られるお客様がいる中で、加盟店舗からは「カードの売上げが1枚もないのに、サービスばかり提供してメリットがない」との声も上がっているのが現状でございます。カードの売上げが好調でメリットが大きい事業者さんがいるであろう反面、カードの売上げがゼロ枚でサービスばかりを提供する事業者さんがおられたり、宇和島の加盟店舗できずなカードを買って、西予市の加盟店舗でサービスを受けるというケースが想定されますが、これも制度の特性上やむを得ないものにとらえております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

加盟店舗からはメリットがないという声が上がっているという御答弁でございました。少し残念な気がいたします。きずな博の実行委員会が狙っていたところが少しずれたのかなあというふうにと考えるとございまして。市内の市民としては、できるだけ市内の店舗できずなカードを使って、そして売上げが増えていくような形で使うということが正しい使い方なのかなあ。市外から来ら

れる方については、やはり南予のどこかできずなカードを使って、それを販売店や飲食店で使うということが望ましいのかなあというふうにも考えます。

私フェイスブックをいたしておりますけれども、先日、松山の友達が内子のからりへ行かれまして、からりでおいしい朝食を召し上がったという投稿を目にしました。「きずなカードを使われましたか」みたいな質問をしたのですがけれども、きずなカードの存在自体を御存じでない、きずな博が開催されているということも御存じでない、そのようなことでまだ周知徹底が図られていないということでもあります。フェイスブック上にはきずな博の広告も何回も打たれてはいますけれども、さほどに「いいね」の数が上がってこないみたいなことで、まだ熱としての盛り上がりが少し欠けているのかなあというようなことを思ったりいたします。

一方で先ほど御提示したきずなカードにつきましては、私先日、西予市内の肉屋さんで焼肉用の肉を買って、そのときに支払いをするときにたまたま財布の中にこのきずなカードがありましたので、レジの店員さんに御提示をしました。そして「ここ使えますよ」と言っていたら、ウインナーをワンパックいただいたということがございました。あるいはこの近くの飲食店では5%割引のサービスが受けられたりしました。道の駅ばかりではなくていろんな飲食店で黄緑色ののぼり旗が上がっている、きずな博の文字が見える、そういうところでは利用できるのだなあと、それが西予市内では28施設あるというふうなことで、以前の認定店に比べると若干数がまだ少ないかなあというふうにも思いますけれども、まだ始まったばかりですので、この年末に向けて、きずなカードあればいいよね、あるいは、使っていただくのがいいよねという状況になっていけばいいなというふうにも思う次第でございます。少しコメントが長くなりました。

再質問を1点させていただきます。繰り返しになるかもしれませんが。

加盟施設、あるいは加盟店舗についてのメリットはどういったことになりそうですでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

加盟施設・店舗のメリットはについてお答えいたします。

加盟施設・店舗は事務局からきずなカード50枚をもらうことができ、売上げは全て店舗の収入とすることができます。きずなカードは1枚500円ですので、完売すると2万5000円の収入となるメリットがあるということになります。

ただし、加盟施設・店舗は、きずなカードを持って来店された方に特典を提供しなければいけません。特典内容は加盟店舗が独自で決めることができ、期間中何度でも変更できるものとなっております。例えば、道の駅等、飲食や物産品販売ができる施設であれば、きずなカード利用者に特典を提供しても、そのほかいろいろな産品購入等で収益増加が見込まれますが、先ほども申しましたが、飲食店などからは「カードの売上げが1枚もないのに、サービスばかり提供していてメリットがない」との声も上がっております。

ただ、たとえサービスを提供する一方でであっても、加盟店舗となることで新規顧客の開拓につながる可能性はあろうかと思っておりますので、それが店舗の負担にならない範囲のものであるならば、新規顧客開拓というメリットがあるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

要はコロナ禍で苦しんでおられる飲食店あるいは店舗の方々に対して、きずな博をきっかけにきずなカードを使って売上げが増えればいい。それが2割か5割か、それが倍になったということは分からないんだけど、年末までに何とかそういう上昇ムードを期待したいと、そのように考えております。

ちょっと視点を変えます。

西予市外から来られる観光客、あるいはお遍路巡りをされる、そういうの方々に対して、西予市民に求められる態度といいますか対応といいますか、そういうことはどのようなものを行政としては期待されますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

西予市民に求められるものについてお答えいたします。

一般的に耳にすることですが、勤務終業後に通勤路を歩いていますと、擦れ違う学生さんたちが「こんにちは」と挨拶をしてくださることにすがすがしさを感じます。これと同じように、ジオサイトを歩いているときに「こんにちは」や「よう来なはったな」などと声かけしていただけたら、訪れた方はどれだけ心が晴れやかになるだろうかと想像しますので、ぜひ温かな声かけをしていただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

やはり挨拶が交流の第一歩ということでございます。田舎ならではの、もう方言丸出しの挨拶で「よう来なはったなあ」というふうに触れ合っていていただくことが一番癒やしにつながるのかなあというふうに考えたりいたします。

つながるきずな、ひろがるいやしというのが南予きずな博のテーマでございますので、西予市民、私も含めてですけれども、のほうでも、よそからどなたか来られたなあと思ったらこちらからお声掛けして「どこから来ったのかなあ」みたいなことで会話が始まる、西予市はええとこやったなあと思っただけのような、そういう空気感を醸成するように努めてまいりたいと考えております。

では次の質問に移ります。

南予きずな博では復興復旧が大きなテーマとして掲げられています。西予市におきましては、平成30年7月豪雨を受けて、翌31年3月に西予市復興まちづくり計画が策定されました。私も当時委員の1人として策定に関わらせていただいた1人です。大ざっぱにあのときにとらえたのは、6カ年計画で、前半3年間をハード整備、後半の3年間をソフト事業とするというような概要が示されたように記憶してございます。はやもう4年がそろそろたとうとしております。野村の仮設住宅から災害公営住宅に引っ越された方、あ

るいはよそへ転出された方、そして家を建てられて野村にとどまっておられる方、心の傷はまだまだ癒えていないのかなあというふうに感じているところでございます。この場をお借りしまして、改めて心から被災された方々へお見舞いを申し上げます。

ところで西予市の復興まちづくり計画と今開催されておりますきずな博の関連性についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

西予市復興まちづくり計画ときずな博との関連性について御質問をいただきました。

当市は、災害を乗り越え、誇りを持てる西予市を目指すため、平成 31 年 3 月に西予市復興まちづくり計画を策定し「寄り添い支え合う」、「一人の 100 歩より、100 人の一歩」、「何ができるかを考える」の 3 つの基本理念に基づき、市民、行政、小・中・高生、大学、ボランティアなどの多様な主体が複合的に連携して、復旧・復興、さらには将来につなげるまちづくりを進めているところでございます。

御質問ございました西予市復興まちづくり計画とえひめ南予きずな博との関連性については、きずな博の開催趣旨であります、災害を受けた地域の復興状況を見ていただくとともに、復興への歩みの中で芽生えた全国の方々との持続的な交流拡大や実需の創出につなげていくということは、まさに多様な主体が複合的に連携して進めている西予市のまちづくりにつながると考えております。

また、えひめ南予きずな博の応援メッセージには、発災からそれぞれの立場で西予市に御支援をいただき、せいよ復興まちびらきコンサートに御出演もいただきました Y u r i c a。さん、I N S P i さん、さだまさしさんも御参加いただいております、西予市との強い絆のつながりを改めて感じているところでございます。

今後ともこうしたつながりを大切にしながら、復旧・復興、そして将来につなげるまちづくりを進めてまいりますので御協力のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6 番中村一雅君

同じ方向を向いていますからどこかでつながることもあるのかなというふうに考えております。今後に期待したいと思います。

せいよ復興まちびらきコンサートにつきましては、昨年の 7 月 4 日日曜日に開催されました。これは、被災された方々をメインに御招待するという目的で開かれましたので、一次募集としては被災された方々、席に余裕があれば西予市民に門戸を開いて公募するという形式で行われまして、私も応募はがきを出しましたら当選いたしましたので当日行ってまいりました。一番後ろの一番右側の席に座っておりましたけれども、御当地出身の Y u r i c a。さんの歌もすばらしかったですけれども、トリに出られたさだまさしさんが圧倒的でした、1 曲目の案山子という歌ですかね、「元気であるか」という歌だったと記憶しておりますが、歌い始めた瞬間に隣の女性がハンカチを目に当てられまして号泣されているというようなことがありました。去年の夏のことです。3 年たって「ああそんな感じなんだなあ」というふうに思いを新たにしたような記憶がございます。

復興に終わりはないというふうに感じておりますけれども、関連質問で 1 点聞かせていただきます。

今後につきましては、西予市で実施する復興関連事業、メインはソフトになるのかなというふうに思いますけれども、きずな博の事業として県からの補助等も含めて県に対して要望するというお考えはございませんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

えひめ南予きずな博においては、和氣部長の答弁にもございました野村町の緒方酒造で開催されるがいなんよ大学 i n のむらがシンボルイベントの一つとなっておりますが、今後とも西予市で開催される復興、また交流を含めた各種イベントにおいて、国・県等の補助や支援を積極的に活用し事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

行政からもそこについては遠慮なくどしどし要望を上げていていただいたらなというふうを考えます。私どもとしても、微力ですけれども、できることから少しずつでも外からそこについて助力をしたいというふうを考えておりますのでよろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

今回のきずな博を契機として、今後交流人口の拡大をどのように推進していかれるのかお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

きずな博と連携した今後の交流人口の拡大について御説明いたします。

きずな博では、様々な企画を通して、人々の交流や南予での暮らし、生活をイメージできる体験が可能となっております。西予市といたしましても、交流人口の拡大に向けて、きずな博で実施される南予暮らし体感ツアー等に協力し、魅力ある体験や交流を提供しながら、その先の将来的な移住につなげたいと考えております。

また、交流の拠点となるゲストハウスについても、先ほどの和氣部長の答弁にもございました、新たにオープンしたゲストハウス2件は、昨年度に実施した助成事業により整備されました。今年度も積極的な助成の活用に向けてPRしていくとともに、ゲストハウスをはじめとする交流拠点施設の利活用に向けて、きずな博を機に南予に来られる方をターゲットにしっかりPRしたいと考えております。

また、県内で一番多くの地域おこし協力隊が活躍する西予市で、南予全体の協力隊を牽引していくきっかけとなる南予協力隊マルシェの企画開催を企画しております。あわせて、西予市移住マッチング事業についても今年度は事業を拡大して実施する計画でございます。

このような市の単独の企画についても、きずな

博と連携することにより、よりよいプロモーションにつながると考えておりますので、今後とも連携を深めていく予定です。

えひめ南予きずな博はあくまで南予を訪れてもらえるきっかけとしてとらえ、これを機に、良好な関係づくりと継続的な交流を続けながら、将来的な移住に結びつけ、西予市の人口減少対策につなげたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

1点再質問をさせていただきます。

南予暮らし体感ツアーという言葉が答弁の中にございました。

これについて詳細を御説明していただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

南予暮らし体感ツアーは、南予地域の美しい景観や風土を肌で感じてもらいながら、その土地その土地の暮らし方や働き方を体感してもらう2泊3日程度の募集型ツアーです。

このツアーでは、その地域で活動する地域おこし協力隊がコーディネーターを務め、移住者目線で地域の魅力等を伝えていただくほか、移住の入り口としての地域おこし協力隊の制度を理解してもらうことで、南予地域の協力隊応募にもつなげたいという狙いがあります。

また、ツアー実施前にオンラインによる事前交流会も計画しており、ツアーの予備知識だけでなく、現地で会うコーディネーター等との交流を通して、より有意義なツアーにする計画です。

その第1弾が8月26日から8月28日まで、伊方町・八幡浜市・西予市を会場に開催されます。西予市では、地域おこし協力隊の2名がコーディネーターを務め、野村町のゲストハウスに宿泊していただき、四国西予ジオミュージアムの見学や卯之町エリアを散策していただくこととなっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

昨日二宮一朗議員の一般質問の答弁にもございました。西予市の地域おこし協力隊は南予で一番だということを知り、やはりこれも突破口の一つになるのかなというふうに思っておるところでございます。ぜひ積極的にツアーに参加していただけたらというふうに考えるところでございます。

去る9日に愛媛県議会におきまして一般質問がありましたので傍聴させていただく機会がございました。午前と午後と両方とも見させていただきました。その中、県知事の答弁の中に「県内の移住者、一昨年2,500人ぐらいだったものが、昨年度は4,910人になった」という答弁ございました。また、「本年度は、南予の移住促進に力を入れる」という御答弁もあったように記憶してございます。本年度の南予のきずな博、これが南予の移住の発火点になればというふうに期待しております。

交流人口の拡大が移住定住につながるということでございますけれども、最後の質問になります。

これは昨日の二宮一朗議員の質問とかぶるところでございますので、それを勘案してお答えいただけたらと思います。

ウィズコロナ、アフターコロナを見据えての移住定住政策は、市ではどのように考えておられますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ウィズコロナ、アフターコロナを見据えてのこれからの移住施策について御説明申し上げます。

長期にわたるコロナ禍の中で、テレワーク等による新しい働き方は全国的に浸透してきており、地方でのテレワークによる新しい働き方・暮らし方を求める方も増えてまいりました。

西予市でも、えひめ南予きずな博並びに愛媛県南予地方局等と連携し、市内のコワーキングスペース等を活用しての南予地域オリジナルのワーケーションモニターツアーを企画しており、今後、実施に向けて、都市部の企業等へプロモーション

をしていく予定としております。

内容といたしましては、その地域の方々との交流を通して、その地域の課題等を解決に導くための企業合宿型、企業研修型のワーケーションや、良い釣り場が多い南予の魅力を生かした釣りをキーワードにしたワーケーションのツアーを検討しているところです。

また、昨年度から実施しております西予市移住交流促進支援事業を活用していただきながら、市内でテレワーク環境が整備されたコワーキングスペースやシェアオフィスの整備に係る支援についても引き続き実施しながら、民間事業者等が実施する市内の新たな交流拠点の整備を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

中村一雅君。

○6番中村一雅君

御答弁ありがとうございます。

コロナになってから労働環境も変わった、それから職場環境も変わった、田舎にいても暮らせるというようなことが少しずつ広まっているように思います。

移住定住につきましては、全国の地方都市がこぞって競っているような状況でございますので、西予市は西予市なりの独自の強み、特徴を生かして、そこに戦い勝ち抜いていかなければならないというふうに市議会議員の1人として思っているところでございます。

人口減少を緩やかにするということが管家市政の大きな柱となっております。

私三瓶在住でございますけれども、一昨年度、令和2年度三瓶町で1年の間に生まれた子どもが7人という数字がありました。衝撃を受けまして、その年度にお亡くなりになられた方は134人という数字でございました。だから自然減だけで129に達する。それに高校を卒業して市外へ出て行かれる方を含めると相当な人数になるんだなあ。これが毎年毎年続くと、10年後20年後には三瓶はどのような姿になっているのだろうというふうに危惧しているところであります。旧5町合併し18年たちます。他の市町はどうだったのかなあと見ましたら、平成26年度ですかね、城

川町で3人お生まれになって106人がお亡くなりになったというデータを市民課からいただきました。やはり周辺4町については、非常に人口減少、少子高齢化が顕著であります。一方でセンターにある宇和町につきましては、管家市長の言われる人口減少を緩やかにするのだということ、ある程度できつつあるのかなというふうを考えているところでもあります。

いずれにしても、5町対等合併で西予市となりましたので、この人口減少対策については待ったなしという状況でございますから、今後の管家市政のありようというところに私も大いに期待しておりますし、市民の皆様も同じような考え方なのかなあというふうを考えたりいたします。

今回は、南予きずな博のことをテーマにお伺いいたしましたけれども、やはり最終のところはそこに課題としては行き着くのかなあというふう考えたところであります。

きずな博12月25日まで、まだ期間がございますから、それを少しでも私どもも盛り上げていって、これが来年、再来年度に向けての西予市のまちおこし、あるいは地域づくりにつながっていければなあと期待して私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○小玉議長

暫時休憩します。(休憩 午前9時53分)

○小玉議長

再開いたします。(再開 午前10時05分)

次に、2番宇都宮久見子君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

おはようございます。議席番号2番宇都宮久見子です。

議長より発言の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

全国的な人口減少、少子高齢化は、西予市でも喫緊の課題であります。今回は、未来を担う子どもたちが、ますます伸び伸びと学び、遊び育っていくことができ、子育てするなら西予、子どもあふれるふるさと西予市になるよう思いを込めて、3点について質問を行いたいと思います。

まず1つ目の質問です。

本年初めて、宇和運動公園アスレチック跡地を整備し、生誕の森林記念植樹が行われましたが、まず、その内容と目的について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

生誕の森林記念植樹の目的と内容についてお答えいたします。

御質問のありました生誕の森林記念植樹は、木育推進事業の取組の一つとして、令和4年4月2日に初めて実施した事業でございます。

目的は、市内で生まれた子ども世帯を対象に、子どもたちが将来にわたって木と触れ合う心を育み、自然豊かな西予市に愛着を持ってもらいたいという願いを込めて行う事業でございます。

第1回の内容につきましては、宇和運動公園アスレチック跡地の奥にありますヒノキ林を整備し、西予市の木でありますブナをシンボルツリーとして中心に植え、その周りに、今回の対象である令和2年度に市内で生まれた子ども世帯アンケートで希望の多かったアオダモ30本を植樹していただきました。また、あわせて自然と触れ合う楽しさや意義を感じてもらうため、自然体験プログラムを実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

自然体験プログラムを実施したとのことでしたが、どのようなことをされたのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

自然体験プログラムの内容についてお答えいたします。

市内で森のようちえんなどを運営されておりますノヤマカンパニーの加藤氏を講師としてお招きし、木の枝に会場周辺にあります葉っぱや木の実などを枝にさしていく、それを集めてデコレーションを行いまして、植樹した木と子どもたちの健やかな成長を祈るアイテムとして、まほうのステ

ッキを作成いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

第1回目の記念植樹の対象者への募集方法はどのように行い、対象者のうち参加された方はどのくらいいたのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

第1回記念植樹の対象者への募集方法と参加者についてお答えいたします。

募集方法は対象となる市内で令和2年度に誕生した子ども世帯に、昨年10月に参加意向と植樹したい樹木のアンケートを実施いたしました。また、10月以降の転入者には2月に記念植樹の案内をいたしました。

対象は167世帯、参加世帯は38組の参加がありました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

初めての取組ということで、参加者の感想や子どもたちの感触はどうだったのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

第1回記念植樹についての参加者の感想についてお答えいたします。

保護者の感想として「子どもが土を掘ったり、ふだんできない自然と触れ合う体験ができた」とか「コロナ禍で外に出れない期間が長く、生まれてからどこにも連れて行けなかったので、子どもたちは覚えてないと思うがよい記念になった」とか「1回目に参加できてうれしかった」それから「木が大きくなるのが楽しみ、あときこんなことがあったか思い出した行ってみたい、すごくよかった」という声をいただき好評でございます。

した。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

大変好評だったということで、これからも木の成長も楽しみですが、植樹した木の維持管理は今後どのように行うのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

植樹した木の維持管理はどのように行うのかについてお答えいたします。

植樹前に土壌改良を行いまして、木の大きさや葉っぱなど、それぞれ個性はありますが、現在は元気に育っております。今後の成長を見守り、造園業者の方にアドバイスをいただきながら適正な維持管理をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

私も現地を見に行きましたが、今は小さくかわいらしい木が植えられており、これから子どもたちの成長とともにどんどん大きくなるんだろうとわくわくしております。植樹を行った御家族や子どもさんが木の成長を見に行くこともあると思います。大変思い入れのある木であり、森であると思いますので、適切な維持管理に努めていただきたいと思います。

これからも継続的に続けていってほしいと思いますが、今後の計画や展望について、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

今後どのように続けていくのかについてお答えいたします。

今年度も引き続き、運動公園の上部を整備し、この場所で5年間の植樹を行う計画でございます。

記念植樹の時期については、気候的に過ごしやすく、また、運動公園は桜の名所でございますので3月末を予定しております。その後も対象となる世代の要望や多方面からの御意見を伺いながら場所を選定し、市民の皆様の憩いの場所となる生誕の森林を増やしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

5年間は宇和運動公園で行う計画ということですが、今後、場所の選定など、よく対象となる方々の意見を取り入れていただきたいと思います。

初めての事業でありましたが、対象167世帯に対し、参加が38組ということは残念な気がします。

これから続けていくためにも、もっと多くの方に来てもらう努力が必要と考えます。

そこで、例えば、ここ最近、宇和町内でタイムカプセルの話を目にする場合があります。どこに埋めたか曖昧だったり、いつ開封するというのが決まっていなかったりと、年月がたつとなかなか記憶をたどるのが大変なようです。

そこで、この生誕の森林に、例えば、御家族からお子さんへの手紙や写真などをタイムカプセルのような感じで埋めて、20歳の成人式にみんなで掘り起こすとか、未来へつながることも考えてみてはと思いますが理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

20歳の成人式に掘り起こすタイムカプセル等についてお答えいたします。

すばらしい御提案をありがとうございます。生誕の森林は、植樹した樹木とともに子どもの健やかな成長を願う場所でもありますので、ぜひ次回実施できるよう準備を進めて、未来へつながる取組にできるよう考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

準備を進めてもらうということで、子どもたちの未来にすてきなプレゼントとなることと思っております。20歳のときにもすてきな思い出となるはずですので、ぜひよろしくお祈りいたします。

これからも生誕の森林記念植樹がもっと盛り上がっていくよう、今回の内容の周知を含め、今後も努力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2つ目は市内の公園についてです。

まず、市内に公園と呼ばれるものが幾つあるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市内にあります公園の数についてお答えをいたします。

財産台帳上、市内には、旧町単位ごとに、明浜町に6、宇和町に13、野村町に6、城川町に11、三瓶町に12の合計63の公園がございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

63の公園があるとのことでしたが、市が管理する公園、地元で管理する公園など様々ですが、公園の種類はどのようなものがあるのか。

また、市が管理する公園についてもいろいろな公園に分類されているようです。どのような種類の公園に分かれているのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公園の種類につきましてお答えをいたします。

市が管理をいたします公園には、宇和運動公園や愛宕山公園など、都市公園法に基づき西予市都市公園条例によりまして設置をされた都市公園が7カ所、地方自治法上の公の施設として位置づけられ、それぞれの条例に基づきまして設置された公園が12施設ございます。

先ほど申し上げました公園に関する条例につきましては、都市計画法に基づくものを除きますと西予市農村公園条例など5つの条例がございます。

広場を含みます公園施設につきましては、先ほども申し上げましたが、財産台帳上、市が公園等として把握しているものが63施設ございまして、そのうち、市が管理する施設が51施設、実質的に地元管理となっているものが12施設となっております。

一口に公園の種類と申しましても、設置の目的や経緯は様々ございまして、また、複合的な利用状態となっているものもあることから、条例上の定めがない公園につきましては、利用形態や機能からの種別分け、種類分けは困難ということで認識をいたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

今ほどの答弁を聞いてもかなり複雑ですが、財産台帳上では63カ所ある。そのうち、市が管理しているものが51カ所、地元管理になっているものが12カ所あるとのことですが、市の管理と地元の管理の公園の違いは何かお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市管理の公園と地元管理の公園の違いについてお答えをいたします。

ちょっとその前に、冒頭市内の旧町ごとの公園の数の中で三瓶町の部分でございますが12と申し上げましたが、27の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

それでは質問の答えに戻ります。

公園の違いでございますけれども、基本的な違いといたしましては、公園に付随する施設・設備の有無及び維持管理の在り方でございます。

市が管理する公園につきましては、遊具、トイレ等の設備がある公園となっております、遊具の点検につきましては定期的に行い、点検結果に基づき、更新、修繕、撤去等の手続を行っております。公園敷地内に遊具等の設備のない広場的な

公園につきましては、地元の管理となっております、維持管理につきましては、敷地内の清掃等を地元のボランティアで行っていただいております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

市の管理する公園については、ここは市の管理している公園ですと市民の人が分かる必要があると思います。

例えば、看板やプレートなどの設置はしておられるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市内の公園63施設のうち、市が管理をしていることが分かる看板、またはプレートの設置のある公園の数につきましては6施設となっております。看板やプレートの設置のない施設につきましては、公園の状態などを再度確認いたしまして、庁舎内、内部の調整をいたしまして設置については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

皆さんが安心、安全に利用できるよう、市としても確な対応をお願いします。

次に、遊具のある公園はどれくらいあるのか。どのような遊具が置いてあるのか。遊具の点検管理方法はどのように行っているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

遊具の現状についてお答えをいたします。

63施設のうち、遊具を設置してある公園につきましては15施設になります。遊具の内容につきましては、滑り台、ブランコ、シーソーのほか、複合遊具を設置してある公園もございます。

点検管理につきましては、専門の業者に委託をし実施いたしております。点検の結果、現行の安全基準を満たさない遊具につきましては、修繕または撤去を行うことといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

遊具の点検管理については、専門の業者に委託し点検しているとのことでしたが、遊具に関しては、日本公園施設業協会が定める遊具の安全性調査が必要になると思います。遊具は幾つあり、どれくらいのペースで点検し、協会が定める安全性をAからDの4段落にランクづけされていると思いますが、今ある遊具はどのようにランクづけされているのか、再度伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市が管理をいたしております公園につきましては、先ほども申し上げましたが、専門の業者と委託契約を締結し年1回の点検を実施いたしております。点検を行った遊具の数は46台となっております。点検項目につきましては、全体的な状況をまず確認し、据付に関する状況、塗装の状況、またさびの発生状況などがございます。

また、検査方法につきましては、目視及び打診検査等によりまして、破損、劣化等がないか、ぐらつきがないかなどの点検を実施いたしております。この点検結果に基づきまして遊具はランクづけをされております。そのランクに応じた対応をいたしておるところでございます。

安全性のランクについてでございますが、健全であり修繕の必要のないAランクの遊具につきましては、市内の公園には現状ございません。また、使用に特に問題のない程度の軽微な異常があり、経過観察の必要なBランクの遊具につきましては24ございます。異常があり、修繕または対策が必要なCランクの遊具につきましては15ございます。危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要、または、更新の検討が必要なDランクの遊具につきましては7つございます。このCランクの一部、

またDランクの遊具につきましては使用禁止にしているところがございます。

この点検結果に基づきまして、使用状況等を総合的に判断し、ランクCまたDの遊具につきましては、更新、修繕、撤去をすることといたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

健全で修繕の必要のないAランクの遊具が一つもないということで驚いておりますが、市の管理する公園の場合、責任問題等に発展することもありますので、遊具の点検管理に徹底していただきたいと思っております。

次に、遊具以外で公園の維持管理や保守整備はどのように行っているのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市が管理する公園につきましては、維持管理経費を予算措置しまして、施設の清掃及び点検管理等を行っているところがございます。厳しい財政状況のもと、維持管理経費の抑制もせざるを得ないところが実情でございます。地域住民の御意見もお聞きしながら、利用者の安全・安心を最優先に効率的な管理に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

次に、先ほどお伺いしましたように、一言で公園と申しましても、種類や目的が異なるということで担当課が分かれています。

しかし、それは行政側の理由によるもので、利用者にとっては、それがどのような種類や目的でつくられたかは余り重要ではないように思います。

市内の公園について、担当課の一本化も必要ではないかと考えますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在のところ、公園の担当課につきましては、公園の種類、または目的によって担当課が分かれているといった状況でございます。

そのため、統括した担当課がないという状況でございますけれども、管理そのものにつきましては一本化が可能であると考えております。

今後、公園のより適正な管理ができるよう努めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

管理については一本化が可能ということでしたので進めていっていただきたいと思います。

しかしながら、統括した担当課がない現状において、市民が公園のことについて問合せをする場合、何課に連絡をすればよいのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

問合せをする場合の担当課についてでございますが、現状におきましては、はっきりとした問合せ先がない施設もございます。今後内部で調整し検討してまいりたいというふうに考えております。

その上で、先ほども答弁いたしましたけれども、看板やプレートなどもあわせてその設置について検討を行い、利用者の方々にはそういった内容についてお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

早急な対応をお願いしたいと思います。

理想を言えば、家の近くに充実した公園があることが一番ではありますが、人口減少や少子化の中で、現状の公園を維持していくことが本当に可能であるのか、必要性があるのか、危惧する面があります。

公共施設等総合管理計画の中にも公園は入っておりませんが、今後の公園の在り方について考えていく必要があるように思います。数ある公園を幾つかにまとめ、それをより充実させていくことも必要ではないかと思いますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

子どもは遊びを通して規則やルールを自然に身につけるなど、遊びは成長にどうしても必要不可欠であると私は思っておりますし、同年齢や異年齢の子どもたちと一緒に遊ぶ場所があることで、友達や地域とのコミュニケーション能力も育ち、地域と保護者のつながりも期待できるのではないかと考えているところであります。

このようなことから、遊具がある公園を地域づくり活動センターのエリアを単位として1カ所程度整備するような計画を策定したいと、そのように思います。現在、地域内に複数公園遊具がある地域については、地元の同意を得ながら遊具の統廃合をするとともに、公園遊具が設置されていない地域においては、立地や将来の人口推移などをもとに地元関係者と協議の上、設置場所、そして、遊具の種類を検討してまいりたいと考えております。

その上で、市内はもとより市外からも子育て世代の方が訪れていただけるような大型の遊具を備えてほしいという声も聞きます。機能が充実した公園についてもあわせて検討していきたいと考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

子育て世代の方からは、よく宇和島市や大洲市の公園へ遊びに行くと聞くことがあります。

市長の答弁にも大型遊具を備えることを検討していきたいとのことでありましたが、参考例として、この写真は、西条市民公園にあるふわふわドームです。今治市や四国中央市にも同様のものがあり子どもたちに大変人気だそうです。どのよう

な遊具が欲しいか、子どもたちや親御さんにアンケートをとりこの遊具に決まったそうです。この写真は平日夕方ですが、子どもたちがたくさん遊びに来て、とても人気の遊具となっております。これは参考例ではありますが、この公園に行きたいと思うような公園づくり、今後の公園の在り方を進めていっていただければと思います。

最後の質問に移ります。

明浜町にある大早津海水浴場について伺います。まず、利用状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

上中明浜支所長。

○上中明浜支所長

利用状況についてお答えをいたします。

大早津海水浴場は、昭和 62 年度に明浜町で策定されました新総合計画、未来・町プランに基づき、明浜町の美しく豊かな自然環境を体験できる活性化交流拠点施設としてマリノバージョン拠点漁港漁村整備地区に指定され、ふれあい漁港漁村整備事業の一環として、平成 4 年度から突堤や緑地広場、砂浜を整備し、延長約 300 メートルの砂浜を有する南予随一の海水浴場となっております。

利用者は、7、8月の海水浴シーズンに集中はしておりますが、令和 3 年度は約 2,530 人、令和元年度から令和 3 年度の 3 カ年平均では約 2,475 人の方に御利用をいただいております。近年は新型コロナウイルス、天候等の影響により減少傾向となっております。

しかし、令和 3 年度からは、狩江地区地域づくり協議会かりとりもさくの会さんが、修学旅行の誘致やシーカヤックや磯遊び体験などを行ってっております。広島県、岡山県を中心に来町され、令和 3 年度は 1 校 34 人でございましたが、令和 4 年度は、現在 3 校 72 人が利用され、今年度後半も 5 校の予約が入っており、現在も参加校の募集を行っているところでございます。

また、県内外の小中高等学校、大学の校外活動等で日帰りや宿泊しながら御利用いただき、3 カ年で小学校 9 校 186 人、中学校 1 校 29 人、高等学校 2 校 34 人、大学 3 校 187 人、その他の団体 15 団体で 244 人の皆様に御利用をいただいております。

そのほかでは、かっぱ MATURI をはじめと

した各種イベント、シーカヤックやサップのマリンレジャー、海水浴場以外では魚釣り、市民のウォーキングコース、ドライブやツーリングの休憩所等、ブライダルの前撮り撮影、障がい者を支援する団体によりますタンDEM自転車やシーカヤック体験の会場として利用されるなど、多様な用途によりまして、年間 1 万 5000 人から 2 万 1000 人の皆様に御利用いただいているものと推測いたします。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2 番宇都宮久見子君

一般の方から学生、団体の方の利用もあるということですが、利用者の方からいろいろな意見もあると思います。

そこで、現状の問題や課題点についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

上中明浜支所長。

○上中明浜支所長

海水浴場の現状の問題点や課題点につきまして、利用者の面と管理者の面からお答えをさせていただきます。

最初に、指定管理者に寄せられた利用者からの御意見でございますが、海水浴客への日除け休憩所の長期間の使用、昨年は新型コロナウイルス感染防止対策のため未設置でありましたかっぱフロートの設置、砂浜でのたき火やテント使用について御要望をお聞きしております。

まず、海水浴客への日除け休憩所の長期間の使用でございますが、利用者がいつ来訪されても快適に過ごしていただけるよう設置方法や設置期間について検討してまいります。

かっぱフロートの設置につきましては、今年度 6 月下旬、今月下旬に設置する予定としております。

また、砂浜でのたき火やテント使用につきましては、指導管理の面から人員の確保が困難であり、利用者間でのトラブルを避ける上にも使用禁止を継続するよう考えております。

次に、管理側の課題としましては、海水浴シー

ズンに集中して大量に漂着する流れ藻や海洋ごみへの対応でございます。

現在、海岸の管理は、あけはまシーサイドサンパーク株式会社と委託契約の上、清掃作業員の人力により回収を行っておりますが、流れ藻は大量の水分を含んでおり、作業には大変な労力と人員が必要となっております。快適な利用環境提供のために、近年は作業員の確保も困難となっているため、本年度は効率のかつ迅速な作業を行うため、試験的にホイルローダーを2カ月間リースし、流れ藻の回収運搬を行うよう計画をいたしております。

回収後の流れ藻は、一時保管場所で乾燥後、町内の柑橘生産者の園地へ試験的に散布をいたしまして、糖度等への関係性を実証検証いたしております。また、海洋プラスチックごみにつきましては、施設内に保管後、産業廃棄物として処分をいたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

流れ藻やごみがあると気持ちのよいものではありません。大変な労力とは思いますが、今後、ますます美しい海水浴場になることを期待するとともに、今後も利用者の意見の集約や速やかな反映をお願いいたします。

大早津海水浴場の活用方法等を含め今後の展望を伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

上中明浜支所長。

○上中明浜支所長

今後の大早津海水浴場の展望といたしましては、指定管理者のあけはまシーサイドサンパーク株式会社では、シーカヤック等既存マリンスポーツの充実、スキューバダイビングや遊漁船のほか、砂浜を活用した新たな体験メニューを開発するとともに、関係機関との連携に努めていくよう考えておられます。

また、西予市といたしましては、明浜観光交流拠点施設及びあけはまオートキャンプ場の体験宿泊型メニューとして、ジオパークや狩浜の文化的

景観、高山・宮野浦地区地域づくり協議会との集客取組の連携、みかん狩りを活用した体験メニューを住民や施設御利用者の皆様の御意見を十分にお聞きした上で、指定管理者と企画してまいりたいと考えております。

宇都宮議員はもとより、地域の皆様、施設利用者の皆様には、明浜地域の振興・活性化のために、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

大早津海水浴場は、南予で一番の海水浴場ということでありました。令和2年にはあけはま一れも完成しました。シャワールームも完備しており、キャンプ場や宿泊施設、しお湯もあり売店もある。バーベキューもでき、シーカヤックやサップもできるすばらしい海水浴場です。近年、若者の海離れなども耳にしますが、私は、市内外の方にこの大早津の海水浴場のよさをもっと知ってもらいたいと心から思います。

また、ここで参考資料ですが、この写真は、松山市中島のスプラッシュビーチ The 中島というもので、巨大なバルーンでできた海上アスレチックです。大人から子どもまで楽しめる施設となっており、近年大変人気のスポットとなっております。利用した場合、先着600名ですが、平日のみ、小学生は帰りのフェリー代金が無料になるなどのサービスもあり、島へもたくさんの人が遊びに来るそうです。

これは一つの参考ではありますが、現在、かっぱフロートしかない大早津海水浴場ですので、中島のような海上アスレチックなど取り入れてみてはどうかと思いますが、理事者の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

上中明浜支所長。

○上中明浜支所長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

設置検討に当たりまして、今議員申し上げられました中島町の海上アスレチック運営会社にお問合せしましたところ、設置費用は約400万から

500万円、水深は3メートル程度の遠浅な箇所にアンカーで固定し、夏休み期間中のみ設置をしているということでございます。

設置中には事故防止対策に常時3人の監視員を常駐させておるということでございましたり、悪天候により施設を退避するのに1回10人程度の人員で複数回行っていること、あわせて付着したフジツボ等の処理が大変であるとお聞きいたしております。

大早津海水浴場で設置した場合、海底の状態や特に、南風の影響や波の影響を受ける場所でございますので、その辺も合わせて現在の人員体制では施設退避に必要な人員の確保も困難であるため、設置運営に向けては厳しいかと考えますが、利用者の皆様にはこれまで以上に楽しんでいただけますよう、現在のかっぱフロートとあわせて、安価で安全な遊具の設置を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮久見子君。

○2番宇都宮久見子君

大変残念ながら、自然環境的な理由などにより難しいようですが、スプラッシュビーチThe中島は一つの参考までに、もっと大早津海水浴場らしさを出した大人から子どもまで楽しめるような遊具を設置することで、たくさんの人に来てもらえ楽しんでもらえる海水浴場になると思いますので早急な対応をお願いします。

今回、ふわふわドームやスプラッシュビーチThe中島といったものを紹介させていただきましたが、この公園に行きたい、この海水浴場へ行きたいと思うようなことが必要だと思います。遊びの場ではありますが、例えば、公園や海水浴場へ遊びに行けば、お昼御飯も食べることになり、夕飯の買物も済ませて帰るような行動パターンとなります。

さらには市外からの流入の可能性も大いにあります。魅力的な遊びの場の充実が西予市の発展にもつながると思います。

また、近年様々な理由により外で遊ぶ子どもが減ってきています。

自然豊かなこの西予市で子どもたちが自然に触

れ合い、心身ともに健康にすくすく育ち、また帰ってきて、自分たちも子育てをしたいと思えるような西予市になることを期待して一般質問を終わります。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時50分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前11時05分）

次に、3番信宮徹也君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

改めましておはようございます。議席番号3番信宮徹也です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に基づきまして一般質問をいたします。

本日は大きく分けて3点、1つ目は森林環境譲与税について。2つ目は1次産業への支援について。3つ目は学校生活について。以上3点の質問をいたします。

まず最初に、森林環境譲与税についてです。

平成31年3月の定例会の一般質問において、森林環境譲与税について取上げました。おさらいになりますが、平成31年度税制改正大綱で、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための税制上の措置を講ずることとなりました。

森林環境税は、令和6年度から課税されるもので、国税として都市、地方を通じて国民一人ひとりがひとしく分担を分かち合って、国民みんなで温室効果ガスの吸収減等、重要な役割を担う森林を支える仕組みづくりの財源として徴収されるものとされております。

しかし、森林現場における諸問題は早期に対応する必要があることから、国が借入れを行い、時期を前倒しして、平成31年度から市町村及び都道府県に森林環境譲与税として譲与開始されています。

その森林環境譲与税の用途といたしましては、森林整備及びその促進に関する費用であります。

具体的には、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者の義務の

明確化、新たな森林管理制度の仕組みづくり、所有者不明森林に係る措置などがあると認識しています。

平成 31 年度に質問しました当時、市の譲与税試算では、初年度の平成 31 年度には約 3000 万円、段階的に増額となり、満額支給となる令和 6 年度以降には約 1 億円を見込んでいるとの答弁でありました。

譲与税の配分基準は、私有人工林面積割が 50%を占めますが、それには補正率がありまして、林野率が 75%を超えると譲与額が 1.3 倍となります。当時の西予市の林野率は 75%に僅か 1%足りない 74%でありました。しかし、その翌年に調査される 2020 年の農業センサスで正確な調査を行えば、現状は 75%を超えているのではないかと申し上げたところです。

そこで、昨年の 2021 年には農業センサスの確定値が出ていると思いますが、2020 年農業センサス確定値は、林野率が何%になったのかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

譲与基準に係る西予市人工林面積の 2020 年農業センサス確定値についてお答えいたします。

2020 年農林業センサスにおける当市の林野率は 77.3%となり、林野率が 75%以上となりましたので、私有林人工林面積に係る林野率による補正で令和 3 年度から譲与税が増額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3 番信宮徹也君

77.3%ということで、林野率が 75%を超えて、現時点での譲与税の増額された額、また、令和 6 年度以降満額支給後の試算額について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

西予市に配分される森林環境譲与税の額につい

てお答えいたします。

令和 3 年度は 6715 万 4000 円を試算しておりましたが、8259 万 9000 円が譲与され 1544 万 5000 円の増額となりました。また、令和 6 年度以降は 1 億 656 万 9000 円を試算しておりましたが、2583 万 9000 円増の 1 億 3240 万 8000 円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3 番信宮徹也君

補正率が 1.3 になったことで昨年度は 1544 万 5000 円、令和 6 年度以降は 2583 万 9000 円の増額ということでございますが、これは本当に財源確保の面からありがたいことだと思っております。

増額されました譲与税で、今まで事業として展開できなかったものもあるかと思っておりますけれども、今後は新たな豊富な財源で事業もできるかと思っておりますが、今後どのような事業をお考えなのか、お考えがございましたら伺いたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

増額された譲与税で、今後の事業についてお答えいたします。

今年度から新たに、木材価格が下落したときへの対策として、木材価格安定対策事業、未整備林や再造林整備に対する支援、また、森林整備に伴う路網の整備及び維持管理等の基盤整備に対しての支援として次世代森林整備対策事業を新設いたしました。

今後の森林環境譲与税を活用した施策につきましては、税の目的を鑑みると、喫緊の課題である森林整備が最優先と考え、主たる事業を森林経営管理制度事業とし、担い手確保育成、環境林整備、そして、皆伐再造林を含む森林の更新を 3 つの柱としていくこととし展開してまいります。あわせて、地球温暖化防止や国土保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮を図っていきます。

配分については、この貴重な財源を有効活用できるように、大枠で森林づくりに 5 割、人づくりに 3 割、地域づくりに 2 割程度とし、それぞれ施策

を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

林業の担い手確保、環境林整備、森林の更新を3つの柱として行っていくとのことでした。

これらの事業の内容については、過去の皆さんの一般質問等で御説明をいただいておりますので、細かいことは聞きませんが、さらなる新たな事業に大きな期待をしているところでございます。

私が最近気になっておりますのは、近年鹿の捕獲頭数が増えていることです。市では、イノシシ用のワイヤーメッシュ等の補助も行っておりますが、鹿は、ワイヤーメッシュも簡単に飛び越えてしまいます。鹿が大繁殖するとイノシシよりも厄介なことになるのではないかと危惧するところです。

今後も引き続き有害鳥獣の捕獲圧をさらに上げるような事業の創設もお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

現行の森林環境譲与税の配分基準は、私有人工林面積割が50%、林業就業者数割が20%、人口割が30%であり、この配分基準ではどうしても大都市に譲与税が多く配分される傾向にあります。

譲与税が多く配分されていますのは森林の多い北海道や東北ではありません。北海道や東北は国有林が多いためだそうです。全国で一番譲与税が多いのが横浜市であります。続いて、浜松市、大阪市となっております。都市部では、いわゆる川下政策であります公共事業や一般住宅の木質化などの補助に譲与税が活用されていますが、都市部の中で、一部報道では、使い道に苦慮し基金に塩漬けとなっている譲与税も多いと言われております。人口割の配分が多いと、当市西予市は、徐々に人口が減少している傾向にありますので、今後長期的に見れば配分も若干下がってくるのではないかと思います。

そこで、今後、地方に多く配分されるよう配分基準の割合の見直しを強く国に求める必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

配分基準の割合の変更についてお答えいたします。

森林環境譲与税は、平成31年4月1日から施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等や人材育成・担い手確保、木材利用の推進や普及啓発等の喫緊の課題に対応するため、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされているものです。令和元年度から譲与され4年目となりましたが、全国の他市区町村の森林環境譲与税の使途状況を見ながら、愛媛県、県内市町と連携して、御質問のありました配分基準の見直しの要望を検討したいと考えております。

また、あわせて間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定を締結しております東京都港区など、木材の大消費地における地域材の利用促進を図り、人口割の配分が多い都市部での西予市産材の売り込みやPR活動を行っていきたく思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

先ほどの答弁にもありましたように、西予市は77.6%が林野率ということで、林業関係に使える、使えるといいますか、事業は幾らでもできると思います。

配分基準の見直しの要望を検討したいということでございましたので、ぜひともお願いいたしまして、財源をもっと確保していただきたいと考えております。

次の質問に移ります。

次、大きく分けて2番の1次産業への支援についてでございます。

燃油、飼料高騰対策についてお伺いいたします。

西予市は、中山間地を利用したイチゴやキュウリ、トマトなどを中心とした施設園芸も盛んでございますが、燃油高騰対策についてお伺いいたします。

ロシアのウクライナ侵攻から100日以上が経過

し、事態が長期化する中、日本の農業へも大きな影響が出ています。ウクライナ侵攻以前から高騰していた燃油は、侵攻後さらに価格上昇が続いております。JA愛媛中央会によると2015年を基準100とした生産資材の農産物価指数は、A重油で173.3となっております。私も施設園芸を行っておりますので、冬場暖房用にA重油を多量に使用しますが、うちでの購入額を見ますと、2015年を基準100としますと、今年4月には指数150まで上がっています。自分自身のことも含みますので、これまで言いづらいことがありましたが、ここまで暖房用燃料が高騰しますと、同業の施設園芸農家から市の独自の支援策はないのかという声が多くなってまいりました。

そこでこの質問を取り入れた次第ですが、暖房用に重油や灯油を使う施設園芸への支援について伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

燃油高騰対策についてお答えいたします。

燃油高騰対策についてですが、コロナ禍からの世界的な経済の回復に伴う原油の需要増やロシアのウクライナ侵攻などにより、肥料や飼料などとともに燃油価格も高騰しており、農業経営に大きな影響を与えております。

市といたしましては、国の経済対策により追加配分されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、燃油価格の高騰に伴い、農業経営に多大な影響を受けている施設園芸農家の負担を軽減するため、施設園芸で使用する燃油価格購入費の一部を補填する補助事業の創設を検討し、今後、補正予算の計上を予定しているところでございます。

今後もこの状況は続くと考えられますので、国や県の新たな補助事業など注視しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

補正予算を計上することは検討しているという

ことでもございました。ちょっと関連がありますので、続きまして、次の質問に移りたいと思いますが、次は、飼料高騰対策について伺います。

ロシアが侵攻したウクライナは、飼料用穀物の一大産地であります。現在では、生産、流通が滞っている状態です。最近の急激な円安も重なりまして、多くを輸入に頼る畜産の飼料で高騰が続いております。JA全農によりますと、4月から6月期の配合飼料価格は過去最高値を更新しております。西予市は、酪農、肥育、養豚、養鶏など、県内でもトップの畜産が盛んな地域ですが、現在、飼料の高騰分をほとんど価格に転嫁できず、農家は厳しい経営を強いられている状況です。

飼料高騰への対策を考えておられるのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

飼料高騰対策についての御質問に対して答弁させていただきます。

飼料高騰対策についてですが、輸入に頼った畜産飼料は、国外の作況、また、原油価格や為替相場の変動など国際的情勢により価格は大きな影響を受けるため、現在、畜産飼料価格が高止まりで推移をしており、配合飼料価格は僅か1年で18%上昇をしました。JA全農が発表しました4月から6月期の供給価格は、1月から3月期に比べて4,350円上げという過去最高を更新している状況となっております。

先般、6月8日に東宇和農業協同組合から市に対しまして陳情がありました。燃油や飼料の価格高騰を受けて、経営状況が非常に厳しい状況にあることを各生産部会、また、農家代表の皆様から切実な声を聞かせていただきました。

市といたしましても、今回、国の経済対策により追加配分されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、畜産農家への経営支援としまして、濃厚飼料・粗飼料購入の一部を補填する補助事業の創設を検討し、今後、補正予算の計上を予定しているところでございます。

また、今後の対策としましては、自給飼料の確保・増産への取組が重要であると考えており、県、

そして、関係機関と協力連携しまして、生産技術の指導、支援に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

市長より直接答弁をいただきました。燃油対策、飼料高騰対策についても、どちらも補正予算の計上を予定しているということでした。どうも明日追加の補正予算が出てくるようでございますので、明日に大いに期待をしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、最後の項目の質問に移りたいと思います。

学校生活についてでございます。

まず学校の校則についてお伺いしたいと思います。

昨年、東京オリンピックが開催されましたが、そこに掲げられている大きな理念は、多様性と調和でありました。大会期間中は、差別、ジェンダー、メンタルといった個人の権利に対して明確な主張をする選手の姿がありました。多様性と調和というコンセプトは、今や教育現場でも取り入れられているものと思います。

そこで、学校の校則は、社会の変化や生活様式の変化に伴って変わっていったものなのか。また、定期的な見直しを行っているのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

ただいま社会の変化や生活様式の変化に伴う定期的な見直しを行っているのかという御質問でありました。

校則につきましては、学校が教育目的を実現していく過程におきまして、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものでございまして、校則を制定する権限は校長にあるとされております。

市内 17 の小中学校においては、それぞれに校則、もしくはそれに代わる決まりがあり、小学校

では、命や安全に関わる内容、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけさせる上で必要な内容となっております。一方、中学校では、前述に加え、生徒指導上の観点から、服装や持ち物等に関しての規則が多くなっている学校もございます。

校則の見直しに関しましては、今年度 12 の学校で行っており、2 校についても今年度中の見直しを予定しております。その方法については、年度初めの職員会、PTA 総会等で話し合うほか、中学校においては、生徒総会において、生徒が中心になって見直しを行っているケースもございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

再質問をいたします。

今年 4 月より、民法の改正で成人年齢が 20 歳から 18 歳に引下げられました。中学校を卒業いたしますと、成人になるまで残り 3 年しかありません。これから予測困難な社会を生き抜いていく子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動していく力が一番重要ではないかと思えます。

この観点から、校則の見直しについても、今以上に児童生徒の主体的な関わりが必要ではないかと思えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

松川教育長。

○松川教育長

御答弁申し上げます。

信宮議員おっしゃるとおり、現代社会は、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により日々変化しておりまして、子どもたちは、予測困難と言ってもいい社会をこれから生きていかなければなりません。このような時代にあって、子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協議して課題を解決していく、主体的に生きる力が求められています。学校は、子どもたちにとって、最初に出会う社会でもあり、学校生活を送る上での校則について主体的に考え、見直しを

していくということは、これからの社会を生き抜くことにもつながると考えます。

今年度、市内の中学校において、生徒が主体となって制服や頭髪の見直しを検討しているという例もございますが、校則の見直しが形骸化している学校が多いということも否定できません。

校則の見直しにつきましては、時代の変化や子どもたちの状況、社会の要請等を踏まえた上で、今後も、より児童生徒が自ら考える場となり、たくましく生き、将来の西予市をリードする人材として育つよう積極的に取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

この質問を行うに当たりまして、市内の小学校、中学校の全ての校則や決まりを見せていただきました。私たち、私たちといいますか、この議場にいるほとんど全ての方だと思うんですけども、中学校に上がる時には丸刈りが当然の時代でございました。私の場合もう 40 何年前になりますけれども、当時中学生になるに当たり、丸刈りすることに何の意味があるのだろうかと思ったのは、本当に今でも覚えております。いつの頃からかそれが強制されなくなったのは大きく変わったと思っておりますが、それ以外のほとんどの校則は、校則って 40 数年たってもほとんど変わらないのだなというのが印象でございます。

一つひとつの項目については申し上げませんが、市内の学校の校則の中には、他県では人権侵害に当たると判断されているものもございます。

ある中学生の保護者の方に話を伺いますと、現在生徒が校則について熱心な討議を重ねている最中だと伺っております。ツーブロックは奇抜な髪型なのか、ポニーテールはお洒落なのか、通学靴は白じゃなきゃ駄目なのか、その他、服装や持ち物など、児童生徒が主体となって真剣に考える時期に来ているのではないかと思います。

私が一番に思いますのは、児童生徒が自ら考えて常に正しい判断ができる子どもに育ててほしいということにつきます。

先ほどの答弁の中にも、校則の見直しについて

は、今後もより児童生徒自らが考える場となり、たくましく生きる将来の西予市をリードする人材として育つようということを言われましたけれども、まさに、このような人材に育ててほしいと考えております。

それでは最後の質問です。

学校生活におけるマスク着用についてお伺いしたいと思います。

令和4年5月25日、文部科学省は、児童生徒のマスク着用について、人との距離が確保できる場合においては、マスクの着用をする必要がないという見解を示しました。

また、今月9日には、文部科学省が各地の学校で熱中症による搬送が相次いでいるとして、小中学校の体育の授業や運動部活動中はマスクを外すよう児童生徒に指導する方針を固めました。

そこで現在のマスク着用の基準について伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

マスクの着用基準ということでございますけれども、学校における新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染対策として、今後も3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等を徹底していく必要はあるものの、これからの時期は熱中症のリスクが一段と高まりますため、適宜マスクの着脱や小まめに水分補給を行うなど感染予防と熱中症対策を両立させていく必要がございます。

学校生活におけるマスクの着用につきましては、令和4年5月25日付で愛媛県教育委員会から、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について通知がございまして、それを受け、西予市教育委員会におきましても、同日、各小中学校に対して、マスクの着用が不要な場面について、県の通知内容に準じて通知をしております。

マスクの着用が不要な場面としましては、屋外の運動場、プールや屋内の体育館等を含めた体育の授業、運動部活動、夏場におけるの登下校時、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことなどが想定される教育活動等としております。ただし、児童生徒の間隔を十分に確

保する、体育の授業を屋内で実施する場合、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、小まめに換気を行うといったマスクを着用しない場合の留意事項についても、あわせて各校に通知しております。

さらに、今年6月10日には、愛媛県教育委員会から、最近の熱中症事案等を踏まえ、夏季における児童生徒のマスクの着用についての留意事項を再度確認の上、対応を徹底し、熱中症対策に万全を期すよう通知がございました。

これを受けまして、西予市教育委員会といたしましても、熱中症が命に関わる重大な問題であるということ認識した上で、各小中学校に対し、体育の授業、運動部活動の活動中、また、登下校時など、特に熱中症のリスクが高いことが想定される場面においては、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう積極的に指導するよう通知をしたところでございます。

各小中学校においては、これらの通知をもとに、マスクの着用を含めた新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策に対しまして、学校規模や児童生徒の発達段階に応じて適切に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

信宮徹也君。

○3番信宮徹也君

教育部長の答弁で、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう積極的に指導するよう通知したという答弁であったかと思えます。

私も毎朝小学校、中学校の登校の姿を見ますが、今朝もマスクを外している姿の子どもは1人も見ませんでした。さすがに2年半のマスク生活を考えますと、そうそう簡単には外すってことができないのは分かります。昨日から梅雨に入って、雨の日は気温が上がりますが、梅雨明けの酷暑期に入ると熱中症のリスクはとて高くなります。文部科学省も言うておりますように、命の危険はコロナよりも熱中症のほうが高いと危機感を強め、現場に徹底を求めるとしております。

児童生徒の健康を第一に、今後とも指導をしていただくようお願いいたしまして、時間を残しておりますけれども、言いたいことは全て言いまし

たので、以上で質問を終了したいと思います。

○小玉議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

明日、6月15日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時43分

第 4 日

6月15日（水曜日）

令和4年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 6月15日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 6月15日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 散 会 | 令和4年 6月15日 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| | 午後 2時04分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|-------------|---------------------------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 事 務 局 長 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 12 番 | 源 正 樹 | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政 策 企 画 部 長 | 下 澤 広 幸 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医 療 介 護 部 長 | 藤 井 兼 人 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 議案第75号 西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について
議案第77号 西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について
議案第78号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第79号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
議案第80号 西予市営土地改良事業の施行について
議案第81号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)
議案第82号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第83号 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 3 議案第84号 溪筋地区体育館新築工事請負契約について
- 4 議案第85号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)
- 5 陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第75号 西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について
議案第77号 西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について
議案第78号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第79号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
議案第80号 西予市営土地改良事業の施行について
議案第81号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)
議案第82号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第83号 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 3 議案第84号 湊筋地区体育館新築工事請負契約について
- 4 議案第85号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)
- 5 陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

開会 午前9時00分

○小玉議長

おはようございます。

傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○小玉議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

18番酒井宇之吉君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

おはようございます。

少し大きな声でいくと少し緊張感がとれるので大きな声を出させていただきます。

ここしばらく、ここ西予市の予算を見てみますと、西日本豪雨災害予算、コロナの対策予算、そして今回、ロシアのウクライナ侵攻とか、いろんな要件によりまして、物価高、エネルギー、電力料金、いろんな生活の中で苦しくなってる予算がこれからも出てきて対応する。もう近年にない予算の在り方だなと、最近このように感じております。

その中で、今回、西予市公共施設等総合管理計画が立ち上げられました。そして、本年4月28日に、行政報告会で市が建設した集会所の財産の取扱いについてというのがお示しいただきました。これは、私が今まで、将来人口減、過疎化によるいろんな施設のこれからの財源、将来財源の問題、そして、西予市の将来の財政運営の危機を感じながらした形が、今回いみじくも勇断をもって理事者が示されたと、このように思っております。

先般見ますと、この中で感じますのは、2015年大平企画財務部長に質問したことがございます。思い出しております。ひもといてみます

と「財政の健全性の確保や計画的な財政運営を行うため、毎年度中・長期財政計画を作成したところでございますけれども、計画策定は過去3年の実績と今後の10年間を対象としておりまして、25年先の財政計画につきましては非常に予想が難しいところでございます。現在、公共施設等総合管理計画なども策定中でございます」とございます。

この件につきましては、財政が非常に関わっていると。この今回の議長より許可をいただきました2つの質問につきまして…。

ありがとうございます。

緊張のあまり言われてましたが忘れておりました。

財政をもとにした形の将来財政についてのこの公共施設、公共施設といいましても、港湾もあれば橋もある、いろんなものがあります。ただし今回の提示していただきますのは公共施設と、水道管とかいろんなものも水道施設、いろんなものがございますけれども、市長の補正予算の説明の中に、いみじくも珍しくこの問題を触れられております。

「将来にわたって健全な行財政運営を維持するためには、本年度取り組んでいます2つの施策について触れさせていただきます。」の中で、まず、公共施設個別施設計画を策定したと。これは、将来的な財政を今後建て直す準備ができた、かように考えております。

その中でお尋ねをいたしますけれども、西予市公共施設等総合管理計画について、西予市の公共施設の現状と課題について、また、それに伴って、公共施設マネジメント市民会議との関わり、そしてその組織等々について御説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

それでは、まず、公共施設マネジメントに関連する国の動きといたしまして、2013年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定されました。

この計画において、インフラの維持・更新等を着実に推進するため、中期的な取組の方向性と整備の基本的な方針が示されております。これを受けて各自治体では、公共施設等総合管理計画とそ

の計画に基づくアクションプランとしての個別施設計画を策定し、施設の安全性の向上と効率的な維持管理を実現していくことが求められており、本市では、平成 28 年度に、今後の公共施設の在り方について基本的な考え方を示した公共施設等総合管理計画を策定し、今年度に個別施設計画を策定する予定としております。

西予市の公共施設の現状といたしましては、令和 3 年 3 月 31 日現在において、施設数 684、延べ床面積約 42 万 2000 平方メートルとなっております。

主に昭和 40 年代後半から昭和 50 年代の高度経済成長期に行政需要に対応するため様々な公共施設を整備してきましたが、40 年以上経過し、今後、一斉に更新時期を迎えることとなっております。

全体的な課題といたしましては大きく 3 点ございます。

1 つ目に、今後 10 年で建物全体の 78% が 30 年を超えることから、公共施設の老朽化への対応が必要となっております。

2 つ目には、個別施設計画作成の過程において、所管課への聞き取り調査を実施いたしましたが、貸館等を行っている公共施設の稼働率は 10% 未満の施設が多く、施設が有効に活用されていない状況となっております。

3 つ目には、施設の管理運営を市が直営で行っており、コストが高いことから、管理運営手法の見直しが必要となっております。

今後の人口推移や財政状況など、社会環境の変化に対応するために、機能・サービスの最適化とともに、公共施設の保有量についても最適化を図る必要があります。施設の機能、施設の数量と配置、管理運営手法の 3 点から公共施設の在り方について点検が必要です。

これらを推進するためにも個別施設計画を策定する必要がございます。

この個別施設計画は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間で計画期間とし、中間年に当たる令和 10 年度に必要な見直しを行い、新たな 10 カ年計画を策定いたします。

また、毎年度計画の進捗状況等について点検と検証を行い、社会情勢や市の財政状況に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図ることとい

たします。

個別施設計画を策定するに当たっては、広く意見を聴取するために西予市公共施設マネジメント市民会議を開催しております。旧町単位において、各地区委員 22 名以内で組織し、委員には、例えば、市議会議員の皆様、行政連絡協議会各支部代表者等の役職に就かれている方等をお願いしております。

第 1 回目を 5 月 23 日に実施し、公共施設マネジメントの取組等の全体的な説明をいたしました。

今月下旬から各地区で第 2 回目を実施することとしており、各公共施設の維持、建替、譲渡、廃止等の方向性や、今後、自分たちの集落で使用が増えていく施設かどうか等の御意見をお伺いする予定としております。

その後、パブリックコメントを実施し、提出していただいた御意見等を考慮いたしまして、個別施設計画を策定したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

西予市の公共施設は老朽化し、多大な更新費用が必要とされる今ある施設を今後どうするのか。この問題を市民とともに、行政サイドだけで考えるんじゃないし、市民と同時に考えると、対応していくということであろうと思います。このままだとどうなるのか。ではどうしていくのかというのが今回の市民に問いかけたものであろうと、こういうように私は解釈しておりますが、公共施設の稼働率 10% 未満の施設が多くあるという答弁でございましたが、施設数はどのくらいあるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

令和 2 年 3 月 31 日時点で、日常市民が会議を行ったり、スポーツを行ったりといった貸館等を行っている 101 施設のうち、稼働率 10% 未満となっている施設は約半数の 46 施設となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

これは国のほうでも指針を出せという自治体に
来ておりますが、これが完全にでき上がったら、
取壊しとか、そういうものに対して国からの起債
とかそういうものは予想できるのでしょうか。そ
の点お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

個別施設計画を策定した場合、除却に要する経
費、こうしたことに使える経費といたしまして公
共施設等適正管理推進事業債が使えることとなっ
ておりますが、充当率 90%で、かつ交付税措置
がないということなので、なかなか現場としては
使い勝手がよろしくない部分がありますので、こ
れまでも国や県に対して要望を継続してきている
ところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

私はこの問題は、旧町村合併の負の問題であろ
うと思います。

合併によって、同じ施設が同じところに同じよ
うなものができた。これはいつかは統合したり、
利用率が下がる。その対策としてやってるものだ
と思っておりますが、これからの管理計画につい
てお尋ねします。

集会所は公共施設に入るのか。また、公共施設
等総合管理計画の対象になるのかお尋ねをいたし
ます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地方自治法の中で、公有財産は不動産と不動産
以外に区分され、不動産といたしましては、行政
財産と普通財産があり、行政財産は、庁舎等の公
用財産と学校・図書館等の公共用財産に区分され

ております。この行政財産と普通財産をあわせて
公共施設等としておりまして、公共施設等総合管
理計画における対象施設としております。

市内の集会施設には、地元の要望により各種補
助金を活用して、市が事業主体として建設した施
設が多くございます。集会施設は地元住民が利用
することを前提とした施設であり、慣例的に地元
自治会の管理下にある施設という実情から、市と
いたしましては、地域住民の共有財産として取り
扱うべきものと認識しておりますが、市が事業主
体として建設した集会施設は、財産区分としては
公有財産としての位置づけとなり、公共施設等総
合管理計画の対象となるものと考えております。

そこで、市といたしましては、現状に沿った内
容を書面で明確にし、その整理をさせていただき
たいと考えております。これまでの利用に何ら影
響はないものと考えておりますので、その点は御
安心いただければと思っております。

これからの対応といたしましては、市が建設し
た集会施設につきまして、一旦市の財産である公
有財産として整理し、自治会等が管理運営する施
設として、施設の使用貸借契約を各自治会とさせ
ていただきたいと思います。もちろん、地元の共
有財産として譲渡を受けたいとの申出がございま
したら無償で譲渡する考えでおります。

これらの事務処理を行ってまいります。基本
的には、従来からの集会所の管理方法や利用方法
が変わるものではございません。

実施期間といたしましては、今月から9月末に
かけて公民館単位で該当する区長様を対象に説明
をさせていただきますが、各区において総会等で
意向を決定されることもあるのではないかと思
いますので、年度内に各自治会の意向を確認させ
ていただく予定としております。

契約締結につきましては、各区の意向が確定さ
れたところから、早ければ年明けの1月ぐらいか
ら順次契約を進めさせていただければと考えてお
ります。

今後、財産区分上の整理を行いまして、公共施
設等総合管理計画の中にも記載をしていくことと
しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

長期計画は立ちましたけれども、自治会とか、そういうことに対して、地区の意見、市民の意見が非常に強いものとか、いろんな計画とは少し離れたようなことが出た場合には、ある程度弾力的に考えるつもりはあるのかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

その点も含めまして、地区の方に御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

続いて、中長期計画についてお尋ねをいたしますが、廃止される施設の取壊し計画は、これにつきましては、西予市公共施設マネジメントの取組についての計画の中にある部分でございますが、廃止される施設の取壊し計画はどのように立てられているのかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

個別施設計画において廃止される施設の除却計画ということで御答弁させていただきます。

この個別施設計画につきましては、各施設の方向性等に関して、公共施設マネジメント市民会議の中で御意見をいただいているところでございまして、現在策定中でございますけれども、現時点で廃止の方向性としている施設数は 98 件としております。

この廃止される施設の除却につきましては、公共施設除却計画、これは仮称でございますけれども、として個別施設計画を策定した後、建築されたからの経過年数や劣化状況調査を考慮した上で策定する予定としております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

廃止の分につきまして 98 件の計画がなされておりますけれども、100 平米未満の施設は除くということが書いておりますが、30 坪以下の施設といえますと集会所の中にも、大きな集会所はありますが、小さな集会所は 30 坪以下だと思いますけれども、こういうものが入ってるのか。そして多分消防署の詰所なんか 100 平米以下の施設に入ってるんじゃないかと思うんですけれども、その点確認の答えをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

その点については詳細なデータが現在手元ございませんので、この場でお答えすることは、現在ちょっと無理な状態でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

事例を挙げますと、明浜西中学校は統合してからそのままずっとなってるんですが、こういうものについて、こんな例を挙げるとちょっと悪いんですけれども、新しく計画したところに関しては取壊して新しいものがおきて、起債もおきて、建て替えが進むようにいくんですけれども、何にも利用するところがないものは、そのまま合併後の負の遺産みたいな形で廃墟になってるようなところがあると思うんですけれども、事例を挙げますと、明浜西中は今後どのようにされるのかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

その点につきましても、現在個別の具体的な西中学校校舎の部分についての取扱いについて、手元に詳細なデータがございませんことから、この場での答えは困難でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

非常に難しいものだと思いますが、公共施設等総合管理計画を立てて、そして市民とのマネジメントをやっていただけていて、将来的な財政運営に響かないような形の処理を、今から何年、市長のお話では10年ごとに見直すとかそういう話もございましたけれども、14年までやってとかいうような話がありましたけれども、そういうものも含めまして、しっかりとした今後の子どもたちに西予市の財政が破綻とまらないような形に長期計画をしっかり立てていただきたいと思います。

続きまして、集会所についてお尋ねします。

先般、先ほど申し上げました本年4月28日行政報告会で、市が建設した集会所の財産の取扱いについてと指標が出されました。これにつきましてお尋ねします。

生活様式の変化、過疎化の進む中、集会所の必要性をどうとらえているのかお尋ねをいたします。

これにつきましては、2021年だったか、聞きましたが、前三好総務部長のときにお尋ねをいたしました。

そしてまた、この集会所につきましては、旧町ごとにいろんな様式で建てたり大きさも違います。このあたりで尋ねてくれと、このまま置いとったら管理費だけがたって地代だけがいるというところから、そしたら、その集会所については、今期私の在任期間中に方向性を理事者に質すという話をしておりましたので、この件につきましては、前三好部長のときに話しました。

そしてまた、今回もこの取扱いについてが出たので満足できるんですけども、詳しく答えられない、方向性が決まってない件については結構でございますので、集会所の必要性も時代とともに変わってきております。その点をどのようにとらえているのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

まず最初に、地域の集会等に活用されている施設、こちらは集会所のほかには公会堂などの通称で

呼ばれておりますことから、集会施設という表現に統一して答弁させていただきます。

この集会施設は、地域住民の会合や行事、時には冠婚葬祭などの利用もあるなど地域コミュニティの拠点であり、災害時においては、一時避難場所にもなっている施設もあり、地域にとっては重要な施設であると認識しております。

また、自助・共助の精神を養い、住民が助け合うことのできる地域基盤を形成するために、地域内で話し合う場として集会施設は必要不可欠ではないかと考えているところでございます。

一方で、住民の高齢化や若者の自治会離れ、生活様式の変化など、かつての集会所の役割や利用頻度にも変化が生じてきていることもあわせて認識しております。

人口減少著しい昨今において、近い将来、自治会組織や集会施設の在り方について見直す時期が到来するものと想定しております。これらは地域で主体的に検討していただきたいと思っておりますが、必要に応じて市も支援の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

以前、令和2年3月の定例議会で聞きましたときに、前三好総務企画部長さんが集会所台帳をしっかりとつくるという答弁がございました。

また、そしてその答弁のときの集会所の数と2020年3月の集会所の答弁とが、数字が変わっておりますが、集会所の数の違いはどうして答弁によって出てきたのかを御説明を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

集会施設の台帳につきましては、令和3年9月の時点で一旦の整理を終えました。しかしながら、情報が不足している項目もあり、地域に詳細な聞き取りを行い、整理を進めてまいりたいと考えております。

また、集会施設の解体や新設により年々状況が変化することから、毎年情報を更新していく必要

がございますので、今後、台帳の精度を高めていきたいと考えております。

集会施設の数につきましては、令和2年第1回定例会で御質問いただいた際に、平成27年度にこれまで各支所で管理していた集会施設のデータをまとめた際の資料をもとに、総数を278棟と答弁させていただいております。これは地元により建設された集会施設も含めた総数となります。

その後、令和2年度に、全ての行政区に御協力をいただき、集会所等実態調査アンケートを行いました。その際には、集会施設として利用されている施設の名称、その管理者、年間の維持管理費や利用頻度についても確認しまとめることができました。整理をしていく中で、新たに集会施設として記録するものや既に除却したものなどがあることが分かり、常に更新が必要なものとなっております。

また、令和3年第4回定例会で酒井議員から御質問をいただき、行政が建設主体となって整備した普通財産として扱う集会施設は225であると答弁させていただきましたが、現在、集会施設の財産扱いについて整理が必要な施設は217としております。

これは、今年度に解体されるものや新たに契約行為が進められたものなどにより数値が変動しているものです。

これから集会施設の財産扱いについて各区長様への説明等をさせていただき、各自治会の意向を伺いながら整理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

集会所というのと、集会する場所というのと、どうも今まで一緒にとらえている。集会所というのは、市民が捉えているのは自分たちが補助をもらって建てたものという考え方ですけども、行政サイドの数の、ここに出してきた公民館であったりとか公会堂であったり、そういうところも入っているというように解釈してよろしいですか。

はい、そういうように解釈いたします。

集会所台帳がまだまだ、私は細かく、すべから

くできてるとは、ちょっと見さしてもらいましたけれども全部はできてないと思っておりますので、その辺りも含めて、例えば、大きなところでは、500人に一つの集会所もあれば、450人のところに集会所が6つも7つもあるようなところもあれば、いろいろありますので、その旧町ごとの対応が必要であろうと、かように思います。

続いて、お尋ねしますが、集会所の耐震化対策はどのようにされておるかお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

現在、市が把握しております集会施設のうち未耐震と思われる集会施設は約100棟です。耐震工事に関しましては、現在、集会施設の改修等について補助をしております現行の西予市集会所整備事業費補助金交付要綱で対応できるものと考えております。ただし、耐震診断をされたものが対象となっておりますので、まずは、各自治会で集会施設の耐震診断を実施し御検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

集会所の管理責任者というのは、大体区長さんとかそういう代表者になるんですけども、その方々は1年か2年でやめてしまいますので、その間に、自分がそういう、煩わしいと言ったら悪いですけども、そういうことをするのはなかなか踏み込んでいけない、そのような問題がありますので、自治会の中で申請してもらってとか、耐震診断を実施してとありますけれども、あなたのところが耐震診断する必要があるよというような問題踏み込んで、そして、自治会に促すようなこのような行動的な形をとらないと前へ行かないんじゃないかと思うんですがいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

その点も含めまして区長様に御意見をいただき、

今回の取組を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

取扱いの要綱ができたというところでございますので、私の意見をまた入れるか入れないか、また市民の考え方をしっかり聞いて対応していただきたいと、かように思います。

続きまして、集会所の所有権登記、これは、地縁団体の所有権登記はできるのか、できるという返事をいただいておりますけれども、どのような方法でやったらいいのかも含めてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

土地及び建物ともに、認可地縁団体による登記は可能です。

これは、平成3年度より、地方自治法の改正により、自治会などの地縁による団体が認可地縁団体となって法人格を取得し、団体名義で不動産登記ができるようになったものです。

市では、平成27年度以降、補助金を活用した集会所の建設は自治会が主体で実施しており、集会施設の名義についても認可地縁団体で登記されております。

今後、集会施設の譲渡を受けていく自治会におきましては、地縁団体としての市の認可を受けていただき、法人格を有していただくことになっていきます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

この地縁団体の代表者になるのもまた自治会の人たちが嫌がるんですよ。それで前へ行かないと思います、これは。例えば1年か2年ごとに変わる方が地縁団体のトップになって所有権を設定するとか、そういうことはなかなか難しいだろうと思いますので、これにつきましてもまた一考を

お願いいたします。

続いて、集会所の取壊し費用、これはもう要らないと。例えば、地縁団体になって、個人に譲渡したりして取り壊すとかいうことじゃなしに、集会所の取壊し費用は、どういう形になるか分かりませんが、取壊しの費用はどのように考えておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

集会施設の取壊しにつきましては、これまで集会施設を管理運営する自治会により実施いただいております。

これから集会施設の財産の扱いについて明確にし、整理することとはなりますが、取壊しについては、引き続き自治会が主体的に行っていただきたいと考えております。なお、今後、解体における補助制度の検討もあわせて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

やはり最終的には過疎化、人がいなくなる、その中で管理運営ができなくなる、管理財源を拠出できない、そのような状態になったときに、取壊しの費用というような補助で対処するのもいいですが、旧町ごとに建ててる経緯も違いますので、その辺りも含めて、集会所台帳に基づいた聞き取りなんかをしっかりとさせていただいて、またそれなりの対応をしていただくように、私からは、自治会と管理者にしっかりと意見を聞いてやっていただきたい。これは多分説明会があるということでございますので、その時点につきましてもしっかりと集会所の財産の取扱いについて、行政報告にあったのをそのままやるのではなしに、出したけれども、市民の意見を取り込んでやる土台であるという考え方をしておいていただきたいと考えております。

続きまして、職員教育についてお尋ねをいたします。

職員は、自らが自らを高める力というところが

一番大切な基本であろうと思っておりますが、研修とか講習会とか、実習など、専門的なデジタル化の推進などの教育、いろんな教育がありますが、私今回質問しますのは、職員の派遣とか受入れについてお尋ねをします。

職員の派遣、受入れの現状はどのように実態がなっているのか、どのように進められているのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の派遣、受入れ等に関する現状についてお答えをさせていただきます。

本年度における本市職員の派遣の状況でございますが、愛媛県への4人をはじめといたしまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合、愛媛大学、社会福祉法人であります西予総合福祉会と三瓶福祉会、西予市観光物産協会へそれぞれ1人、合計6団体、9人を派遣いたしております。

また、派遣の受入れにつきましては、地方創生人材支援制度を活用いたしまして、総務省から派遣をいただきました、この議場におられます下澤部長と、愛媛県の市町相互交流といたしまして1人ということで、合計2人を受入れしている状況でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

今のお話は分かりました。

そして、どういう方をどういうところへ行くかというのは教育の判断であろうと思っておりますが、N T Tとか自衛隊とか、こないだ紹介いただきましたような方は、受入れの中には入らないんですか、入るんですか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の受入れ、特に今回の危機管理監の取扱いということになるかと思っておりますが、この点につきましては、あくまでも退職された自衛官と

いうことでございますけど、それは有資格者、それなりの危機管理に関する知見とまたその資格を有する者をこちらが募集をいたしましてそれに応募いただいた方を採用ということで、派遣を受けるといった制度に基づくものではございません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

今までずっと県とか通して東京のほうへ職員交流を、これは県に出して東京に駐在してるんだろうと思っておりますけれども、こういう効果とか、そして、これからの課題とかいうものをどのようにとらえているかお尋ねをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井副市長。

○酒井副市長

ただいまの酒井議員の御質問にお答えをしたいと思っております。

職員の派遣につきましては、西予市人材育成基本方針において、目指すべき職員像を掲げ、市民の信頼と負託に応えていく職員育成のため、一つの手段として実施するもので、広範な専門知識や事務能力等の習得、幅広い視野の涵養を図るものであると考えております。派遣終了後は、その経験を生かし、各分野で活躍しているところでございます。

また、国からの派遣受入れにつきましては、下澤部長が令和2年7月から政策企画部長として就任していただいているところでございますが、国の職員の方と同じ空間を共有した働く機会を得たことは、国の働き方を間近で体験することができ、職員にとって身の引き締まる大変貴重な経験を与えていただいております。

また、本市の政策推進、D X推進を含む情報通信行政、地域づくり活動センターをはじめとしたまちづくり推進について、豊富な知識と経験から的確な指導・助言をいただくとともに、若手職員を対象とした研修の講師や自主研究グループへの助言・指導などのアドバイザーとして人材育成の分野においても御尽力をいただいております。刺激を受けた当該若手職員などから、積極性やチャ

レンジ精神、自己啓発活動など、他の職員への波及を期待しているところでもございます。

今後の課題といたしましては、定員管理計画に基づき、職員の削減を進めていく中で、現行のとおり2年程度の長期派遣が実施可能となるよう定員を管理していくことが必要となります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

いみじくも名前が出られましたので、下澤部長の功績というのは、私は目に見えております。オフィス改革、そして市民からの対面、そういうものも先導してやっていただいた。私も一般質問でしましたDXの導入だとか、いろんなことを先進の形で、西予市の職員に対していろんな影響をやっていただきました。私は、大平前部長ととかく比較していけないんですけども、大平さんは非常によどみの中に石を投げて、水際だけたてて帰っていただきました。そして今、それをまとめていただいたのが下澤部長だということにとらえております。人格的にもすばらしい、少し温厚過ぎるかなというような感じがしますが、その辺りをとらえまして受入れに來られました下澤部長に効果とか、これからの課題についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

改めまして、私は、国の地方創生人材支援制度を活用いたしまして総務省から派遣され、令和2年7月から政策企画部長を務めてまいりました。

まずは、改めまして、ここ西予市で働く機会を与えていただきました西予市の皆様に感謝申し上げます。

この地方創生人材支援制度に限らず、職員受入れにつきましては、まず受入れ効果としては、客観的に市の業務を見直すきっかけとなることではないかと思っております。

これは、事務事業そのものの見直しですとか、新規事業の立ち上げから日常的な仕事の作法の見直しまで多岐にわたっているのではないかと考え

ます。私も、政策企画部の職員はもとより、市役所内の若手職員に対して、西予市役所で働いているだけではなくなかなかな気づきにくいのではないかなという点についてお伝えしてまいりました。

こうした刺激を受けた政策企画部の職員及び若手職員等から、スケジュール管理や資料作成の手法といった、こういったテクニク的な部分や、また先ほどのモチベーションの部分ですね、積極性やチャレンジ精神、自己啓発活動などのモチベーションの部分など、ほかの職員への波及を期待しております。

次に、課題でございますけれども、これは地域おこし協力隊に関する質疑でも触れましたが、やはりミッションの一定程度の明確化と受入れ体制が課題であると考えております。

まず、ミッションについては、どういった分野、内容を依頼するかによってそもそもどういった所属、組織にお願いするかも変わってまいります。例えば、地方創生人材支援制度の関係でも、シティーセールスをメインとするようなミッションであれば、民間の広告会社から派遣されているような例もございます。この点についてはある程度は事前に明確していないと、せっかく受入れてもミスマッチで、派遣者に力を発揮してもらえないということとなってしまいます。

また、受入れ体制につきましては、これは派遣者を支えるチーム等のスタッフのことでございまして、そもそもスタッフに一定程度の余力がないと派遣者単独でできることは限られております。派遣者から、大がかりな新規事業ではないにしても、少なからずもっとこういうことをしたらどうかというような提案はなされると思いますけれども、スタッフ側において、今やってる通常業務でもういっぱいいっぱいだというようなことだと、そこからの調整が必要になってまいりますので、ある程度受入れ体制を整えることは必須であろうかと考えております。

こうした2点の課題についてはあらかじめよく検討して、今後派遣受入れということを検討していく必要があるかなと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

続いて、将来に向かって市町計画についてお尋ねしますが、新たな形で市町村間の交流もいいんじゃないかなと思ったりもしますし、再任用職員を指定管理施設へ派遣することも、職員というのは、あと年度が残っておりませんかもしれませんが、その辺りのアイデアも出す考え方はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井副市長。

○酒井副市長

ただいまの御質問でございますが、急な御質問でございましたので的確にできるかどうか分かりませんが、当然、再任用職員を指定管理のところの代表に行っていたら、長年の行政の経験を生かしてそこを盛り上げていただくというような、例えばですけど、今酒井議員がおっしゃった、そういうような方法もあると思いますし、今現在も市長との話の中では、そういうこともどうですかねというような話はしておりますので、今後の課題とさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18 番酒井宇之吉君

ありがとうございます。

急な質問になったようでございますので、大変でございましょうけれども、今回の質問、非常に市民がもうコロナから、災害、コロナ、そして、今度世界戦争になるような不安感というか、そういうものがどンドン醸成されて暮らしにくくなっておりますが、他人事ではありません。ロシアのウクライナ侵攻は我が家の台所にも響いてる。ガスだとかガソリンだとか、いろんなことで、小麦が高くなりそういうものも響いております。これは、国はお互いが助け合いながら、自国主義ではなく、その分業で生きなければならない世界になってるんじゃないかなと、かように考えております。

最後にお尋ねしますが、お尋ねするというよりも、今回総務省へまた帰られる下澤部長に、西予市の住んだ感想だとか、第二のふるさととして、

これからも連絡をとりながら指導してもらえようなお考えを聞かせていただけたらと思いますがよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

御質問いただきました西予市に住んだ感想ということでございますけれども、まずはやはり自然豊かな中で、おいしい食事食べられると、こうした経験は、私も都内等々のところに住んでおりましたけれども、やはり西予市ならではの素晴らしい体験だったなと思っております、またこちらでいろいろお世話になって、いろんな方々とお付き合いもさせていただきましたけれども、こうした方々と引き続き連絡を取り合うことで私自身も勉強させていただきたいですし、西予市の方々にも何か御提供できる部分が今後もあれば積極的に協力してまいりたいと考えております。

西予市では、具体的には、西予市の政策の推進ですとか、DX推進を含むデジタルの政策、地域づくり活動センターをはじめとしたまちづくりの推進、そして復旧・復興等をミッションとさせていただきます。

特に、西予市として重要な政策でございました地域づくり活動センターにつきましては、新たな制度の企画立案ということで担当させていただきました、国での経験を生かし、職員としっかりと議論を重ねることで、よりよい計画の策定に貢献できたのではないかと振り返っております。

また、デジタル政策を議論していく中では、外部の人材活用を強く意識しております、こうした問題意識のもと、地方創生人材支援制度を活用いたしましたNTTドコモ様との連携ですとか、複業人材プラットフォームを活用した連携ということは実現させていただきました。

いい人材、専門的な人材をなかなか1市で独占するというようなことは困難な時代でもございますので、いい人材を複数の地域でシェアしていく、そのためにはどうすればいいか、こうした点が横断的な課題として重要であると考え、これまでの答弁の中でも紹介してまいりました地域おこし協力隊につきましても積極的に推進してきたところでございます。

外部の方とこれまで以上に積極的に仕事をするには、職員間でもこれまで以上に検討を深めるといことが重要でございますので、事あるごとに様々な視点で一層の検討を促してまいりました。

市役所としても、共につくるという意味での競争ですとか、協働といったような取組方針は示しておりますけれども、基礎にあるのは、職員一人ひとりの力量の向上が重要であると考えまして、さらに言えば、この先の市役所を背負って立つ若手職員の一層の成長がかぎになってくると思っております。このために、意欲のある若手職員による自主的な研究活動を支援させていただきましたし、係長級等の職員にそれぞれの得意分野に関する講師をお願いした内部研修の実施、こうしたことを提案、実施いたしました。

また、市役所では係長行政と言われておりますけれども、さらにその下へ任せる業務をもっともっと増やしていくことなどは重要であると考えて、機会をとらえて中でも申し上げてまいりました。

今後とも、市の若手職員が一層活躍し、そのことが強い西予市役所につながり、ひいては西予市のますますの発展、そして愛媛、四国、日本のますますの発展につながることを期待するということをお願いしまして、御質問に対する御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

誠にありがとうございました。先日の二宮議員が下澤部長に最後に少しお話しした、多分、二宮議員は時間がなかったからお尋ねしなかったんだろうと思いますので、私がさせていただきますが、西予市を第二のふるさととさせていただきまして、これからも西予市と総務省と国とのパイプ役で、西予市の発展のために御協力、御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時55分）

○小玉議長

再開します。（再開 午前10時10分）

次に、1番和気数男君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

1番日本共産党和気数男です。

議長の許可が得られましたので質問をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症について質問をさせていただきます。

今朝の新聞ですが、中村知事は昨日の臨時会見で、今治市の学校でクラスターを確認したことに続いて、10歳未満の子どもと30、40歳代の親世代の感染が多い状態が続いているとしております。そのことによって家庭内感染が増えるのではないかというふうな注意を呼びかけておられます。感染者の減少傾向が続いているが、愛媛県独自の警戒レベルについては、まだ下げる段階ではないと説明をしております。

感染状況はここに来て徐々に減少傾向が続き、マスクや会食、トラベルなどの行動制限の緩和、経済対策も停止していた外国人の受入れが6月10日からツアー客限定などの条件付ではありますが2年ぶりに再開され、明るい見通しがついたなというところではないかと思えます。

多くの市民の皆さんも同じではないかと思えますが、私も毎朝朝刊で、新型コロナウイルス感染者数をチェックし、西予市はほとんどゼロか、南予近隣市より少ないのを確認してから日常が始まるという日が続いております。

私の周りには高齢者の方の比率が高く、コロナの問題、農業、値上がりが続く景気、その一因となっているロシアのウクライナ侵攻などの話題が多くあります。

コロナではこれから暑くなってくればマスクはきついと、ニュースでは緩和の話も聞くがとか、旅行も気軽に行けるようになるらしいなどの話題が増えてきました。

このような背景のもと、感染者数が減少したとはいえ油断してはいけなと。やはり高齢者は、感染すると重症化率も高いらしい、後遺症もきついらしい、お互い気をつけようぜと言いつつおる日でございます。

対策については、西予市広報紙や定時放送などで逐次市民の皆さんに伝えられておりますが、再

度気を引き締める意味で質問をします。

まず、第1問、市内の第6波の感染状況について質問します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長

市内におけます新型コロナウイルスの感染状況についてお答えをさせていただきます。

市内新型コロナウイルスの感染の確認につきましては、県内の保健所で実施され、その居住や年齢、職業など詳細については、全て統計的に愛媛県から毎日発表されているところでございます。

今年に入りまして、全国的にオミクロン株による感染が急激に拡大し、当市におきましても1月以降陽性者が確認されているところでございます。

6月8日現在におけます1月以降の陽性者数の累計は、愛媛県全体では約3万5700人となっております。そのうち西予市においては317人となっております。市民の皆様の感染防止対策への御協力によりまして、近隣市と比較しますと陽性者数は比較的少ない状況となっております。

また、県内の感染状況について年代別で見ますと、最近では30代以下の比較的若い世代での感染が非常に多くなっており、特に10代以下の児童・生徒・未就学児の感染が多く、その要因の一つとして、新型コロナワクチンの接種も影響しているのではないかと推測されます。

そのほか、各種事業所、社会福祉施設、医療現場などでの感染も依然として確認されているところでございます。

オミクロン株の感染拡大以降、ほとんどの陽性者が軽症であり、感染状況は緩やかに減少傾向ではございますが、今後もマスク着用、手指消毒、換気の徹底など基本的な対策を継続いただき感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問でございます。

今説明もありましたが、他の市町と比較し感染人数が少なく抑えられている要因についてもう一

度お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長

感染者が比較的少ない要因についてお答えをさせていただきます。

近隣市と比較して感染率が低いということに関しまして、明確な要因を把握することは困難ではございますけれども、市民の皆様一人ひとりが感染防止対策をしっかりと徹底いただいている証だと感じているところでございまして、改めて感謝申し上げます。

加えまして、新型コロナワクチンの接種は感染予防効果がございますので、人口に対してワクチン接種率の高い当市においては、感染が拡大しにくい状況にあると認識いたしております。

今後とも、感染防止対策の徹底及び新型コロナワクチンの接種に御理解、御協力賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

同じく再質問でございますが、若い世代の感染者が多いということですが、現状どのようなことでしょうか。もう少し詳しくお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長

若い世代の感染についてお答えをさせていただきます。

今年1月から2月の新型コロナウイルス感染に関し国が公表している統計資料でございますが、20代以下の若い世代が60代以上の高齢の世代との比較において重症化率が非常に低いという結果が出ております。

愛媛県が毎日公表している県内の感染状況では、年代別で公表されており、最近では30代以下の感染者が多数を占めております。しかしながら、全体的にほぼ無症状や軽症者でございまして、年齢にかかわらずオミクロン株の特性として症状は

軽いということがうかがえます。

1月以降、オミクロン株による感染が拡大している中、特に若い世代では、感染しても症状が現れず、気づかないうちに家族や職場で感染が拡大するケースが多いと考えられております。また、若い世代の重症化率は低いとはいえ、中には重症化し後遺症に悩まされている事例もあるようでございます。

このことから、基本的な感染防止対策が非常に重要でございますので、繰り返しにはなりますが、基本的な防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次、現在の感染警戒期における対策についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長

感染警戒期におけます感染対策についてお答えをさせていただきます。

愛媛県では、4月から新型コロナウイルスに対する警戒レベルを感染警戒期として、感染対策と社会経済活動を両立していく方針で呼びかけを行っております。

当市といたしましても、愛媛県の方針に基づき感染防止対策に取り組み注意喚起を行っております。

まず、基本的な感染防止対策といたしまして、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底などについては継続していく必要がございます。

愛媛県では、基本的な感染防止対策を行った上で、次のような協力を依頼しております。

県外への往来につきましては、一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意すること。県内での行動としまして、換気の悪い混雑した場所など感染リスクの高い場所への出入りは控えること。会食については、大人数・長時間を避けて、できる限り愛媛県の認証店を利用すること。1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や体調の悪

い方は出席しない・させないことなどが挙げられております。

このような中、先般、国においてマスクの着用についての考え方が公表されました。屋外でのランニング・ウォーキングなど会話がないうちの行動や、会話がある場合においても距離が十分にとれている場合はマスクの着用は不要、また、屋内でも会話がほとんどなく距離がとれていれば着用不要となっております。

今後、夏場を控え熱中症の心配もございまして、こういった考え方を踏まえながら、マスクの着用について各自御判断していただきたいと考えております。

一方で、社会経済面の対応として、県内宿泊旅行代金割引の新規発売も再開されるなど、徐々に社会経済活動を後押しする取組も進められているところでございます。

また、市内小・中学校での学校生活におきましては、基本的な感染症対策を講じながらも、マスクの着用場面の見直し、制限していた学校行事の再開や入場制限の緩和、中学校の部活動における合同練習や練習試合の制限の緩和等を行っております。

今後も感染症の状況を注視しながら、学校と教育委員会で連携を図り、児童生徒の学びの保障に努めていきたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、基本的な感染防止対策を継続しながら、場面場面に応じ対応いただきたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

まず、基本的な感染対策を継続しながら場面に応じて対応していただきたいということでございました。

再質問ですが、今の感染警戒期において、特に強調されている対策についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長

特に強調されている対策についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、やはり最も大切な対策としましては、マスクの着用、十分な距離の確保、換気、手指消毒の徹底でございます。

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の確認において、重要視されますのがマスクを正しく着用していたか、十分な距離が確保できていたか、定期的に換気されていたか、手指消毒を行っていたかなどの項目でございまして、これらが全て徹底されている状態であれば感染のリスクは低いと判断されます。

これらは、現在でも感染防止対策の基本であり、防災行政無線放送などでも繰り返し周知させていただいておりますので、再度認識いただきまして、さらなる感染防止に努めていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

やはり基本的な対策を徹底して行うという回答だったと思います。

次、ワクチンの現在までの接種状況と、いよいよ4回目の接種が始まりますことについて質問を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長

現在行っております3回目接種の実施状況でございますが、6月8日現在で、2回目接種者数につきましては3万333人となっており、対象人口の約88%の方が接種済みとなっております。そのうち3回目の接種者数は2万4519人で、2回目接種を完了した方の約82%の方が接種済みとなっております。当市の総人口に対する3回目接種率は、市民の皆様、医師会の皆様の御理解、御協力のおかげをもちまして、県内でも7番目に高い状況でございます。

年齢別の3回目接種率につきましては、65歳以上が約95%と非常に高くなっておりまして、12歳から29歳が約40%となっており、全国的な

傾向でもありますが、やはり若い世代の接種率が低い状況となっております。10代から20代の接種については、初回接種の時期が遅かったため、6月に入ってから接種券を送っている方も一定程度ございまして、今後接種率は若干伸びてくると考えております。

次に、新型コロナワクチンの4回目接種についてお答えいたします。

まず接種の対象者は、3回目接種完了日から5カ月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方で国から示された基礎疾患がある方や感染した場合に重症化リスクが高いと医師が認める方で接種を希望する方となりました。今回、これまで先行して接種していた医療従事者や高齢者施設等の従事者という条件だけでは接種対象とはなりません。

使用するワクチンでございますが、3回目接種同様ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンの2種類となっております。選択可能ではございますが、今回、モデルナ社製ワクチンがより多く供給される見込みとなっておりますので、使用するワクチンについて医療機関と調整を行っているところでございます。

接種体制としましては、今までどおり医師会の御協力のもと市内医療機関での個別接種にて実施する予定でございます。

予約方法でございますが、初回接種、3回目接種ともに、特に高齢者の電話予約について混み合い電話が繋がらない状況が多発し、多くの苦情が寄せられたため、予約受付をスムーズに行うため、おまかせ予約を実施することとし現在進めている最中でございます。

これは、事前に案内文書を発送し、接種医療機関、日時、ワクチンの種類など特にこだわらない方は、はがきによりおまかせ予約の申込みをいただき、その後、市が接種医療機関や日時を指定して接種券を発送するというもので、これによって予約に関する市民の皆様のストレスが解消され、スムーズな予約管理・接種が実施できるものと期待いたしております。

従来どおり、電話やインターネットによる予約受付も実施いたします。

また、18歳以上60歳未満の基礎疾患がある方の取扱いにつきましても、事前に国が示す申請書

を発送し、接種を希望する方には申請していただいているところでございます。

今後とも、スムーズな新型コロナワクチンの接種に御協力をいただきますとともに、接種を希望される方でまだ接種がお済みでない方は、お早めに予約の上、接種をしていただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

65歳以上の方が95%のワクチン接種率ということであります。ワクチンの効果はあるというふうになっておりますので、強制はできませんが私もできるだけ周りの人には進めておる状況でございます。

続きまして、再質問で、おまかせ予約の進行状況はどのような状況でしょうか。また、特徴などありましたらお答え願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

一井生活福祉部長。

○一井生活福祉部長

おまかせ予約の進行状況についてお答えをさせていただきます。

現在、はがきによるおまかせ予約の申込みを受け付けておりますが、6月13日現在で約3,500の方が申込みをされている状況でございます。今後も徐々に申込みがあると考えておりました、最終的には4,000人以上の方がおまかせ予約を申し込みされるのではないかと推測いたしております。

ただし、当初、我々が予想しておりました申込み数よりはやや少ない状況となっております。仕事の都合で日程を自分で決めて予約したい方、どうしてもかかりつけの医療機関で接種したい方、また、希望のワクチンを接種したい方が比較的多いのではないかと感じているところでございます。

ただし、このおまかせ予約に一定程度の申込みがあったことで電話予約の件数が減ることになりますので、以前のように予約センターが混雑することは少なくなるのではないかと期待をいたしております。

予約いただきました皆様には、7月初旬から接種を開始する予定としておりますので、何とぞ御理解、御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ワクチン接種が始まって、4回目まで来るとは当初予想しておりませんでした。4回で終わりにするように願ってこの問題については終わりたいと思います。

次に、のむら復興まちづくり計画について質問をいたします。

まず、この計画の構想や基本計画立案までの流れについてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

のむら復興まちづくり計画は平成31年3月に策定いたしました西予市復興まちづくり計画に基づき、野村地区の復興方針の一つとして、市民、行政、学識者等との協働による未来へ飛躍する復興の実現が掲げられ、地域の発展につながる復興まちづくりの在り方について、住民と行政、大学等が共にアイデアを出し合う場を設け、野村地区の将来像を描いていくことが位置づけられております。

その具体的な取組として、愛媛大学・東京大学の協力を得ながら、のむら復興デザインワークショップを6回開催し、市民の視点で野村地区の将来像等に話し合いを進めて取りまとめたものがのむら復興まちづくり計画になります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

再質問でございます。

計画の検討に当たって基本的な考え方はあったのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

新たな魅力あるまちづくりを進める、話し合いを深めながら市民の視点でのまちづくりを描く、災害に強いまちづくりを実現する、この3つの基本的な考え方のもと検討を進めております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次の質問ですが、現在の計画における事業の規模やエリアの詳細についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

計画の内容につきましては、肱川の三嶋神社側となる右岸側に、自然と憩いのエリアと三嶋神社周辺エリア、乙亥会館側となる左岸側に、乙亥・まちなかエリアとレクリエーションエリアの4つのエリアを河川沿いに整備する計画で進めております。

各エリアの詳細については右岸側のエリアから説明させていただきます。

まず、旧せいよ東学校給食センターが建設されていた付近用地を活用し整備する自然と憩いのエリアについては、令和4年度から着手予定で、人が集い憩いの場所になるよう芝生の防災広場と遊具を配置した遊びの広場を整備いたします。防災広場につきましては、緊急時のヘリポートを兼ねる広さを確保した広場となっております。

次に、三嶋神社付近用地を活用して整備する三嶋神社周辺エリアについては、菜園と林の広場を整備いたします。菜園は、市民・保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学が連携して活用できる広さを確保し、みんなで関わる菜園づくりを目指します。

次に、左岸側のエリアについて説明いたします。

まず、乙亥会館付近用地を活用し整備を計画している乙亥・まちなかエリアについては、乙亥会館・商店街の連携を意識した整備を検討しております。

最後に、旧野村保育所が建設されていた付近用

地を活用し整備を行うレクリエーションエリアについては、フットサルコートとバスケットコート、レクリエーション広場として、土の広場と芝生広場を計画しております。土の広場は、イベント時に臨時の駐車場としても活用できるよう進めております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

4つのエリアに分けての計画が話されました。実際図面がないとなかなか分かりにくいんですが、一応伺ってみますと地元にはもう全部配ってあるということでございますので、野村町民の方、また図面を見ながらいろいろ想像してもらったと思います。

次に、市民との関わりについてですが、のむら復興まちづくりデザインワークショップの開催状況、市民との関わり方について質問いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

のむら復興まちづくりデザインワークショップは、西予市復興まちづくり計画に基づき、野村地区の安全安心なまちづくりのために、商店街を起点とした地域活性化や公共施設等の配置等を含め、地域の発展につながる復興まちづくりの在り方について、住民と行政、大学が共にアイデアを出し合う場を設け、多様な主体の協働のもと、野村地区の将来像を描くことを目的として開催しております。

令和元年度から始まったワークショップも令和3年度末で計16回開催し、その結果については、復興まちづくりかわら版として区長便にてお知らせするほか、西予市ホームページにて随時公開しております。当ワークショップは参加自由としていることから、当初から参加いただいている方、口コミで新たに参加された方など様々な面々で構成され、時々に応じて様々なテーマで意見交換を行っております。

また、昨年度に引き続き、今年度も野村高校生が中心となり菜園共創プロジェクトが始まってお

ります。このプロジェクトは、週1回の高校の授業である探究の時間を活用し、地域の方々、愛媛大学の協力を得ながら、野村地区の肱川右岸側の農地にヒマワリやサツマイモなどを栽培して、みんなが集まる菜園にすることを目的としたものです。

今年度からは、野村小学校・野村中学校も授業を利用して参画してくれることになっており、今後は、小学校・中学校・高校が連携したまちづくり活動を通して郷土愛を深める取組をしてまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

野村の人は地域との結びつきが強いとよく言われます。特に行政の職員がよく言いますね。やはりそれは小さいときから地域づくりに参加しているからであろうと思います。高校生、それから小・中学生も今後参加して行うということでございますが、もう少し詳細にわたって説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

なかなかこれ以上詳細な部分について御説明というのは難しいところではあるんですけども、去年ですと、例えば、イベントのときに、高校生が菜園でつくったサツマイモなんかを活用しまして、その後、料理を出品して、それを高校生が実際に販売するというようなこともやりました。今年もこうした菜園でつくったものをどう活用していくか、あるいは、夏と秋と冬と季節に応じて菜園をどう使い分けていくか、こうした点も含めて、高校生、そして小学校・中学校、こうした方々にいろいろ御検討いただいて、すばらしい取組につながるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

これからも郷土愛につながるような取組をしていってほしいと思っております。

次に、樹木の植栽ですが、三嶋神社の前に植栽をされるという計画、模型が支所にもあるんですけども、地元の方からはこのことについて、向こうが見えなくなるような密植した樹木の植栽については非常に不安だという声が出ております。多分成長するに従って地元といろんな相談をしてもらおうと思うんですが、このことについてお考えをお聞かせいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

ただいまの三嶋神社周辺エリアで計画をしております林の広場の樹木の植栽についてお答えをいたします。

樹木の植栽につきましては、市民の方が苗木から育てていただいた樹木を植え付けるよう計画をいたしております。配置につきましては、道路の視距を確保するほか、間隔を空けて植栽をいたしまして、光が入り利用者が安心して安らげる場所となるように整備をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次に、今後の進め方についてお伺いいたします。

まず、それぞれのエリアの今後の発注の見込みについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

それぞれのエリアの今後の発注見込みについてお答えをいたします。

肱川の三嶋神社側になります右岸側の自然と憩いのエリアにつきましては、現在、市道阿下釜川線の付け替え工事が完了をしております。

本年度は、防災広場及び遊びの広場の工事に着手をし、令和5年度に整備完了見込みとなっております。

同じく、右岸側の三嶋神社周辺エリアにつきま

しては、エリア内の詳細設計は完了をしております。

本年度は、神社までの市道野村城川線の改良工事と施設管理棟の建築設計に着手をいたします。

菜園・林の広場の整備工事は令和5年度に工事を発注し、令和6年度に整備完了見込みとなっております。

次に、乙亥会館側となる左岸側の乙亥・まちなかエリアにつきましては、現在、市道徳城線改良の詳細設計中でございます。また、支障となる建物の解体を行っております。

本年度は用地買収に着手し、道路改良工事は令和6年度に発注、令和7年度に整備完了見込みとなっております。

同じく左岸側のレクリエーションエリアにつきましては、現在エリア内の詳細設計を進めております。本年度は用地買収に着手をいたします。

工事は令和6年度に発注をし、令和7年度に整備完了見込みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

それぞれの計画が具体的につくられております。恐らく住民の方からもいろんな問合せがあろうかと思っておりますが、ひとつ丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

次に、維持管理の計画についてお伺いをいたします。

住民の方、これ相当な広いものだがきちんとできるのか。やっぱり経費的にもかかるのではないかというふうな御心配を言われておりますのでお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

公園の維持管理につきましては、市民に愛され、使われながら育つ公園を目指すために、それぞれのエリアにおける利活用、住民や地域の関係団体を主体とした維持管理、役割分担などについてワークショップで意見交換を行い、行政のみならず多様な主体の参画と協働による維持管理・運営管

理を目指してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

まず、完成後の所管はどこが担当になるのかと、こんなこと言っただけなんです、本当にできるのかと、きちんと管理ができるのかなということをもう1回お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

公園完成後の所管につきましては、現段階では決定しておりませんが、関係団体とも協議を進め、公園管理の要綱の作成とあわせて所管の検討も進めてまいります。

行政と住民が共同で管理運営していくことは決して簡単な話ではありませんが、ワークショップや地域づくり団体などから様々な御意見をいただきながら、協働による維持管理・運営管理を目指してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1番和気数男君

管理の所管課が決まっていないということが若干不安ではありますが、よりよい管理をするためにできるだけ早く所管課を決めてその準備もしてもらいたいと思っております。

次に、地元で配慮した管理ということを目指して出しております。最後に、地元の人といろいろ話をしてきたことなんです、復興まちづくり計画に基づき、市民・行政・学識者などとの協働による未来へ飛躍する復興の実現と非常に立派な目標が掲げられて、ワークショップの手法のもと16回行われ計画がつくられております。

令和4年度からいよいよ工事が着手されるという計画です。私も1回だけ、少なくとも申し訳ないですが、ワークショップに参加させていただきました。新しい手法でのグループごとに課題を討議し、またグループ間競争もしながら計画をつく

り発表する、それは活気のあるものでした。一種の熱気も感じられ、次々とアイデアが生まれていくやり方で、高校生もこの中に参加してやっておりました。生き生きと取り組まれることはすごいなと思いましたが、私はどうしても少しだけの違和感が拭えませんでした。なぜかなと思って考えてみると、三島町は災害で町が破壊され尽くし2人の尊い命が失われた場所であると。30 数戸の家が今では6戸になって、人口が激減した地域だから、そこに突然楽しい公園をつくるとの計画のもと、多くの市民により競うように計画をつくること的手法に対してかもしませんが、そういった気持ちがありました。

災害の現実を体験したつらい記憶がなじめなかったための違和感であることが分かり、このことを三島町の住民の方にも聞いてみたら、やはり同感だと言われる方が多くおられました。「日頃住んでいない人たちや学識経験者などが突然集まり、ある日突然楽しい公園をつくれと言われ、自宅の敷地に接した公園ができる。私らの戸惑いや不安は分からないだろうと思う」と語られました。しかし、復興はしてもらわなくてはならないし、全て反対するものではなく、集まってアイデアを出してもらっている人たちには感謝しておると。今では、自分たちのところだからできるだけ参加しようぜと誘い合って、ほぼ全戸、6戸全戸参加されておるような状況でございます。

どうですかと聞きますと「参加してはいるが、このようなことに慣れていないため、大勢の中で自分の意見を述べたりいうことはなかなか難しい。なかなか自分たちの意見が通らないということもある」ということも言われております。公園ができて家のすぐ近くにたくさんの方が来るという想定でつくられておるんですけども、自分たちの日常生活にどう影響することかも分からないし、戸惑いと不安は大いにあると語られました。

動き始めた計画だから完成するでしょうが、この事業の原点は災害ということ私はずいぶん肝に銘じて、これから起こるいろいろなことについて丁寧に配慮しながら進めていってほしいと思っております。

私としては、災害のモニュメント的なもの、あるいは犠牲者の鎮魂碑などの設置を検討していただくよう要望してみたいと思っております。

以上、まちづくりの質問を終わります。

次の質問にいきます。

野村ダム改良事業・新放流設備の説明会についてということでございます。

間もなく 2018 年 7 月 7 日の豪雨災害の日を迎えようとしております。

被災された方は、この梅雨を迎え、雨が続きと不安になって何度も川の水位を確認すると言われる方が多くおられます。改めて、苛酷な豪雨災害を思い起こし、早急に大規模特定河川事業ですか、早期に行われることを望むものであります。

今年 4 月 21 日、野村ダム改良事業・新放流設備の説明会が、国土交通省四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所主催により乙亥会館で行われました。

開会挨拶の中で、三宅統合管理事務所長が、説明会に当たり、管家西予市長さんから「住民の方には分かりやすく丁寧な説明をしてください」と言われましたとのことで、そのように努めますの挨拶から始まりました。

さすが管家市長、気配りが違うぞと期待を抱き臨みました。

しかし、説明会では初っぱなから住民から出された質問に答えられず、また事実と大きく異なる図面を用いて説明を行い驚きました。

出席住民からはこのようなことでは納得できないと、説明会のやり直しの声が続出したしましたが、結局未回答の質問をそのままにして終わりました。

野村ダム改良事業住民説明会をするからと告知をして、住民を集めておきながら満足な説明ができない。このようなことをやられると、ただでさえ不安な気持ちで見守っております住民としては、本当に、これから住民の生命と財産を守ることはできないというふうに思っております。

西予市としても、肱川ダム統合管理事務所に再説明会を行うよう求める考えはないかお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

去る 4 月 21 日に国土交通省四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所主催の野村ダム改良事業概

要説明会が開催され、野村ダム改良事業について説明があり、参加者の関心が高く活発に質疑がなされたことについて西予市としても承知しております。

西予市といたしましては、肱川水系河川整備計画に掲げられた野村ダム改良事業と大規模特定河川事業が進められることにより、平成 30 年 7 月豪雨同等の雨量を安全に流下させることが可能になることから、事業実施主体である国・愛媛県と連携を図り、施策への野村町民の方の御意見の反映や丁寧な説明のお願いを折に触れお伝えしたいと考えております。

なお、説明会で分かりづらかった内容等については、御質問をお寄せいただければ、肱川ダム統合管理事務所でも個別に御説明されるということも伺っておりますので、そのような御対応も御検討いただければと思います。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和気数男君。

○1 番和気数男君

工事は間もなく始まろうとしております。折に触れてということじゃなくて、早急に再説明会について、もう 1 回求めていただきたらと思っております。

このような説明会では到底納得のいくものではなくて、住民団体からは、再説明会を求める要望書も提出されております。私もダム事務所に行き、所長、副所長に面会をし再説明会を開くよう申入れ、何で答えられなかったのかと聞きますと明確な答えはほとんどありませんでした。それでこれどうするんだと聞きますと、図面とかあればもう上のほうに依頼しておりますから、できましたらホームページに載せますので見てくださいというようなことで、何とも要領を得ない答えばかり続きまして、このような状態で行われる改良事業は、新たな放流設備をつくることによる放流量が増える事業であります。下流域の住民はこのことについて非常に不安を持っておりますし、不安が募るばかりでございます。

ついでに私の考えをちょっと言わせてもらったらと思うんですけども、ダム問題説明会については今までも何度もありましたが、ダム側は全く私

たちがふだん聞いたことのない専門用語を使い、一方的な説明や報告に終始をし、納得をしないままきました。私たちは、住民はやっぱり住民の生命と財産に関わることだから、納得してダムと向き合いたいと考え、新しい方法として、統合管理事務所に説明する側、聞く側ということではなくて、お互いが理解し合うために対等の立場での勉強会をするよう申入れを昨日行いました。明確な返答はまだありませんが、この勉強会を何回も重ね、ダム、河川治水問題をともに連携をし合い、向き合ってより安心できる西予市野村町をつくっていきたいと考えております。

それから、来る 7 月 7 日午前 9 時から三嶋橋町民追悼式を行う計画をつくりました。献花と黙祷をささげる短時間の追悼式でございます。災害の犠牲者を追悼し、災害の風化を防ぐためなので、町民の皆さん御参加いただくようお願いを申し上げまして私の質問を終わります。

○小玉議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 04 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 20 分）

次に、17 番森川一義君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

森川一義君。

○17 番森川一義君

通告により質問をいたします。

不束者でございますが一般質問の大トリを務めさせていただきます。

まず、一番最初に、空き家対策について、固定資産税について、卯之町 15 区の市営住宅について、危険建物となる空き家の市独自の解体補助について、非居住住宅利活用促進税の創設について質問をいたします。

まず、空き家が多くなっているのは西予市だけではありませんが、地震はいつどこで起きるか分かりません。

それで、まず、空き家から固定資産税は確実に納入されているのか。

卯之町 15 区の市営住宅について、卯之町 15 区の市営住宅は震度 6 の地震に持ちこたえられるのか。

卯之町 15 区の市営住宅の建て替えの予定はあ

るのか。

危険建物となる空き家の市独自の解体補助について、建物となる空き家の解体に関して西予市独自の補助はあるのか。ない場合、市独自の補助を創設してはどうでしょうか。

非居住住宅利活用促進税の創設について、居住実態のない住宅を対象に非居住住宅利活用促進税を創設して、空き家を無くすとともに税金を増やす努力をすべきではないでしょうか。総務省の同意が必要だと思いますができないことはないかと思えます。

以上について質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは私から空き家からの固定資産税の納入について、そして税に関連をいたしますので、促進税の創設についての2点についてお答えをさせていただきます。

まず、固定資産税の関係でございますけれども、本市では地方税法及び税条例に基づきまして、土地、建物等の固定資産を有する方から固定資産税を納付していただいております。

空き家から固定資産税が納付されているかのお尋ねでございますが、固定資産税につきましては、居住されている建物と空き家を区別しての課税は行ってございません。そういうことから、空き家である納税者からの納付率までは把握できていない状況となっております。

なお、令和2年度の固定資産税納付率でございますが97.19%となっております。

続きまして、居住実態のない住宅を対象とした非居住住宅利活用促進税を創設してはどうかという御質問でございますが、これにつきましては、市街地面積が限られ住居が不足している京都市におきまして、市街化区域内の空き家やセカンドハウス、また別荘などの非居住住宅の存在が潜在的な住宅供給の可能性を狭めており、また、若年、若者であるとか子育て層を中心に定住人口が伸び悩んでいる一因となっているとの、そうした課題の認識のもと、非居住住宅の所有者に対しまして、新たな負担を求めることによって住宅の供給促進、居住の促進、空き家の発生の抑制、そういった政

策目的の効果を期待して、いわゆる法定外税を創設したものでございます。

本市においてこの制度が導入できないかという御提案でございますけれども、京都市が導入を予定しております非居住住宅利活用促進税でございますが、これは法定外税に該当いたしております。この創設に当たりましては、先ほど申し上げました京都市の事例もございまして可能でございます。ただし議員の御指摘のとおり、地方税におきましてはあらかじめ総務大臣の同意が必要とされております。創設する法定外税の制度設計によりましては、住民の負担が著しく過重となると判断された場合におきましては、総務大臣の不同意要件に抵触する可能性もあるということで認識をいたしております。

本市といたしましては、空き家を適正に管理、また除却するという政策的な目的のために税を課していく場合、特定の対象に新たな負担を求めることとなりますので、まずは既存の税目の税収を活用して政策目的を実現する施策を検討し、それらの施策に必要となる費用が不足しているとき、また、市が目指すべきまちづくりの実現を促す財源の必要があるとそういった判断がなされた場合におきましては、新たな税の活用を検討する必要があると考えております。

今後におきましては、空き家対策の検討をさらに進めていく中で、議員御提案の非居住住宅利活用促進税につきましても研究の一つとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬建設部長。

○三瀬建設部長

それでは続きまして、卯之町15区の市営住宅は震度6の地震に持ちこたえられるかという御質問にお答えをいたします。

卯之町15区の公営住宅一の瀬団地には、昭和43年度から45年度に建設した木造平屋建ての住宅が10棟20戸、昭和51年度から52年度に建設したコンクリートブロック造2階建ての住宅が7棟35戸、合計で17棟55戸建設をしております。

いずれの住宅も新耐震基準となる昭和56年以前の建設でありますので、建築基準法で必要な耐

震性が確保されておらず、震度6の地震が発生した場合は損壊及び倒壊の可能性がございます。

市としましては、入居者の安全を確保するため、一の瀬団地の建て替え計画を策定し、随時建て替えを行い、入居者を移転するよう進めているところでございます。

続きまして、市営住宅の建て替え予定はということで、現在、卯之町15区と伊賀上地区にあります一の瀬団地につきましては、令和2年度から令和8年度の7年計画で建て替え事業に着手をしております。

団地数全81戸全てを建て替え、最終的には78戸の団地となる予定でございます。なお、令和4年度につきましては、伊賀上地区に2棟8戸完成し、卯之町地区15区では、旧授産場跡地に1棟6戸の建設に着手する予定となっております。

続きまして、西予市独自の空き家解体の補助を創設してはという御質問にお答えをいたします。

市独自の解体補助ですが、当市では現在、平成27年度から国・県の補助を充当し、危険空家除却事業補助金を設け、対象事業費の5分の4の補助で80万円を限度に補助をしているため、市独自の補助はございません。

今後、現在の空家除却事業の補助対象とならない物件について、市民の安全性や生活環境に深刻な影響を及ぼすような事例が多く発生するようであれば、新たな対策を視野に調査研究をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

森川一義君。

○17番森川一義君

参考までにお伺いいたしますが、危険空家が隣へ倒れた場合の責任の所在をはっきりさせていますか。

それと、非居住住宅活用促進税は京都市が計画をしているようですが、西予市でも実施して土地の動きを活発にして景気を少しでも上向くように考えてみてはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいまの森川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、危険空家と申しますか、空き家が隣の建物に被害を及ぼしたときの責任でございますが、原則といたしましてはその倒れた建物の所有者が責任を負うということになるかと思えます。

それとあと、先ほども答弁させていただきましたけれども、非居住住宅利活用促進税につきましては、今後、空き家対策をさらに具体的に検討する中で、効果的な手法、また、そういった対策に要する経費等がどれぐらいかかるか、そういったことも総合的に研究させていただいた上で、導入の是非についてはまた改めて検討を進めていきたいと思えます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

森川一義君。

○17番森川一義君

危険空家が少しでもなくなるよう今後とも努力してもらいたいと思えます。

続きまして、市の職員がミスをした場合の対応についてお伺いします。

市の三役は全責任を負う覚悟はできていますでしょうか。職員がミスをした場合、即座に対応できるようになっていますか。公金の入出金に対してチェック体制は十分にできていますか。

山口県阿武町で誤って振り込んだ大金をネットカジノに投じて失った24歳の男性が逮捕され、容疑者の口座の仮押さえを申立てたのが2週間たってからの報道でした。

職員は、書類を銀行へ持っていったというだけでした。

職員がミスをした場合、市の三役は全責任を負う覚悟はできていますか。職員がミスをした場合、即座に対応するようになっていきますか。交金の入出金に対してのチェック体制は充分にできているのか。

仕事をする場合、スピーディーにマニュアル以上の仕事をしなければいけません。今の現状は与えられただけの仕事をするのに一生懸命だと思えますが、市民の方からはマニュアルどおりの仕事しかしないと耳にします。マニュアルを工夫してよりよい仕事をしてほしいものです。

私の近所に、市の職員はどんな仕事をしているのか時々市役所へ覗きに來られている方がいますが、その方からいろいろ注文がありますが、細かいことは言いませんので、三役の方はしっかり頑張ってもらいたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

酒井副市長。

○酒井副市長

職員の不祥事については、地方公務員法に規定する分限及び懲戒処分の公正を期するため、西予市職員分限懲戒審査委員会を設置し、任命権者の諮問に応じ、調査及び審理を行うこととなっております。

同委員会では、当事者及び関係者への聞き取りや関係資料の収集など、審理に必要となる情報を得た上で、懲戒処分の種別及び程度を決定するための基本的な考え方及び代表的な事例における標準的な処分量定の基準を定める西予市職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、懲戒処分の種別等が判断されます。最終的には、同委員会の答申を踏まえ、任命権者が決定することとしております。

職員が犯した不祥事において、悪質性の高さや社会的影響の大きさなど極めて重大な事案である場合は、理事者として責任を負う覚悟でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

三瀬会計管理者。

○三瀬会計管理者

2つ目の職員がミスをした場合に即座に対応できるようにしているのかについてお答えをさせていただきます。

会計課におきましては、会計規則や事務決裁規程に則り、二重、三重の決裁後、振り込みその他の会計事務を行っており、誤送金が起きないよう日々の業務を適正的確に行うよう課内の統制を図っているところでございます。

その中で、もし振り込みにおいて誤りがあった場合は、なぜ誤りが発生したか速やかに誤りの原因確認を行った上で、振り込んだ相手先への説明及び謝罪を行い、振り込み誤りに係る返還等の処理をお願いすることになると考えております。こ

の対応はスピード感が非常に大切であると思っております。

また、先ほど御紹介されました今回の事例は、まさに重大な行政事故でありますので、職員といたしましては、服務規程に基づく事故報告を行うとともに、関係課とも連携し、速やかに対処すべき事案であると考えております。

次に、3つ目の公金の入出金に対してチェック体制は充分にできているかとの御質問でございました。

公金の収納は、各所管における歳入の調定から始まり、納入通知書の発送後においては、納入義務者からの指定金融機関等における窓口収納、納入義務者の預金口座からの引き落としによる口座振替の方法等により会計管理者の公金口座に入金となります。

会計課においては、各所管から送付された調定決議書兼通知書について、添付の関係書類により納入義務者、納付すべき金額等に誤りがないか、また、使用料及び手数料に関しては、該当の使用料及び手数料条例に規定された金額の算出がなされているかなど、根拠法令と照合して確認を行っております。なお、公金口座に入金されました金額については、各所管から送付された調定決議書兼通知書のものであるかどうか確認をした上で収入処理を行っているところでございます。

公金の支出についてですが、各所管から送付された支出負担行為決議書について、法令または予算に違反していないか、添付の契約書及び補助金交付決定通知書等に基づき内容の確認を行っております。また、この負担行為に基づく支出命令書が送付されれば、添付された請求書その他関係書類により、債権者、請求金額等に誤りがないか、支出負担行為に係る債務が確定しているかなどについて適正な審査を行い支出処理を行っております。

以上のように、公金の収納及び支出に関しては、関係法令に則り確認審査を行った上で処理を行っておりますが、審査段階において不明な点があれば所管課に内容確認をするとともに、会計課職員間でも情報共有を行い、一次審査、二次審査に分けてのチェックの後、私が最終チェックの上決裁するという流れで、適正な、正確な会計事務執行に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

森川一義君。

○17番森川一義君

補助金の問題もありますし、公共の問題もありますし、税金を扱う税務課の職員はいろいろ忙しいと思いますが、公金を間違わないようにスピーディーに仕事をしていただきたいと思います。警察官は必ず2人で行動します。市の職員も大事なところは上司の方が点検していただいて、間違いない仕事をしていただきたいと思います。

では続きまして、3番目に青少年の育成について、5町の青年の活動について、若い人たちの交流を活発にするためにスポーツ大会を創設する考えはありませんか。

2番、5町の青年の交流はあるのでしょうか。どのような団体がありますでしょうか。

成人式の意見発表について、成人式の意見発表者をもっと増やしてはどうでしょうか。

5町の青年の活動についてお伺いします。

明治維新は、20代、30代の日本の将来を考える若い人たちによって、短期間に欧米の国に学び実行しました。東南アジアの国では、日本の明治維新を参考にしている国もあります。

さて西予市の場合、西予市の将来を考えて行動している人は何人いるのでしょうか。

まず、若い人たちの交流が行われなければいけません。西予市主催でバレー大会やソフトボール大会などのスポーツ大会を創設してはどうでしょうか。

5町の青年の交流はあるのでしょうか。西予市の若い人たちの活動にはどういう団体があって交流が行われているのでしょうか。女性の場合、婦人会があり、お年寄りの人たちは老人クラブで活動されています。これからの西予市を担っていく若い人たちに期待をしています。

私は、5町に知人がおり、いろいろな人からちょっと来てやと言われますが若い人からはありません。

成人式の意見発表について、今年の成人式式典終了後において、議長、副議長、前副議長をはじめ、11人の議員が成人された方の意見発表を聞かずに退席をしたように、若い人たちの声を聞いていません。

市民の方から宴会のときに途中で退席する人はいないのではと言われました。市民の声を聞いて、特に若い人の思いに耳を傾けて、少しでも若い人が西予市で活躍できるまちになるように希望します。

成人式の意見発表者をもっと増やしてはどうでしょうか。

私たち議員や職員は結果を残さないといけません。結果が残っていないということは仕事をしていないことと同じです。細かいことをいろいろ市民の方から言われますが、若い人たちが活動する手助けも必要だと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

まず、若者のスポーツ大会創設について御質問いただいております。

現在実施をしております事業といたしまして、西予市が主催する最大規模のスポーツ大会は市民体育祭であります。競技内容は、ソフトボール、バレーボールなど計11種目あり、参加の年齢層は20歳から80歳と幅広い年齢層でございます。特に、青年の参加が多い競技は軟式野球でございます。参加者の平均年齢は26.6歳となっております。

この大会は、競技によっては年齢制限のある部門もございますが、スポーツ推進委員会を中心に、住民のニーズを聞き取り、より参加しやすい大会づくりに努めているところでございます。

御質問の青年のためのスポーツ大会開催につきましては、人が交流するために、確かに、スポーツは大きなきっかけとなると考えますが、現代では、さらに交流するための機会やツールはスポーツだけでなく、文化的な分野も含めて多岐にわたっております。また、それとともに、若者の志向は一昔前と比べて多種多様なものとなっております。人付き合いの考え方も大きく変わってきていると考えております。

このようなことから、今後、若者の交流促進を図る場合には、若者のニーズを十分把握、検討した上で、スポーツも含めた様々な考え方の中から、より多くの若者が興味、また関心を抱き、集まりやすい事業を展開する必要があると考えておりま

す。また、開催規模につきましても、各町ごとに行うものから市全体で行う大きな事業まで幅広く考え、議員御提案のスポーツを通じた交流促進も大いに参考とさせていただきたく存じます。ありがとうございます。

次に、青年の団体と交流についてでございますが、青年で構成される団体として、代表的なものとして青年団がございます。市内の青年団をまとめております西予市連合青年団は、令和元年度までは明浜、野村、三瓶の3つの町連で組織をされておりましたが、令和2年度からは、明浜町連が抜け野村と三瓶の2つの町連のみとなっております。

なお、西予市連合青年団では、数年前まで全国青年大会という40歳以下の地域青年を対象としたしました全国規模のスポーツ・文化の祭典に参加をされたり、地域教育実践南予ブロック交流集会に参加されたりするなど、市連内外において活発に交流をされておりましたが、コロナ禍以降につきましましては、イベント等も激減し、例年開催をされておりました町連同士の交流会も中止となるなど、交流の場は少なくなっているというふうに聞いております。

また、市内ではほかに、西予青年農業者連絡協議会や西予市商工会青年部などがございます。青年団同様に、コロナ禍以降、この2年間は主催事業や飲食を共にする場も控えられ、交流の機会は減っているという状況でございますが、今後につきましては、団体間の交流促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、成人式の意見発表者を増やしてはどうかという御提案をいただいております。

西予市成人式は、新成人に大人としての自覚と社会的責任を果たすことを促し、ふるさとを愛する心を育むということを目的に、祝福と激励を込め、例年1月3日に開催しております。

成人者意見発表につきましましては、成人式式典に続いて開催をする記念行事の中で行っているものであります。

記念行事の意見発表や成人者宣誓、司会進行につきましましては、新成人の自主性を尊重し、成人者への開催案内に合わせまして希望者を募り、応募いただいた方にその役割を担っていただいております。

意見発表は、議員御指摘のとおり、若い方がふるさと西予を愛し、そして定住し、活躍できるようなまちづくりを進めるためにも、その世代の方々の思いを知ることのできる貴重な機会でございます。できるだけ早い時期に成人者の皆さんに御案内をし、多くの方に応募いただけるよう進めていきたいと考えております。

発表者の人数には制限を設けておりませんので、今後、成人者の積極性と貴重な提言により期待をしているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

森川一義君。

○17番森川一義君

私たちが若いときには、ボーリングやバレーが盛んに行われていましたが、ボーリングした後、いろいろ飲み会がありまして2時や3時まで飲んだのを覚えています。いろいろ5町で若い人たちが交流して、西予市のことをいろいろ考えてもらったらと思います。

次に、成人式についてですが、今までよりかは少し早めに準備をしていただき、1人当たりの意見発表を各町1人ぐらいの意見発表をして、広く市民の方々に若い人たちの生き方を知ってもらいたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

先ほど答弁申し上げましたとおり、それぞれの御案内の関係ですけれども、これにつきましては、前回まで10月1日を基準日として整理をさせていただいておりますけれども、その内容につきまして、可能な限りできるだけ早い時期に御案内できるような、そういうふうな体制で進めたいと考えております。

また、御質問の各町1人ずつというようなことでの意見発表ということでございますけれども、これまでの発表希望者が少ない状況を踏まえて考えてみますと、5人の多くは事務局からお願いをしての発表というようなことが想定をされ、成人式に対してのやらされ感や町ごとの対象者数の差による不公平感などの印象が定着する懸念もござ

います。

このようなことから、教育委員会といたしましては、成人者の意思を尊重した上で、自発的に名乗りを上げていただけるような工夫をしまいにしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

森川一義君。

○17番森川一義君

成人式に関しては早めに準備していただきまして、成人する方の自主性を持たせてもらったかと思っています。

目の覚めるような質問を計画していましたが、大幅に削減いたしましたので、以上で質問を終わります。

○小玉議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 54 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午後 1 時 45 分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程 2）

○小玉議長

日程第 2、議案第 75 号「西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について」、議案第 77 号「西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第 83 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 8 件を一括議題といたします。

これより本件 8 件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許可いたします。

15 番二宮一朗君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

1 点だけ質問をさせていただきます。

議案第 80 号「西予市営土地改良事業の施行について」永長地区への農業用排水路施設整備の概算事業費 9080 万円のうち、測量試験費 550 万円を除く工事費 8530 万円について質問をいたし

ます。

現在、工期中で行われております、同様の清沢地区におきまして、いわゆる風船堰ですけれども、今行われていると思いますけれども、清沢地区のときの予算が多分 5000 万円ぐらいだと私は記憶をしております、多分そんな変わらないゴム堰じゃないかなと思うんですけれども、この事業費の内訳を教えてくださいなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

宇和町永長地区で施行予定の永長ゴム堰改修事業の工事内訳について御説明を申し上げます。

工事内訳は、ゴム袋体の更新と操作装置、エンジンになります、の更新及び仮設工になります。ゴム袋体の更新については、幅 15 メートル掛ける 1.37 メートルのゴム袋体製作及び運搬、現地での据付けと据付けの際に使用する取付け金具の更新となります。操作装置、エンジンの更新については、ゴム袋体に空気を送り膨らますためのエンジン及び配管等の更新となります。仮設工については、ゴム袋体を取り替える際に、一級河川肱川の堰止めを行い、排水ポンプによる水替えを行う作業やクレーンを設置する地盤の安定を図る敷き鉄板等の費用であります。

質問のありました今年度を実施する清沢ゴム堰改修工事の工事費と乖離していることにつきましては、清沢ゴム堰と永長ゴム堰ともにゴム袋体の台座であります下部工や取付けアンカーなどが、現在のものを流用するように設計しておりますが、両ゴム堰は、竣工当時のゴム製造業者の相違により、取付け方法、それから、既設の配管との接合、構造などが違います。特に、清沢の堰については、ゴム堰と台座とが 1 箇所の据付けとなっておりますが、永長のほうは 2 段階の設置ということになつたということでございます。

このためゴム堰の製作者の違いにより、ゴム袋体及び取付け金具の費用や、設置、エンジンの費用についても開きが出ている状況でございます。

以上、説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

二宮一朗君。

○15 番二宮一朗君

ありがとうございます。

今の御答弁で構造が違うということでございました。清沢のときにも言ったんですけども、こういうメーカーですね、何かメーカーの見つけ取りいうたら変なんですけども、ちょっと高いような気が私らはしております。ですから今後の何十年先いうか、ほかにもこのゴム堰のところがありますので、何か違う方法でできないか、今後検討もいただきたいなと思っておりますが、もう1点再質問で、今回のこの金額の中には、今話題になっておりますウクライナ侵攻による物価高騰による資材の高騰等は影響しているのかどうかだけ1点。それと工期に影響はないのかというところの再質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

和氣産業部長。

○和氣産業部長

資材費用高騰の影響について御説明を申し上げます。

現在の原油、原材料価格の高騰は近年上昇傾向にあります。ゴム堰において主要材料のゴム樹脂においても例外ではございません。価格改定が続いており、ゴム製品を多く扱うタイヤメーカーで、昨年度は、平均改定率3%の値上げを実施しております。

永長ゴム堰の実施設計を作成する際は、見積り有効期限が1年であるため、発注年度である令和5年度において、関係業者に見積りを徴収して、その見積り単価及び公共歩掛、公共単価等で作成いたします。

そのため、来年度の資材動向の状況により、どの程度影響を受けるのが不透明な状況でございますが、来年度の実施設計において予算額を上回るようになった場合については、国及び県に追加補助金の割当てを要求するとともに、補正予算の計上、それから地元の負担金の増額説明等により対応したいと考えております。

それから工期の影響についてでございますが、永長ゴム堰は、来年度の令和5年度に改修工事を実施いたします。前の質問での実施設計の作成によりますが、予算範囲内で発注を行えた場合の施工スケジュールといたしまして、7月に発注、8

月から12月でゴム袋体の作成、1月から2月でゴム袋体の設置、操作、設備エンジンの取付けを行い、年度内完成をさせるように考えておるところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第81号については関係各常任委員会へ、議案第79号は総務常任委員会へ、議案第78号は厚生常任委員会へ、議案第75号、議案第77号、議案第80号、議案第82号及び議案第83号の5件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程3)

○小玉議長

次に、日程第3、議案第84号「溪筋地区体育館新築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

宇都宮教育部長。

〔宇都宮教育部長登壇〕

○宇都宮教育部長

議案第84号「溪筋地区体育館新築工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設につきましては、第2次西予市総合計画及び第2次西予市スポーツ振興計画にのっとり、市民誰もが気軽にスポーツに取り組むことができる環境を整備することを目的として建設するものであります。

現在の溪筋地区体育館につきましては、昭和40年に建てられ、築後50年以上が経過し老朽化しており、今後発生すると予想されている南海トラフ地震での被害も心配される状況です。

新たに建設する本施設によりまして、体育館機能はもとより、避難所としての機能も兼ね備え、スポーツ振興、災害対応、ひいては学生等の合宿誘致など、地域振興にも利用できる溪筋地区の中核施設として活用を図ってまいります。

本工事につきましては、去る6月7日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、株式会社大塚組 代表取締役大塚博之氏と工事請負金額1億8810万円で、6月8日に工事請負仮

契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 84 号については総務常任委員会へ付託いたします。

(日程 4)

○小玉議長

次に、日程第 4、議案第 85 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 85 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に創設されたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用しました生活者や事業者への負担軽減に資する支援事業、県の 6 月補正予算に即応した消費喚起対策事業のほか、ウクライナ相撲連盟への支援経費を計上するものであります。

それでは、予算書の款別に御説明申し上げます。

民生費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付として、1 世帯当たり 10 万円の給付金のほか、会計年度任用職員給与等の事務費を含めまして 1 億 1320 万 9000 円を、社会福祉施設等が福祉サービスを安定的に提供していくための燃料費、電気料等高騰分への支援として 3056 万 9000 円を、保育所等の安定した給食の提供と利用者負担の軽減を図るための給食材料費の

購入支援のほか、バス事業者支援を含めた保護者会等への活動支援等として 1618 万 8000 円を計上し、農林水産業費では、農業者の経営の安定化を図るため、施設園芸農家への燃油購入支援、畜産農家への飼料購入支援として 1 億 390 万 6000 円を計上し、商工費では、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や市内事業者の下支えを行い、地域経済の発展及び地域振興を図ることを目的としたプレミアム付き商品券の発行を県との連携事業として実施するほか、中小企業者等の将来にわたる継続的な経済活動への下支えとして、燃料費・電気料等高騰分への支援及び燃油価格高騰の影響を受けて厳しい経営状況となっている運輸事業者への支援として 1 億 8375 万 6000 円を計上し、教育費では、学校給食の安定した提供と保護者負担の軽減を図るための支援として 746 万 2000 円を計上し、ウクライナ相撲連盟の強化合宿への支援として 100 万円を計上するものであります。

これらの事業の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国庫支出金として 3 億 2634 万 8000 円を、県支出金として 6240 万円を計上し、不足する財源につきましては財政調整基金を 6734 万 2000 円繰入れし収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 5609 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 326 億 3558 万 2000 円と定めるものであります。

よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 85 号については関係各常任委員会へ付託いたします。

(日程 5)

○小玉議長

次に、日程第 5、陳情第 1 号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情」を議

題といたします。

陳情1件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信しております請願・陳情文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております陳情1件については厚生常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会において、各議案及び陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月24日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時04分

第 5 日

6月24日（金曜日）

令和4年第2回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和4年 6月24日 | 野 村 支 所 長 | 大 森 寿 和 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和4年 6月24日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午後 3時30分 | 総 務 課 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 1. 閉 会 | 令和4年 6月24日 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| | 午後 4時17分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
1. 出 席 議 員
- | | | | | |
|------|-------------|-----------------------|---------|---------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 2 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | | 別紙のとおり |
| 4 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | | | |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 |
| 生活福祉部長兼 | |
| 福祉事務所長 | 一 井 健 二 |
| 産 業 部 長 | 和 氣 岩 男 |
| 建 設 部 長 | 三 瀬 計 浩 |
| 医療介護部長 | 藤 井 兼 人 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 消防本部消防長 | 酒 井 広 一 |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

- 1 議案第 75 号 西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について
- 議案第 77 号 西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第 78 号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 79 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 議案第 80 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 議案第 81 号 令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 82 号 令和 4 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 83 号 令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 84 号 溪筋地区体育館新築工事請負契約について
- 議案第 85 号 令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)
- 陳情第 1 号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
- 2 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
- 3 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 75 号 西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について
- 議案第 77 号 西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第 78 号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 79 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 議案第 80 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 議案第 81 号 令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 82 号 令和 4 年度西予市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 83 号 令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 84 号 溪筋地区体育館新築工事請負契約について
- 議案第 85 号 令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)
- 陳情第 1 号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
- 2 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
- 3 議員派遣の件について

開会 午後 3 時 30 分

○小玉議長

ただいまの出席議員は 18 名であります。

あらかじめ御通知申し上げましたように、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時刻を繰下げ、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○小玉議長

日程第 1、議案第 75 号「西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について」、議案第 77 号「西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第 85 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)」まで、及び陳情第 1 号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情」の 11 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

河野清一君。

〔河野総務常任委員会委員長登壇〕

○河野総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る 6 月 15 日の本会議において当委員会へ付託されました議案 4 件につきましては、16 日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果について御報告申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案 4 件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第 79 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」では、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定し、公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進しており、城川町遊子谷辺地において、整備する市道を追加したため、事業費が増加とな

り、計画を変更するものであるとの説明でありました。委員から西予市には辺地が 19 地域あるが、社会情勢が変動する中で、新たな候補地があるのかとの質疑があり、辺地の要件については、その地域の中心を含むある一定の面積の中に 50 人以上の人口を有し、学校、医療機関などまでの距離がその中心地からどれぐらいであるかを算定して点数化し、その点数が 100 点以上の地域が辺地ということになっている。辺地に該当する地域の有無については、社会状況に応じた調査をしており、今後、地域の増減も考えられるとの答弁でありました。

議案第 81 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号)」について、財政課所管分では、現在の財政調整基金の残高、また、基金残高としてはどれぐらいが適正かとの質疑に対し、補正予算(第 2 号)後の残高が約 15 億 8100 万円であり、西予市の財政調整基金の目安としては、基準財政規模の約 20%という考えでいるとの答弁でありました。

スポーツ・文化課所管分では、スポーツ振興くじ助成金の概要についての質疑に対し、スポーツ振興くじ助成金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの所管であり、スポーツくじ(toto)の販売により得られる資金が基となっている。西予市では、野村球場防球ネット設置、城川総合運動公園の夜間照明改修などの事業に活用しているとの答弁でありました。

議案第 84 号「溪筋地区体育館新築工事請負契約について」市民誰もが気軽にスポーツに取り組むことができる環境を整備することを目的として建設するものであり、体育館機能はもとより、避難所としての機能も兼ね備え、スポーツ振興、災害時の避難所対応、学生などの合宿誘致など地域振興にも利用できる溪筋地区の中核施設として活用を図るとの説明でありました。委員から避難所として使用するということであるが、付近を流れる稲生川は平成 30 年豪雨災害で氾濫してはいないのか、危険性の問題はないかとの質疑に対し、地盤もかさ上げして、河川の合流地点であるが、平成 30 年豪雨災害のときにも氾濫はしていないと地元の方々に確認しているとの答弁でありました。

議案第 85 号「令和 4 年度西予市一般会計補正

予算（第3号）」について、学校教育課所管分では、学校給食食材購入支援事業補助金について、補助があれば給食費の値上げはないかとの質疑に対し、給食費は1食中学校で約290円、小学校で約260円徴収しているが、現在、食材費が約4%上昇している。今後8%までの価格上昇を見込んでおり、給食費に換算すると1食当たり約20円の負担増を補正予算で対応し、今のところ給食費の値上げはないと想定しているとの答弁でありました。

また、来年度以降の給食費についての質疑があり、価格上昇分を踏まえ、学校給食運営委員会において関係者と協議していくことになるが、保護者の負担が大きくなるように検討していくとの答弁でありました。

スポーツ・文化課所管分では、ウクライナ相撲連盟強化合宿負担金について、愛媛県も補助金を出して西予市の滞在費を補うということかとの質疑に対し、ウクライナ相撲連盟の皆さんが、愛媛県内に滞在している期間の補助をしようということで、県民の皆さんに寄附を募っている状況であり、愛媛県と西予市は同額の負担金補助で選手団への支援及び協力体制を整えているとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和4年6月24日、総務常任委員会委員長河野清一。

○小玉議長

次に、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

竹崎幸仁君。

〔竹崎厚生常任委員会委員長登壇〕

○竹崎厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を行います。

去る6月15日の本会議において当委員会に付託されました議案3件について、6月16日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案3件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

また、陳情1件については不採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第81号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第2号）」の長寿介護課所管分では、外国人介護職員の宿舎施設整備補助金について、現在の外国人介護職員の数、宿舎の規模、建設場所についての質疑があり、現在9名を雇用しており、6月下旬には新規に8名を雇用する予定であり、2階建て12戸、一戸当たり約26平方メートルの宿舎を宇和町内に建設するとの答弁でありました。

子育て支援課所管分では、児童交通公園管理事業において、撤去が必要な遊具についての今後の撤去予定についての質疑があり、今回の予算計上で撤去する遊具で、子育て支援課所管分の危険遊具は全て撤去される予定であるとの答弁でありました。

環境衛生課所管分では、資源ごみ処理委託事業に関し、発泡スチロールの処理についての質疑があり、四国中央市の製紙会社で固形燃料としてリサイクルされており、電気料、運搬費用などを含めた物価高騰分を予算計上しているとの答弁でありました。

医療対策室所管分では、医師確保のための出張旅費についての質疑があり、東京、大阪の移住フェア等へ出向くための旅費であり、医療従事者に特定したものではないが、西予市での仕事に関しての情報提供ができるものと考えている。移住フェアを活用した医師確保は、令和3年度の市議会からの提言による今回初めての取組であり、この機会を活用して医師確保に努めたいとの答弁でありました。

関連して、産科・小児科新規開業促進事業について質疑があり、創設して2年になるがまだ開業希望者がいないため、しっかりPRしていきたいとの答弁でありました。

西予市が最も必要とする診療科について質疑があり、西予市民病院には2名、野村病院には1名の整形外科医師がいるが、二次救急集約のためにはさらなる確保が必要であるとの答弁でありました。

また、確保する医師の年齢制限についての質疑があり、現在も65歳を超えた医師が勤務していただいております。年齢を考慮した上で、引き続き確

保に努めていきたいとの答弁でありました。

委員からは、医師をはじめとする医療従事者の確保について、様々な取組が行われているが、引き続き熱意を持って、誠意のある姿勢でしっかりと取り組むことが大事であるとの意見がありました。

議案第 85 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」の福祉課所管分では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について、コロナ禍での住民税の非課税世帯数について質疑があり、令和 4 年度に新たに非課税世帯等になった方が対象世帯であり、令和 4 年度に対象となりうる世帯が約 900 世帯、税情報収集を行う必要がある令和 4 年 1 月 1 日に西予市に住所のなかった転入世帯、令和 4 年 1 月以降に収入が激減した家計急変世帯を含め、1,100 世帯分を予算計上している。原則口座振り込みになるが、口座を持たない方に対しては窓口での受け取りも対応するとの答弁でありました。

また、非課税世帯、家計急変の世帯を考慮した事業であるが、生活困窮者をカバーできているのかとの質疑があり、対象者の拡大については、生活困窮者の解釈が国の制度との矛盾を生じさせないため見送っており、速やかにかつ的確に給付することに尽力している。今後、コロナ禍の状況によって西予市独自の施策を調査、研究していきたいとの答弁でありました。

陳情第 1 号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情」については、労働安全規則等の改正による女性トイレの設置基準は現在のところ確立されたものではない。また、女性トイレの確保については、女性の権利が尊重されるものであり、その会社等の理念によって、女性をしっかりと考える事業所、そして社会ができていくものであるなどの理由から全会一致で不採択と決しました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和 4 年 6 月 24 日、厚生常任委員会委員長竹崎幸仁。

○小玉議長

次に、産業建設常任委員会委員長井関陽一君の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

井関陽一君。

〔井関産業建設常任委員会委員長登壇〕

○井関産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る 6 月 15 日に付託されました議案 7 件について、6 月 17 日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果と内容について報告いたします。

当委員会に付託されました議案 7 件は、お手元に配信のとおり全会一致にて原案可決決定いたしました。

審査経過及び意見等は報告書のとおりですが、審査過程における意見や部課長の答弁を抜粋にて報告いたします。

議案第 75 号「西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について」では、製作する搾汁充填機器の能力について質疑があり、現在の施設はベルト方式で、1 日の処理能力は約 8 トンとなっており、温州ミカンの出荷が集中する 11 月から 12 月には搾汁作業が間に合わない状況であり、新しい施設では、1 日 16 トンから 24 トン処理可能なインライン方式と 1 日 7.2 トンから 9.6 トン処理可能なベルト方式を併用する施設となっており、インライン方式で搾汁されたジュースは万人向けの味で歩留りも 50%と今回整備する加工施設の主力機と考えています。また、ベルト方式は、消費者の食味評価が一番高く、歩留りは 40%で明浜オリジナルの特徴を出せる可能性があると考えているとの答弁がありました。

議案第 80 号「西予市営土地改良事業の施行について」では、受益者面積の地元負担について質疑があり、受益面積が 771 反であり、一反当たりの地元負担金は約 2 万 4000 円であるとの答弁でした。

議案第 81 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」の経済振興課所管分では、四国西予ジオミュージアムの委託する業務内容と委託先について質疑があり、主な業務内容は、来館者のチケット販売やグッズ販売などの窓口業務で、週 3 日ずつ 2 名体制を予定しており、委託先は、一般社団法人西予市観光物産協会を考えているとの答弁でした。

農業水産課所管分では、明浜柑橘加工施設整備事業における杭工事の予算計上について質疑があ

り、少しでも処理能力の高い優良な搾汁充填機器を整備するために、有識者の意見を取り入れながら設計に反映させたため、機器類の決定が遅延し、建屋規模の確定が遅れ、建屋位置が定まらず、それによって地質調査が遅延し、成果が上がってきた時期が2月となり、杭工事費を当初予算に反映することができず今回の補正に計上することとなったとの説明がありました。

議案第 83 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」では、施設の稼働率について質疑があり、宇和处理区・野村処理区ともに 40%程度の稼働率となっており、宇和处理区に関しては、今後、公共下水道周辺にある農業集落排水施設を統合し、稼働率を 80 から 90%に上げていきたいと考えていて、令和 5 年度に永長、神野久処理区を、令和 7 年度に中川処理区の接続を検討しているとの答弁がありました。

議案第 85 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」経済振興課所管分では、G o T o 買い物キャンペーンの商品券を 1 人上限、1 店舗 2 冊までとなっているが管理の方法はどの質疑があり、購入の際に氏名、住所を記入してもらい、購入履歴が分かるものを各取扱店舗で作成し、管理したいと考えているとの答弁がありました。

農業水産課所管分では、施設園芸燃油高騰対策支援事業補助金及び畜産飼料高騰対策支援事業補助金の周知について質疑があり、広報せいよや西予市ホームページ、防災無線、J A 東宇和の生産部会等を通じて農家の方々へ申請の呼びかけを行いたいとの答弁でした。

また、今回の補正で、経済振興課・農業水産課において、補助対象にならなかった施設園芸や畜産農家を除く農林業者やバス会社などの支援は考えているのかとの質疑に対しては、今回の補正は、国から配分される新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、限られた財源を使って行う事業であり、今後、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の補正予算が編成され、地方に配分されると聞いており、それらを活用し支援できていない分野に対して対応していきたいとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和 4 年 6 月 24 日、産業建設常任委員会委員長井関陽一。

○小玉議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小玉議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第 75 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 75 号「西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 75 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 77 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 77 号「西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 77 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 78 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 78 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 79 号及び議案第 80 号の 2 件を一括して採決いたします。

お諮りします。

議案第 79 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」及び議案第 80 号「西予市宮土地改良事業の施行について」の 2 件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、議案第 79 号及び議案第 80 号の 2 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 81 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 81 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 81 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 82 号及び議案第 83 号の 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 82 号「令和 4 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」及び議案第 83 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」の 2 件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 82 号並びに議案第 83 号の 2 件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 84 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 84 号「溪筋地区体育館新築工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 84 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 85 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 85 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 3 号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立全員であります。よって、議案第 85 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第 1 号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情」は原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小玉議長

御着席ください。

起立少数であります。

暫時休憩いたします。（休憩 午後 4 時 04 分）

○小玉議長

再開いたします。（再開 午後 4 時 06 分）

起立少数であります。よって、陳情第 1 号は不採択とすることに決定いたしました。

（日程 2）

○小玉議長

次に、日程第 2、閉会中における各常任委員会の所管事務等調査についてを議題といたします。

各常任委員会の所管事務等の調査につきましては、お手元に配信の所管事務等調査表のとおり、令和 5 年 3 月末日までの期間、必要に応じ議会閉会中も継続して行うことといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

（日程 3）

○小玉議長

次に、日程第 3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○小玉議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和4年第2回西予市議会定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

6月7日に開会しました本定例会も本日が最終日となりました。

18日間の会期中、新しい議会体制のもと、本会議及び各常任委員会におきまして、上程いたしました案件につきまして慎重な御審議を賜り、補正予算をはじめ、条例改正など重要な案件19件につきまして、いずれも原案のとおり可決いただきました。議員各位におかれましては、熱心に御審議いただき、心から厚く御礼申し上げます。

梅雨入り後、思ったほどの降水量がなく、若干水不足を心配する声も出ているところですが、先日19日曜日石川県能登地方において震度6弱を観測する地震が発生をいたしました。

被害に遭われました方々に心からお見舞い申し上げます。

梅雨どきは、どうしても大雨の対策を主として想定しますが、このたびの地震を受けて、改めて地震対応の在り方について考えたところです。

そうした中、去る6月21日に三瓶文化会館において、事前復興まちづくり計画の策定に係る第1回地域ワークショップが開催をされました。

三瓶東地区を対象地域とし、地域の自主防災組織、消防団、防災士の皆さん、また、三瓶中学校、

三瓶分校、宇和高校の生徒さんや先生方が50名を超える参加をいただきました。愛媛大学の森脇教授、松村教授の指導のもと、愛媛大学の学生さんも20名以上の方が加わり、大規模災害の発生とその復興までを想定した検討が始まりました。

1回目ということもあり、初めは緊張感漂う雰囲気でしたが、グループでの議論が進むにつれ、様々な意見も交わされ、活気あふれる会場となりました。

今後、4回のワークショップを重ね、南海トラフ巨大地震による大規模災害を想定しての地域の復興に向けた課題や復興イメージ、必要な事前準備などについて議論をいただき、市では、その内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を本年度末には作成する予定でございます。

ワークショップに参加いただきます皆様には大変御苦勞をおかけいたしますが、活発な議論を通して、すばらしい事前復興まちづくり計画が策定されますよう大きな期待をすところであり、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、6月16日から乙亥会館を主会場に、相撲の国際大会に向けて強化合宿中のウクライナ選手団ですが、18日はその練習が公開され、たくさんの市民の方も見学に来られました。世界トップクラスの相撲は力強く、豊富な技の連続で、会場からは大きな歓声や拍手が送られておりました。当日は、地元の乙亥太鼓保存会による歓迎の演奏もあり、重量級のオレクサンドル選手から感謝の言葉もいただきました。

28日までの予定で当市の合宿を行うとありますが、祖国の厳しい状況に思いをはせながらも、乙亥会館でしっかり稽古をつけて、国際大会での活躍とすばらしい成果を期待するところでもあります。

来月、7月7日は、平成30年7月豪雨災害の発生から4年の節目の日を迎えます。

発災から4年を経過し、主な災害復旧工事はおおむね完了のめどが立った状況です。

一方、野村地区における肱川河川整備、野村ダム改良や復興まちづくりの取組は、これから本格的に動き始めようとしています。

地域の皆様、また、議員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

また、7月7日に例年開催をいたしてござい

た追悼献花式につきましては、式典自体は開催せず、今年度から自由献花方式により実施をすることといたしました。

献花台は7日から9日まで設置をしておりますので、市民の皆様もどうかお越しいただければと思います。

新型コロナの感染状況ですが、ここ最近是全国的に減少傾向にありましたが、今週に入り若干増加に転じる傾向も見られるようになり、また、県内では依然として高い水準で推移をしております。

ウィズコロナの社会に移行していく中で、感染リスクが低くなっているとは決して言えない状況であり、感染対策の徹底は継続して取り組む必要があります。

また、感染リスク及び重症化リスクを抑制するためには、やはりワクチン接種の効果は期待されるところであります。4回目のワクチン接種も開始いたしておりますので、可能な方はぜひとも接種いただきますようお願いをいたします。

例年より若干遅れての梅雨入りでしたが、降水量は平年並みかやや少ない見通しのようです。ほどよい恵みの雨であることを期待するところです。

しばらくは、梅雨ならではの蒸し暑い日々が続きますが、議員各位におかれましては、健康に十分に御留意をいただきますとともに、市政推進に御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○小玉議長

これをもって、令和4年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後4時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 小玉 忠重

同 議員 源 正樹

同 議員 井関 陽一

付 録

令和4年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月7日（火）～6月24日（金）

（会期18日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6月7日	火	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午前9時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑 ・ 委員会付託 ・ 行政報告会
		常任委員会	
6月8日	水	休 会	
6月9日	木	休 会	
6月10日	金	休 会	・ 質疑通告〳切
6月11日	土	休 会	
6月12日	日	休 会	
6月13日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決 ・ 一般質問 ・ 行政報告会
6月14日	火	本 会 議	・ 一般質問
6月15日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 委員会付託 ・ 追加議案理事者提案説明 ・ 議員全員協議会
6月16日	木	常任委員会	
6月17日	金	常任委員会	
6月18日	土	休 会	
6月19日	日	休 会	
6月20日	月	休 会	
6月21日	火	休 会	
6月22日	水	休 会	・ 討論通告〳切
6月23日	木	休 会	
6月24日	金	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政報告会 ・ 議会運営委員会 ・ 議員全員協議会 ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決

令和4年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 74号	土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について	04.06.13	原案可決
議案第 75号	西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について	04.06.24	原案可決
議案第 76号	西予市消防署野村支署建築工事請負契約について	04.06.13	原案可決
議案第 77号	西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について	04.06.24	原案可決
議案第 78号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	04.06.24	原案可決
議案第 79号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	04.06.24	原案可決
議案第 80号	西予市営土地改良事業の施行について	04.06.24	原案可決
議案第 81号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)	04.06.24	原案可決
議案第 82号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	04.06.24	原案可決
議案第 83号	令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	04.06.24	原案可決
議案第 84号	湊筋地区体育館新築工事請負契約について	04.06.24	原案可決
議案第 85号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)	04.06.24	原案可決
報告第 1号	令和3年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	04.06.07	報告
報告第 2号	令和3年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	04.06.07	報告
報告第 3号	令和3年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	04.06.07	報告
報告第 4号	令和3年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	04.06.07	報告
報告第 5号	令和3年度西予市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	04.06.07	報告
報告第 6号	令和3年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	04.06.07	報告
報告第 7号	専決処分事項の報告について	04.06.07	報告
陳情第 1号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	04.06.24	不採択
	閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について	04.06.24	原案可決
	議員派遣の件について	04.06.24	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
2月25日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月1日	議 長	野村高等学校卒業証書授与式
3月2日	関 係 議 員	議会運営委員会
3月3日	全 議 員	令和4年第1回定例会 採決・一般質問
	全 議 員	議員全員協議会
	関 係 議 員	西予市消防体制検討特別委員会
3月4日	全 議 員	令和4年第1回定例会 一般質問
3月7日	全 議 員	令和4年第1回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
	全 議 員	行政報告会
3月8日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月9日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月15日	議長・関係議員	西予市消防本部等庁舎改築推進委員会
3月16日	関 係 議 員	議会運営委員会
3月17日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第1回定例会 閉会
3月22日	議 長	加戸守行元愛媛県知事お別れの会
	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
3月23日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
3月26日	関 係 議 員	西予市土地開発公社理事会
	議 長	南予水道企業団定例会
3月29日	議 長	八幡浜地区施設事務組合議会定例会
4月5日	議 長	肱川流域総合整備推進協議会監査
4月6日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月8日	議 長	野村高等学校入学式
4月14日	正 副 議 長	愛媛県市議会議長会春季定期総会
4月22日	全 議 員	四国西予ジオミュージアム落成記念式典
4月23日	議 長	四国西予ジオミュージアムオープンセレモニー
4月24日	議 長	えひめ南予きずな博オープニングイベント

月 日	出席者	行 事 名
4月25日	議長・産建委員長	肱川流域総合整備推進協議会総会
4月28日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
5月6日	議 長	ねんりんピック西予市実行委員会設立総会
5月9日	議長・関係議員	西予市育英会理事会
5月11日	正 副 議 長	四国市議会議長会定期総会
5月13日	議 長	愛媛県人権対策協議会西予支部総会
5月17日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第2回臨時会
	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
5月24日	議 長	四国西南サミット
	全 議 員	風賢央壮行会
5月25日	議 長	全国市議会議長会定期総会
	議 長	西予市商工会通常総代会
5月27日	議 長	四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会総会
5月30日	関 係 議 員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
6月1日	関 係 議 員	まごころ銀行運営委員会
6月2日	関 係 議 員	議会運営委員会
6月6日	議 長	国道197号線愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議 長	国道441号線愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議 長	主要地方道小田河辺大洲線・主要地方道内子河辺野村線整備促進期成同盟会定期総会
6月7日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和4年第2回定例会 開会

令和4年6月7日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第74号	土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について	原案可決
議案第76号	西予市消防署野村支署建築工事請負契約について	原案可決

令和4年6月16日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

総務常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第79号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	原案可決
議案第81号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第84号	溪筋地区体育館新築工事請負契約について	原案可決
議案第85号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)	原案可決

令和4年6月16日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

厚生常任委員会

委員長 竹 崎 幸 仁

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第78号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第81号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第85号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)	原案可決

令和4年6月17日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第75号	西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について	原案可決
議案第77号	西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について	原案可決
議案第80号	西予市営土地改良事業の施行について	原案可決
議案第81号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第82号	令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第83号	令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第85号	令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)	原案可決

令和4年6月16日

西予市議会

議長 小 玉 忠 重 様

厚生常任委員会

委員長 竹 崎 幸 仁

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
陳情第1号	女性トイレの維持及びその安全安心の確保についての陳情	不採択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第74号 土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について

議案第76号 西予市消防署野村支署建築工事請負契約について

以上、2議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第74号「土居地区地域づくり活動センター建築工事請負契約について」、事業費における残土利用ほ場整備工事について質疑があり、旧土居保育所跡地から出る残土を処理するため、残土処理場への持ち込みを想定していたが、近隣農地への受入れが確保できたためほ場整備工事を実施するもので、それにより事業費の削減に繋がったとの答弁があった。

議案第76号「西予市消防署野村支署建築工事請負契約について」、災害時における燃料の備蓄についての質疑に対し、備蓄ではないが、隣接する民間の給油所と平成26年11月7日に「災害時における燃料の供給に関する覚書」を締結しており、停電が3日以上及ぶ場合にも、燃料給油等の対応が可能であるとの答弁であった。

また、2議案ともに、建築工事期間が令和5年3月までとなっているが標準工期は確保できているかとの質疑があり、敷地条件、構造規模等を考慮し、設計事務所等専門業者聞き取りにより工期を設定しているとの答弁があった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和4年6月13日

総務常任委員会

委員長 河野 清一

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第79号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

議案第81号 令和4年度西予市一般会計補正予算（第2号）について
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

議案第84号 溪筋地区体育館新築工事請負契約について

議案第85号 令和4年度西予市一般会計補正予算（第3号）について
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

以上、4議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第79号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」では、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定し、公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進しており、城川町遊子谷辺地において、整備する市道を追加したため、事業費が増加となり、計画を変更するものであるとの説明であった。委員から西予市には辺地が19地域あるが、社会情勢が変動する中で、新たな候補地があるのかとの質疑があり、辺地の要件については、その地域の中心を含むある一定の面積の中に50人以上の人口を有し、学校、医療機関などまでの距離がその中心地からどれぐらいであるかを算定して、点数化し、その点数が100点以上の地域が辺地ということになっている。辺地に該当する地域の有無については、社会状況に応じた調査をしており、今後、地域の増減も考えられるとの答弁であった。

議案第81号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、財政課所管分では、現在の財政調整基金の残高、また、基金残高としてはどれぐらいが適正かとの質疑に対し、補正予算（第2号）後の残高が約15億8100万円であり、西予市の財政調整基金の目安としては、標準財政規模の約20%という考えでいるとの答弁であった。

スポーツ・文化課所管分では、スポーツ振興くじ助成金の概要についての質疑に対し、スポーツ振興くじ助成金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの所管であり、スポーツくじ（TOTO）の販売により得られる資金が基となっている。西予市では、野村球場防球ネット設置、城川総合運動公園の夜間照明改修などの事業に活用しているとの答弁であった。

議案第84号「溪筋地区体育館新築工事請負契約について」、市民誰もが気軽にスポーツに取り組むことができる環境を整備することを目的として建設するものであり、体育館機能はもとより、避難所としての機能も兼ね備え、スポーツ振興、災害時の避難所対応、学生などの合宿誘致など地域振興にも利用できる溪筋地区の中核施設として活用を図るとの説明であった。委員から避難所としても使用するということであるが、付近を流れる稲生川は平成30年豪雨災害で氾濫してはいないか、危険性の問題はないかとの質疑に対し、地盤も嵩上げしており、河川の合流地点であるが平成30年豪雨災害のときも氾濫はしていないと地元の方々に確認しているとの答弁であった。

議案第85号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第3号）」について、学校教育課所管分では、学校給食食材購入支援事業補助金について、補助があれば給食費の値上げはないのかとの質疑に

対し、給食費は1食中学校で約290円、小学校で約260円徴収しているが、現在、食材費が約4%上昇している。今後8%までの価格上昇を見込んでおり、給食費に換算すると1食当たり約20円の負担増を補正予算で対応し、今のところ給食費の値上げはないと想定しているとの答弁であった。

また、来年度以降の給食費についての質疑があり、価格上昇分を踏まえ、学校給食運営委員会において関係者と協議していくこととなるが、保護者の負担が大きくなるように検討していくとの答弁であった。

スポーツ・文化課所管分では、ウクライナ相撲連盟強化合宿負担金について、愛媛県も補助金を出して、西予市の滞在費を補うということかとの質疑に対し、ウクライナ相撲連盟の皆さんが、愛媛県に滞在している期間の補助をしようということで、県民の皆さんに寄附を募っている状況であり、愛媛県と西予市は同額の負担金補助で選手団への支援及び協力体制を整えているとの答弁であった。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和4年6月24日

総務常任委員会

委員長 河野 清一

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第78号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

議案第85号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)

(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)

陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

以上3議案については、原案可決決定した。

また、陳情1件については、不採択と決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第81号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の長寿介護課所管分では、外国人介護職員の宿舎施設整備補助金について、現在の外国人介護職員の数、宿舎の規模、建設場所についての質疑があり、現在9名を雇用しており、6月下旬には新規に8名を雇用する予定であり、2階建て12戸、一戸あたり約26平方メートルの宿舎を宇和町内に建設するとの答弁であった。

子育て支援課所管分では、児童交通公園管理事業において、撤去が必要な遊具についての今後の撤去予定についての質疑があり、今回の予算計上で撤去する遊具で、子育て支援課所管分の危険遊具は全て撤去される予定であるとの答弁であった。

環境衛生課所管分では、資源ごみ処理委託事業に関し、発泡スチロールの処理についての質疑があり、四国中央市の製紙会社で固形燃料としてリサイクルされており、電気料、運搬費用などを含めた物価高騰分を予算計上しているとの答弁であった。

医療対策室所管分では、医師確保のための出張旅費についての質疑があり、東京、大阪の移住フェア等へ出向くための旅費であり、医療従事者に特定したものではないが、西予市での仕事に関しての情報提供ができるものと考えている。「移住フェアを活用した医師確保」は、令和3年度の市議会からの提言による今回初めての取り組みであり、この機会を活用して医師確保に努めたいとの答弁であった。

関連して、産科・小児科新規開業促進事業について質疑があり、創設して2年になるがまだ開業希望者がいないため、しっかりPRしていきたいとの答弁であった。

西予市が最も必要とする診療科について質疑があり、西予市民病院には2名、野村病院には1名の整形外科医師がいるが、二次救急集約のためにはさらなる確保が必要であるとの答弁であった。また、確保する医師の年齢制限についての質疑があり、現在も65歳を超えた医師が勤務していただいております、年齢を考慮したうえで、引き続き確保に努めていきたいとの答弁であった。

委員からは医師をはじめとする医療従事者の確保について、様々な取り組みが行われているが、引き続き、熱意をもって誠意のある姿勢でしっかりと取り組むことが大事であるとの意見があった。

議案第85号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)」の福祉課所管分では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について、コロナ禍での住民税の非課税世帯数について質

疑があり、令和4年度に新たに非課税世帯等になった方が対象世帯であり、令和4年度に対象となり得る世帯が約900世帯、税情報収集を行う必要がある令和4年1月1日に西予市に住所のなかった転入世帯、令和4年1月以降に収入が激減した家計急変世帯を含め、1,100世帯分を予算計上している。原則口座振り込みになるが、口座を持たない方に対しては窓口での受取りも対応するとの答弁であった。

また、非課税世帯、家計急変の世帯を考慮した事業であるが、生活困窮者をカバーできているのかとの質疑があり、対象者の拡大については生活困窮者の解釈が国の制度との矛盾を生じさせないため、見送っており、速やかに且つ的確に給付することに尽力している。今後、コロナ禍の状況によって西予市独自の施策を調査、研究していきたいとの答弁であった。

陳情第1号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情」については、労働安全規則等の改正による女性トイレの設置基準は、現在のところ確立されたものではない。また女性トイレの確保については女性の権利が尊重されるものであり、その会社等の理念によって、女性をしっかりと考える事業所、そして社会ができ上がっていくものであるなどの理由から全会一致で不採択と決した。

以上、委員会審査報告とする。

令和4年6月24日

厚生常任委員会
委員長 竹崎 幸仁

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第75号 西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について

議案第77号 西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について

議案第80号 西予市営土地改良事業の施行について

議案第81号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)

(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)

議案第82号 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第83号 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第85号 令和4年度西予市一般会計補正予算(第3号)

(歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)

以上7議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第75号「西予市明浜柑橘加工施設搾汁・充填機器製作委託業務請負契約について」では、製作する搾汁充填機器の能力について質疑があり、現在の施設はベルト式で、1日の処理能力は約8トンとなっており、温州ミカンの出荷が集中する11月から12月には搾汁作業が間に合わない状況となっている。新しい施設では、1日16トンから24トン処理可能なインライン方式と1日7.2トンから9.6トン処理可能なベルト方式を併用する施設となる。インライン方式で搾汁されたジュースは万人向けの味で歩留りも50%、生産能力とともにすぐれており、今回整備する加工施設の主力機と考えている。また、ベルト方式は消費者の食味評価が一番高く、歩留りは40%で明浜オリジナルの特徴を出せる可能性があると考えているとの答弁であった。

議案第77号「西予市明浜柑橘加工施設の設置及び管理に関する条例制定について」では、柑橘農家の今後について質疑があり、明浜の柑橘については、実効性のある農地情報の整理の可視化、担い手の確保育成、持続した農業経営の3つの基本目標の取組を実施して、新規就農希望者の移住・定住に対する支援や実効性のある取組を推進するため、生産者、関係団体、行政がともに明浜地区全体で取り組んでいくための西予市明浜地区柑橘農業活性化計画を策定しており、意欲のある農業者を育てていきたいとの答弁であった。

議案第80号「西予市営土地改良事業の施行について」では、受益面積1反当たりの地元負担金について質疑があり、受益面積が771反となるため、1反当たりの地元負担金は約2万4000円となるとの答弁であった。

議案第81号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第2号)」の経済振興課所管分では、四国西予ジオミュージアムで委託する業務内容と委託先について質疑があり、主な業務は来館者のチケット販売やグッズ販売等の窓口業務で、週3日ずつの2名体制で予定しており、委託先は一般社団法人西予市観光物産協会を考えているとの答弁であった。

農業水産課所管分では、明浜柑橘加工施設整備事業における杭工事の予算計上について質疑があり、少しでも処理能力の高い優良な施設を整備するため、搾汁充填機器について有識者の意見を取り

入れながら設計に反映させてきた。そのため施設内部に設置する機器類の決定が遅延し建屋規模の確定が遅れ、建設位置が定まらず、それに伴い地質調査が遅延し、成果が上がってきた時期が2月となり杭工事費用を当初予算に反映することができず今回の補正に計上することとなったとの答弁であった。

建設課所管分では、野村地区市道3路線の災害復旧工事について質疑があり、現在、栗木川平線及び赤木佐須線の2路線は全面通行止め、阿下釜川線は片側通行としている。現時点ではどのくらい通行止めになるかはっきりしていないが、復旧工事の内容からすると、ある程度の全面通行止めの期間ができると予測している。できるだけ通行止めの期間を短くするよう落札業者と協議・検討を行い進めていきたいとの答弁であった。

議案第83号「令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」では、施設の稼働率について質疑があり、宇和处理区・野村処理区ともに40%程度の稼働率となっており、宇和处理区に関しては、今後、公共下水道周辺にある農業集落排水施設を統合し、稼働率を80から90%にあげていきたいと考えている。現時点では、令和5年度に永長、神野久処理区、令和7年度に中川処理区の接続を検討しているとの答弁であった。

議案第85号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第3号）」経済振興課所管分では、G o T o 買い物キャンペーンの商品券を1人上限、1店舗2冊までとしているが管理できるのかとの質疑があり、購入の際に購入者の氏名、住所等を記入してもらい購入履歴のわかるものを各取扱店舗で作成し、3冊以上の購入ができないよう管理したいと考えているとの答弁であった。

農業水産課所管分では、施設園芸燃油高騰対策支援事業補助金及び畜産飼料高騰対策支援事業補助金の周知方法について質疑があり、広報せいよや西予市ホームページ、防災無線、J A 東宇和の生産部会等を通じて農家の方々へ申請の呼びかけを行いたいとの答弁であった。

また、今回の補正で、経済振興課・農業水産課において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受ける市内中小企業者等に対し支援するための補正予算が計上されているが、施設園芸や畜産農家を除く農林漁業者、バス会社等今回の事業対象から外れている事業者への支援対策は考えているかとの質疑があり、今回の補正は、国から配分される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、限られた財源を使って行う事業となる。今後、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の補正予算が編成され、地方に配分される予定と聞いており、それらを活用し、支援ができない分野に対しても対応していきたいと考えているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和4年6月24日

産業建設常任委員会

委員長 井関 陽一